

# 行財政改革に関する計画素案

平成 27 (2015) 年 11 月  
川崎市

## 行財政改革に関する計画素案について

本市では、平成 26 (2014) 年 3 月に「川崎市行財政運営に関する改革プログラム」を策定し、市役所内部を中心とした改革を推進しているところです。

また、平成 27 (2015) 年 3 月には、より質の高い市民サービスを提供していくための見直しの考え方をとりまとめた「今後の事務・サービス等のあり方」を策定し、さらには、これに示す考え方に基づく具体的な取組を含め、新たな行財政改革を推進していくための計画策定に向け、本市の現状・課題や、計画の考え方、市役所内部の改革を中心とした具体的な取組内容等を、「行財政改革に関する計画の考え方と取組の方向性」としてとりまとめ、平成 27 (2015) 年 7 月に公表を行ったところです。

このたび、「計画の考え方と取組の方向性」についてのパブリックコメント手続きや、「かわさき改革カフェ」の実施による市民の皆様からの御意見も踏まえ、さらに市民サービス等の再構築の取組内容などを反映した「行財政改革に関する計画素案」をとりまとめましたので、再度、広く市民の皆様からの御意見を募集いたします。

今後は、いただいた御意見を踏まえ、更なる検討・調整などを行いながら、平成 28 (2016) 年 3 月を目途に計画を策定してまいります。

### 御意見の募集について

#### 【募集期間】

平成 27 (2015) 年 11 月 14 日 (土) から平成 27 (2015) 年 12 月 14 日 (月) まで

#### 【提出方法】

次のいずれかの方法で御意見をお寄せください。書式は自由ですが、巻末に「意見書」を添付してありますので、コピー等によりご利用ください。

#### ■ F A X、郵送、持参による提出

F A X : 044-200-0622

郵送又は持参先 : 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地  
総務局行財政改革室 (第 3 庁舎 10 階)

#### ■ インターネットによる提出

市のホームページ (「意見を募集している政策等」のページ) から御意見の提出が可能です。アドレス及び Q R コードは次のとおりです。

<http://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/160/0000072149.html>



## 目 次

第1章 計画策定の背景	1
1 これまでの行財政改革の取組	1
2 現状と課題	2
(1) 人口減少期を見据えた行財政運営の必要性	2
(2) 計画的な財政運営の必要性	3
(3) 中長期を見据えた施設の効率的な維持管理や保有量の最適化の必要性	6
(4) 市民満足度の一層の向上の必要性	8
(5) 改革意識を持った職員の育成の必要性	9
(6) これまでの改革の検証に基づく手法転換の必要性	11
第2章 計画の考え方	12
1 計画の目的と位置付け	12
2 基本理念	13
(1) 市民ニーズと地域課題の的確な把握	13
(2) 市民サービスの「質的改革」の推進	13
(3) 市役所内部の「質的改革」の推進	14
(4) 効率的・効果的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち」の実現	14
3 改革の実現に向けた基本的な姿勢（「3D改革」の推進）	14
4 計画期間	15
第3章 改革の取組	16
取組1 「共に支える」	16
取組2 「再構築する」	19
取組3 「育て、チャレンジする」	25
第4章 各局等改革実施プログラム	28
第5章 今後の財政運営の基本的な考え方（素案）	104
第6章 推進体制	110
参考資料	111



# 第1章 計画策定の背景

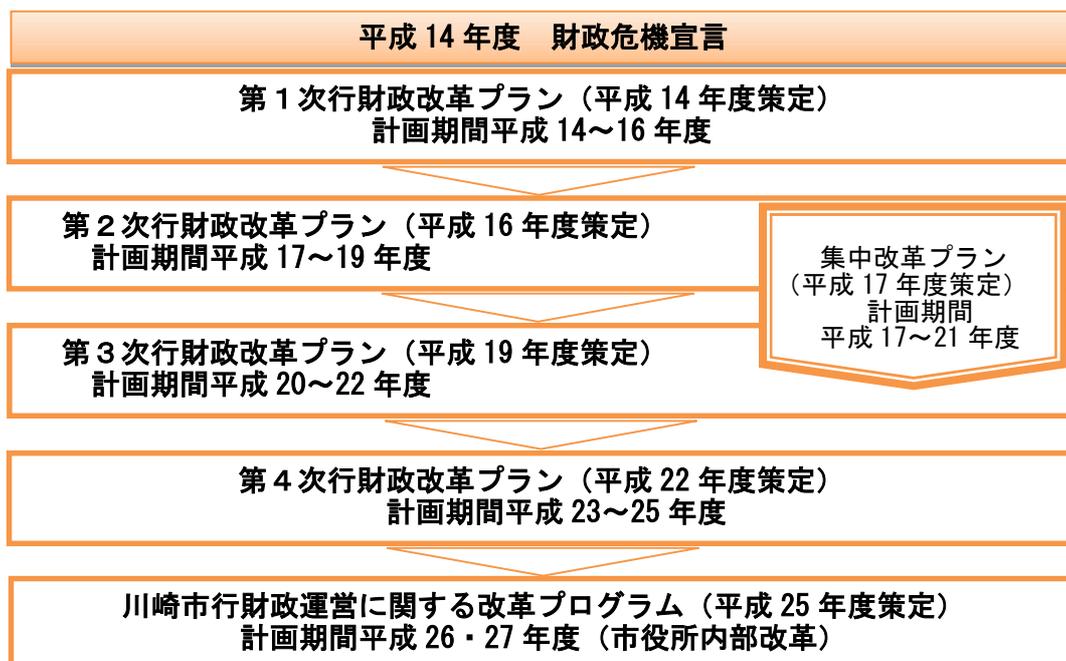
## 1 これまでの行財政改革の取組

本市は、過去、高度経済成長期や昭和47（1972）年の政令指定都市への移行に伴う市民ニーズの拡大への対応とともに、右肩上がりの経済成長を前提とし、都市間で競って先駆的な市民サービス提供に取り組むため、行政機構を拡大してきました。

その後、バブル経済の崩壊に端を発する構造的な歳入減等により財政再建団体への転落も想定される危機的状況から、図表1のとおり、平成14（2002）年7月に「財政危機宣言」を行った以降、これまで4次にわたる行財政改革プランを策定し、「民間でできることは民間で」を基本とした「行政体制の再整備」により、行政のスリム化に取り組むことで、約3,000人の職員数削減など、大きな効果を上げてきました。

しかしながら、本市を取り巻く環境は、少子高齢化の進展など、「2 現状と課題」に示すとおり大きく変化するとともに、さまざまな課題が顕在化してきており、これまでの取組の検証や課題の整理を行った上で、こうした状況に対応した、新たな行財政改革の取組が必要となっています。

図表1 これまでの行財政改革の取組



## 2 現状と課題

### (1) 人口減少期を見据えた行財政運営の必要性

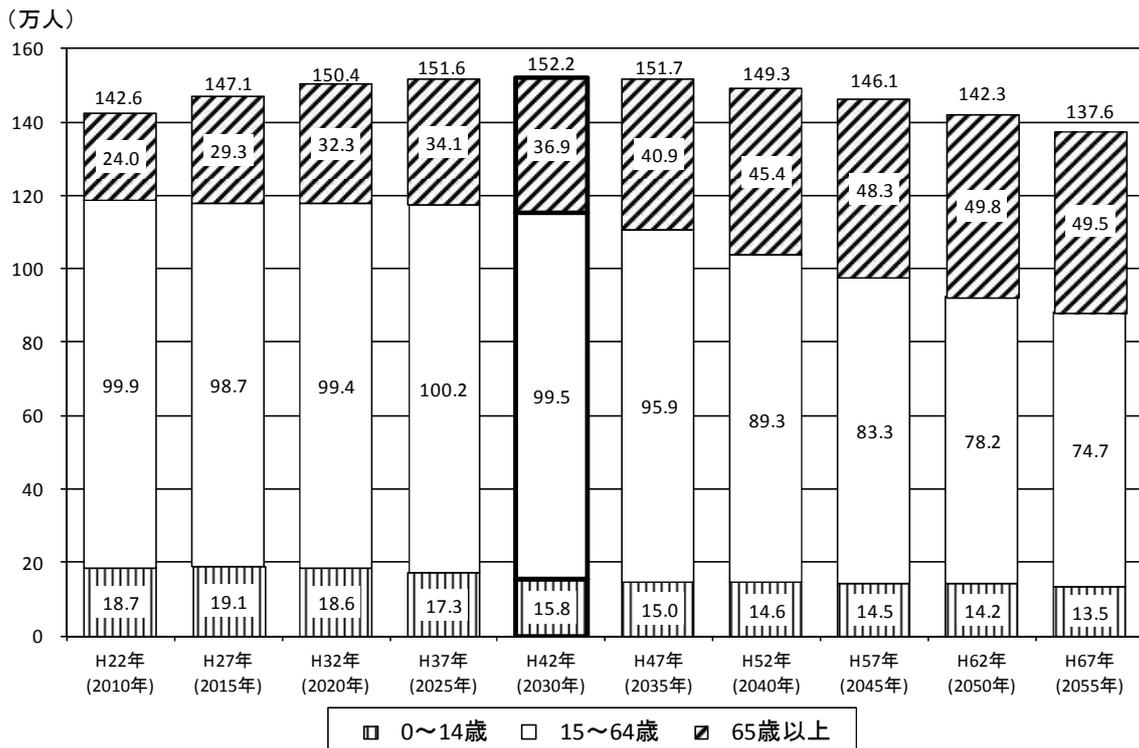
我が国においては、少子高齢化の一層の進展により、既に人口減少社会に突入しています。

一方、本市は、地理的要因や魅力あるまちづくりの奏功などにより、若い世代を中心とした人口流入（社会増）が継続しており、そうした要因もあって、出生数が死亡数を上回る状況（自然増）も続いています。平成26（2014）年8月の本市将来人口推計（図表2）では、平成26（2014）年10月現在146.1万人の人口は、ピークとなる平成42（2030）年の約152.2万人まで増加を続け、その後、減少していくことが見込まれています。

しかしながら、こうした人口が当面増加し続ける状況においても、年少人口（15歳未満）は平成27（2015）年をピークに減少し、また、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）も平成37（2025）年をピークに減少していくことが見込まれています。一方、老年人口（65歳以上）は増加を続け、40年後の平成67（2055）年には、現役世代1.5人で高齢者1人を支える状況が見込まれるなど、少子高齢化は、一層進展していくことが想定されています。

本市は、引き続き見込まれる人口の増加等による市民ニーズに的確に対応しながら、将来確実に到来する人口減少期を見据えた行政運営の仕組みへと変革させる、大変難しい取組を進めなければならない状況にあります。

図表2 本市将来人口推計（平成26（2014）年8月）



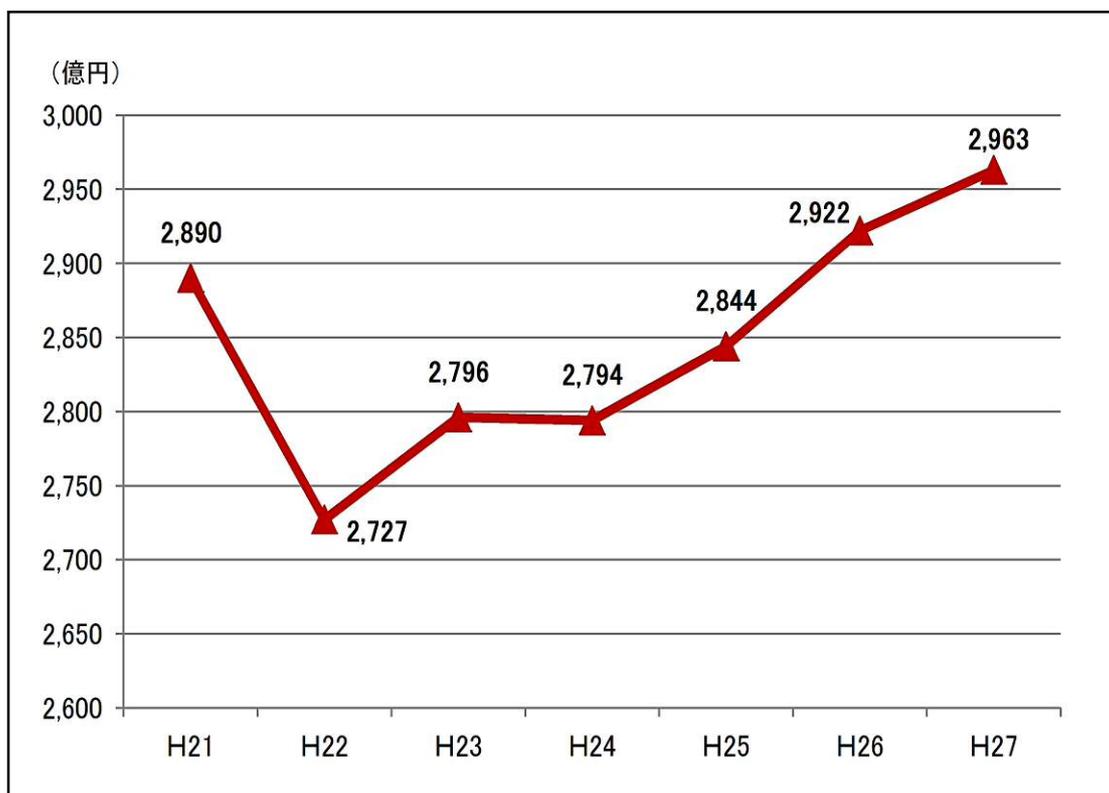
## (2) 計画的な財政運営の必要性

本市の市税収入は、人口の増加などによる納税者数の増加、景気回復による所得の増加などにより堅調に推移し、近年は増加傾向にあります（図表 3）。

一方、生活保護世帯数の増加や待機児童対策の推進等により扶助費<sup>1</sup>は年々増加し、平成 27（2015）年度には歳出予算の 4 分の 1 を超える 25.5% に達しています。また、公債費は、これまでの公共施設の整備などに活用した市債の償還のため、毎年度 700 億円を超える規模で推移しています（図表 4・図表 5）。

こうした状況から、人件費・扶助費・公債費を合わせた義務的経費は、その歳出予算に占める割合が平成 22（2010）年度に 50% を超えて、平成 27（2015）年度には 52.7% に達しており、財政の硬直化が一層進んでいる状況です。

図表 3 市税収入の推移（当初予算）

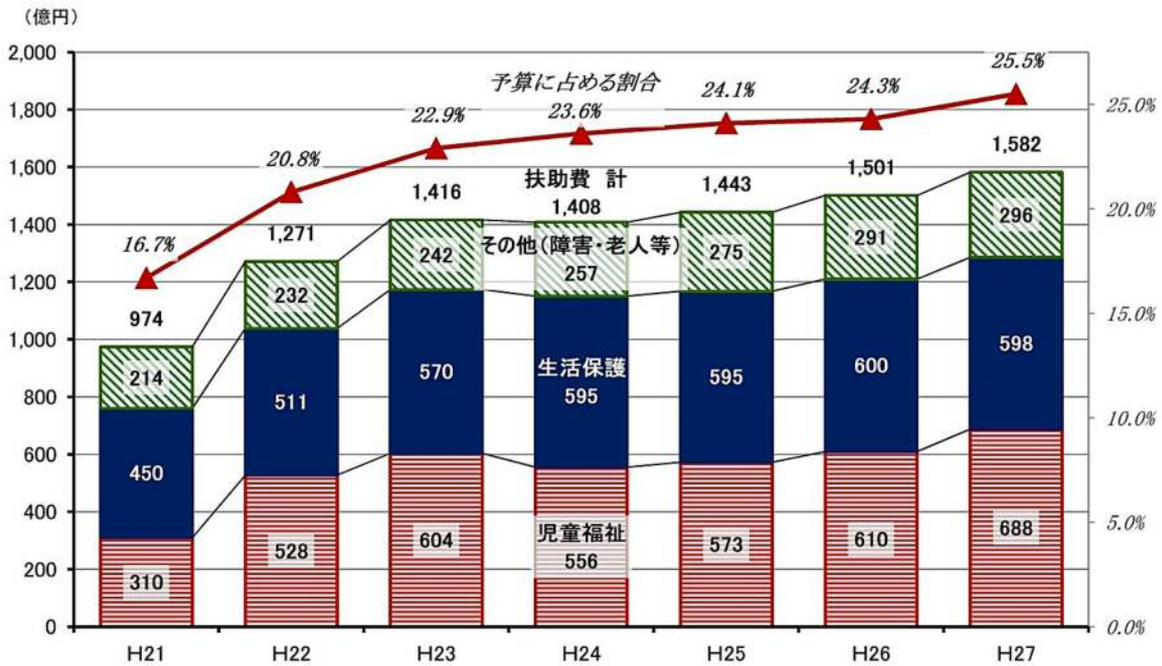


<sup>1</sup> 社会保障制度の一環として、市民生活の維持・安定のために現金や物品を給付する経費

図表 4 義務的経費の予算額と当初予算に占める割合の推移

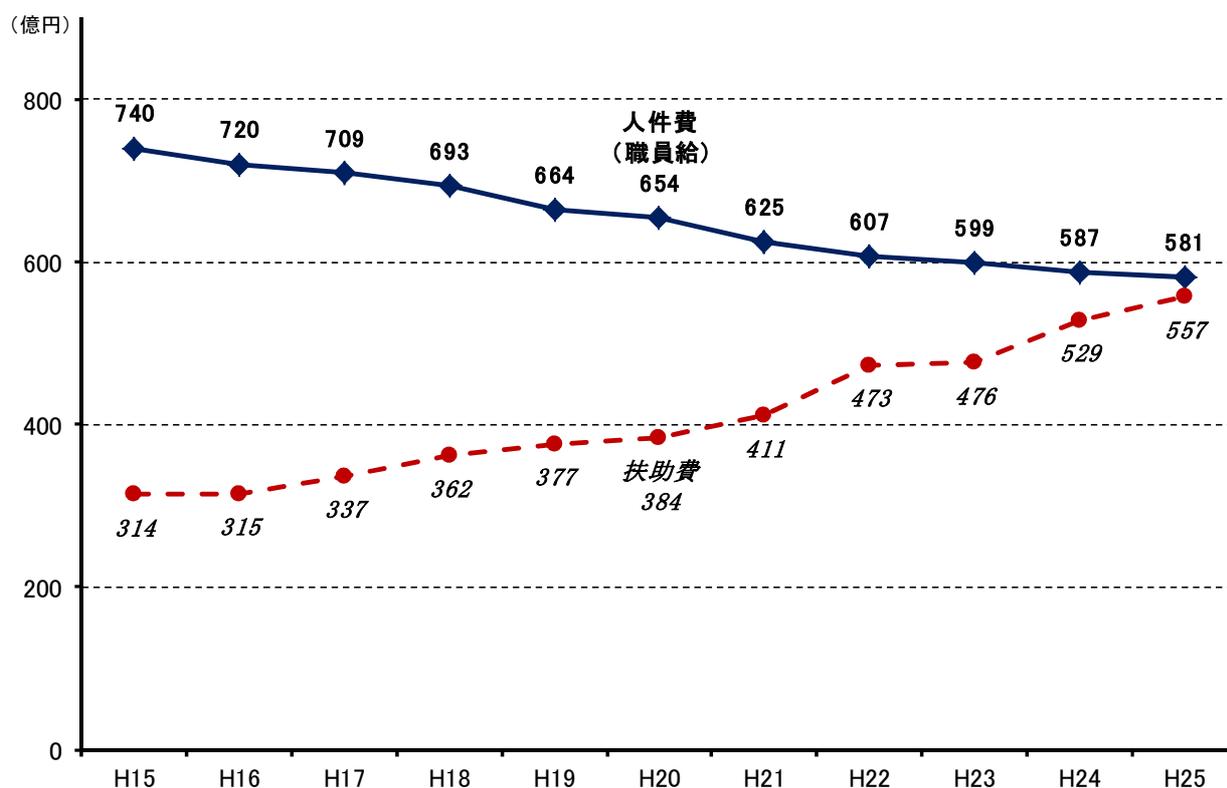


図表 5 扶助費予算額と当初予算に占める割合の推移



こうした厳しい財政状況が続く中、これまでの行財政改革プランに基づく「民間でできることは民間で」を基本原則とした業務の委託化や、公の施設における指定管理者制度<sup>2</sup>の導入等の改革を進め、職員数削減に取り組んできました。一方で、扶助費は、平成 20（2008）年度のリーマンショックにより大きく増加し、その後も少子高齢化への対応により増加を続けており、職員数削減による財政的効果は、結果として相殺されている状況となっています（図表 6）。

図表 6 人件費・扶助費 一般会計決算額（一般財源<sup>3</sup>ベース）



行財政改革の取組を引き続き進めながらも、その財政的効果が限定的となる中で、平成 24（2012）・25（2013）年度決算では、待機児童の解消をはじめとした社会保障施策の充実などに切れ目なく取り組むため、臨時的な措置として、減債基金<sup>4</sup>から新規借入を行いました。

<sup>2</sup> 公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。行政処分であり、委託とは異なる。

<sup>3</sup> 収入した時点でその用途が特定されていないで、地方自治体の裁量によって使用できる財源

<sup>4</sup> 将来の市債償還のための財源を確保し、財政の健全な運営に資するために積み立てている基金

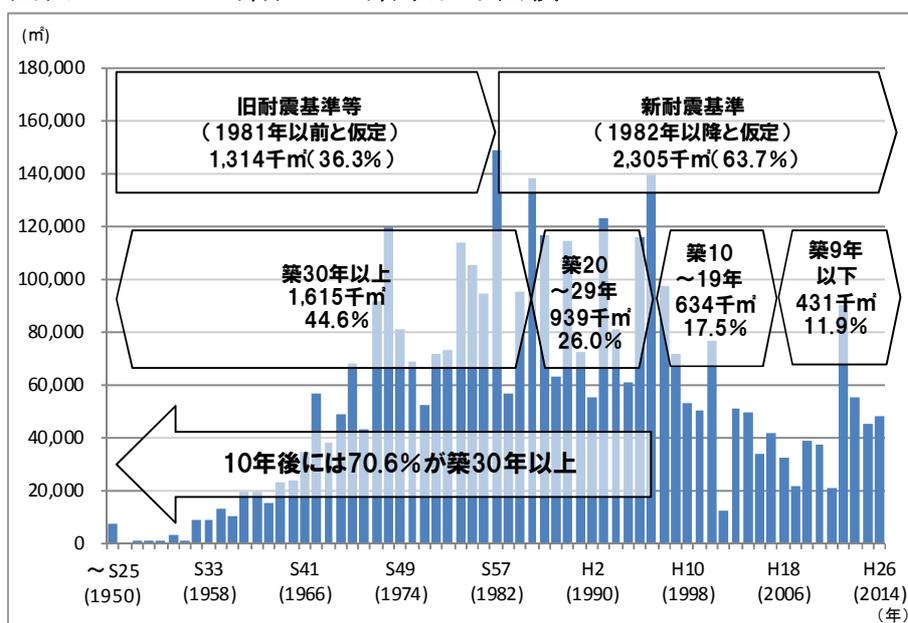
また、平成 26（2014）年度決算・27（2015）年度予算においても、市税や地方消費税交付金が増加するものの、地方交付税<sup>5</sup>及び臨時財政対策債<sup>6</sup>の減少などにより歳入全体が増加しない中で、これまで計画的に進めてきた施策に時機を逸することなくしっかりと取り組むため、減債基金からの新規借入を行い対応することとし、平成 24（2012）年度から平成 26（2014）年度の借入累計額は 126 億円となりました。

今後も、経済成長に伴う市税等の増収が見込まれる一方で、社会保障関連経費の増加や大規模施設の整備などにより、財政需要が増加することから、これらの動向を注視しながら計画的に財政運営を行っていく必要があります。

### （3）中長期を見据えた施設の効率的な維持管理や保有量の最適化の必要性

本市は、社会教育施設や、文化施設・学校施設などの建築物、道路、橋りょうなど、市民の豊かな暮らしと、あらゆる社会経済活動を支えるためのさまざまな施設を保有しています。これらは、高度経済成長期や、政令指定都市への移行により集中的に整備されたものも多く、公共建築物については、現状の施設をそのまま保有することを前提とした場合、10 年後には、全体の約 7 割が築 30 年以上となり（床面積で算定）、施設の老朽化に伴う今後の集中的な大規模修繕・更新期の到来が懸念されます（図表 7）。

図表 7 公共建築物の建築年別床面積



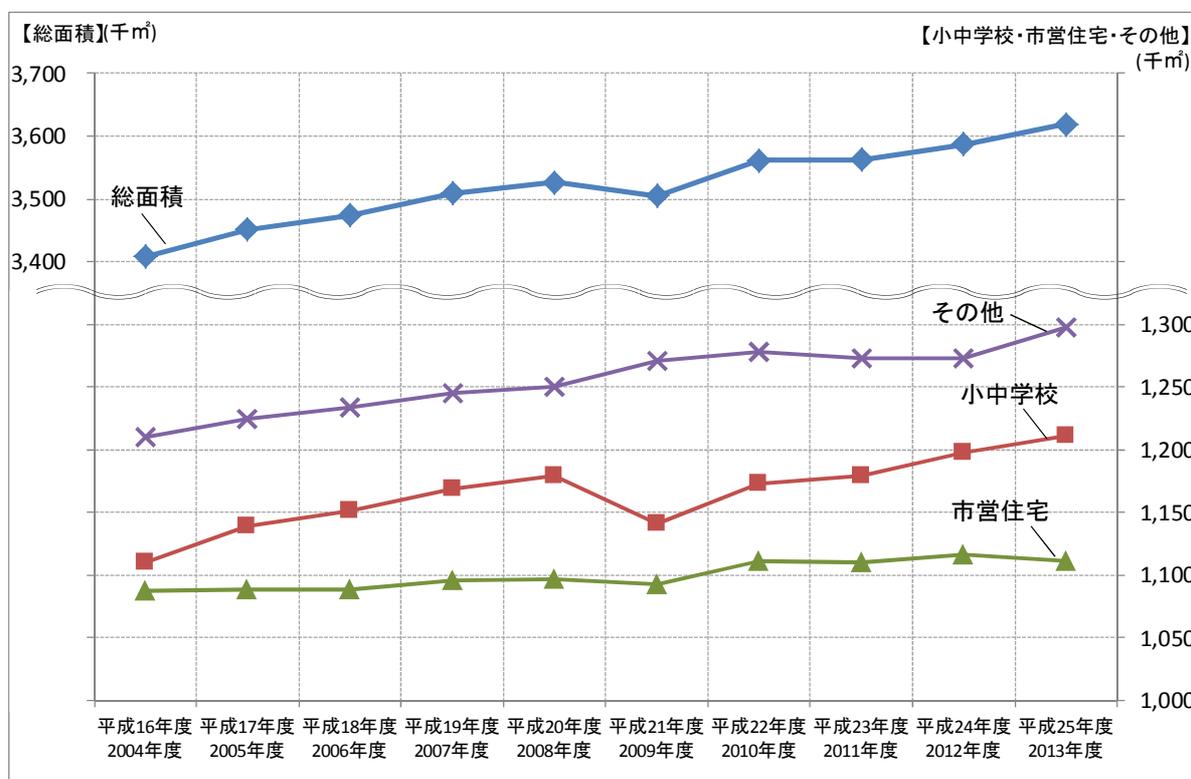
<sup>5</sup> 税源の不均衡を調整することによって、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう、国が地方公共団体に対して交付するもの

<sup>6</sup> 地方交付税の財源不足を補うために国と地方が折半して負担し、その地方負担分として発行する市債

また、公共建築物の総床面積は、児童生徒の増加に対応するための小中学校の新設等や、低層・市営住宅の建替え時における居室スペース等の拡大などにより、平成16（2004）年度から平成25（2013）年度までの10年間で約21万㎡増加しています（図表8）。このことは、今後の公債費や維持管理経費の負担はもとより、将来的には大規模修繕等が必要となるなど、中長期にわたる財政負担増大の要因となります。

したがって、本市施設の状況をあらゆる角度から分析し、さらに、地区別・年齢別の人口動態等も十分に考慮し、施設のあり方を再検証した上で、中長期を見据えた施設の効率的な維持管理や保有量の最適化を進めていく必要があります。

図表8 公共建築物の総床面積の推移



#### (4) 市民満足度の一層の向上の必要性

平成 27 (2015) 年度に実施した、郵送と、他の政令指定都市との比較検討を行うためのインターネットを活用した「WEB版」の2つの手法による市民アンケート(詳細は、P.120・P.121 参照)によれば、「日々の生活に身近な行政サービスについての満足度」において、「満足している」と「ある程度満足している」を合わせた割合は、郵送版アンケートでは 53.0%と半数を上回る水準となっており、また、WEB版アンケートでは政令指定都市中第1位の水準である 38.4%という結果となりました(図表 9)。

今後も、市民との積極的な情報共有を通じ、地域の課題や市民ニーズをより的確に捉え、真に必要とされるサービス提供を行うことなどにより、市民満足度の更なる向上を図っていく必要があります。

図表 9 「日々の生活に身近な行政サービスについての満足度」の市民アンケート

		満足している・ ある程度満足している	どちらともいえない	あまり満足していない・ 満足していない
川 崎 市 結 果	郵送版①	53.0%	28.5%	17.3%
	WEB版②	38.4%	39.0%	22.6%
	差異(①-②)	14.6%	▲10.5%	▲5.3%
全 体 結 果 ( W E B 版 ベ ー ス)	全政令指定都市平均値	33.7%	42.7%	23.6%
	政令指定都市最高値	38.4% ※最大値	38.5% ※最小値	18.6% ※最小値
	川崎市順位	1位 ※値の大きい順	2位 ※値の小さい順	4位 ※値の小さい順

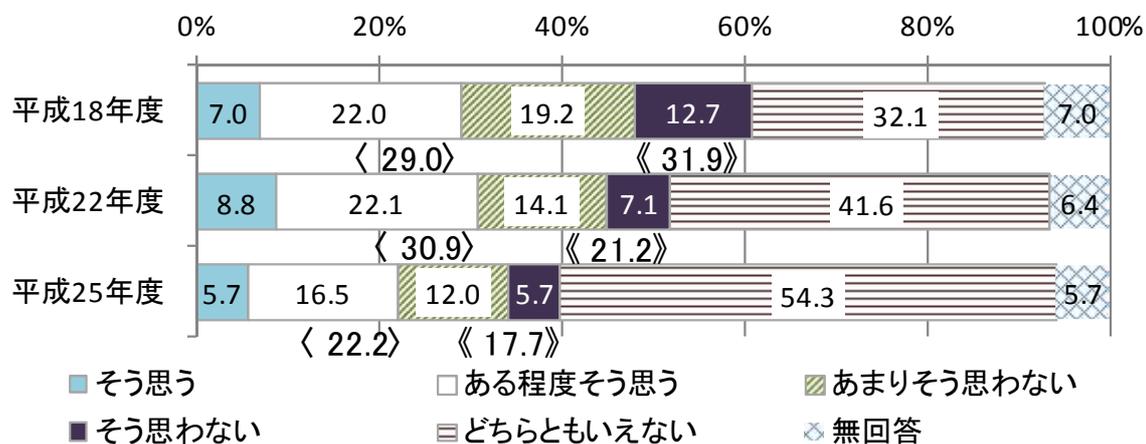
### (5) 改革意識を持った職員の育成の必要性

本市が毎年度実施している「かわさき市民アンケート」によれば、「職員の意識改革が進んでいるか」のアンケート（図表 10）に対して、「あまりそう思わない」と「そう思わない」を合わせた《そう思わない》の割合は、平成 18（2006）年度の 31.9%から平成 25（2013）年度の 17.7%へと減少しています。また、「そう思う」と「ある程度そう思う」を合わせた〈そう思う〉の割合も、29.0%から 22.2%へと減少しており、その結果、「どちらともいえない」が、2割を上回る大幅な増加となっています。

本市は、これまで、「市民に信頼される自治体をつくる」ことを目的に、3次にわたる人材育成計画を策定し、「市民志向」の視点も踏まえた「めざすべき職員像」を掲げ、職員の意識改革の取組を進めてきましたが、未だ改善の余地は大きい状況となっています。

したがって、これまで以上に市民目線で日々の業務改善に取り組む職員意識の醸成に向け、次ページの「働きやすさ・働きがいに関する職員アンケート」の結果も踏まえながら、人事制度や人事評価とも連携した計画的な人材育成の取組などにより、自発的かつ日常的に改革が実践される環境づくりを行っていく必要があります。

図表 10 「職員の意識改革が進んでいるか」についての市民アンケート



※図表中、各年度の〈 〉内の数値は、「そう思う」・「ある程度そう思う」の合計値。  
また、《 》内の数値は、「あまりそう思わない」・「そう思わない」の合計値。

～働きやすさ・働きがいに関する職員アンケート～

職員満足度の向上に向け、平成 27 (2015) 年度に実施した「働きやすさ・働きがいに関する職員アンケート」(アンケートの概要・分析結果の詳細は P.113～P.118 参照) を実施しました (図表 11)。

年代別、職位別などによる詳細な分析を行った結果は主に次のとおりです。

- 30代・40代のいわゆる「中堅職員」が、仕事上、過度な負担がかかっており、かつ、効率的に業務が行われていないと感じる傾向が強い。
- 係長級が、仕事上での過度のストレスを感じる傾向が強い。
- 主任、職員が、職場等での方針周知が足りておらず、また、職場の方針や業務の進め方の決定への参加の機会が少ないと感じる傾向が強い。
- 管理職とそれ以外の職員とで満足度の差が大きい (図表 12)。

以上から、総勤務時間数削減に向けた積極的な業務見直しや、心と身体の健康管理の推進、主任・職員に対する方針周知及び意思決定への参画機会の確保など、管理職のマネジメント力を強化する必要があります。また、効率的な業務遂行に向け、職場全体でも業務改善の取組を推進する必要があります。

加えて、能力や仕事の姿勢、成果への正当な評価、上司から部下への熱心な指導育成、職員の個性・能力を発揮させるための効果的な人材配置など、職員の意欲向上に向けた取組を推進する必要があります。

図表 11 働きやすさ・働きがいに関する職員アンケート

	平均点	
全設問 (全 30 項目)	2.98	※各項目につき、「そう思う」(4点)「やや思う」(3点)「あまり思わない」(2点)「思わない」(1点)の4つの選択肢により回答、総点数を単純平均して満足度を算出。
働きやすさに関する項目 (全 15 項目)	2.97	
働きがいに関する項目 (全 15 項目)	2.98	

図表 12 管理職とそれ以外の職員で差が大きかった設問

設問	管理職 (A)	管理職以外 (B)	(A) - (B)
全設問	3.22	2.93	0.29
管理職を中心とした業務見直し	2.88	2.42	0.46
職場の方針・意思決定への参加	3.77	2.78	0.99
上司のマネジメントが十分	3.32	2.93	0.39
方針の周知	3.39	2.97	0.42
効率的な業務推進	2.96	2.63	0.33

※全体の平均点が3点以下のものを中心に抽出

## (6) これまでの改革の検証に基づく手法転換の必要性

ここまでに示したもののほかにも、今後必要とされる職員の能力・意識や、組織風土、職場環境等に関して、次のような、さまざまな課題が顕在化しています。

- 効果的な民間活用の視点からの課題
  - ◇ 事業者と連携して事業を適切にマネジメントする職員能力の向上
  - ◇ 適正なモニタリング体制の構築
  - ◇ 職員の必要な技術・技能の確保
- 多様な主体との協働・連携の一層の推進の視点からの課題
  - ◇ 協働・連携により地域課題を解決する職員能力の向上
  - ◇ 協働・連携を一層効果的に推進する体制等の基盤の構築
- 効率的・効果的な業務の進め方の視点からの課題
  - ◇ チームワークによりさまざまな課題を解決する組織風土と意識の醸成
  - ◇ 内部事務のスリム化
  - ◇ 単純な事務ミスの解消
- その他全般的な課題
  - ◇ 恒常化した時間外勤務の縮減
  - ◇ メンタルヘルス不調者を生まない職場づくり など

また、「1 これまでの行財政改革の取組」、「(2) 計画的な財政運営の必要性」で述べたとおり、従来からの、職員数の削減を一つの目標とした、いわゆる「量的改革」は、トップダウンにより取組の方向性を示し、それに向け全庁で取り組むことで、行政体制のスリム化といった面で一定の成果を上げてきました。しかしながら、少子高齢化の一層の進展等により多様化・増大化する市民ニーズや課題に、従来からの量的改革や、トップダウンによる一律的な改革手法のみで対応していくことは、困難な状況ともなっています。

したがって、効率的な行財政運営の視点から、必要な量的改革は引き続き推進しながら、市民満足度の向上を目標に据え、改革手法の転換を図る必要があります。

## 第2章 計画の考え方

### 1 計画の目的と位置付け

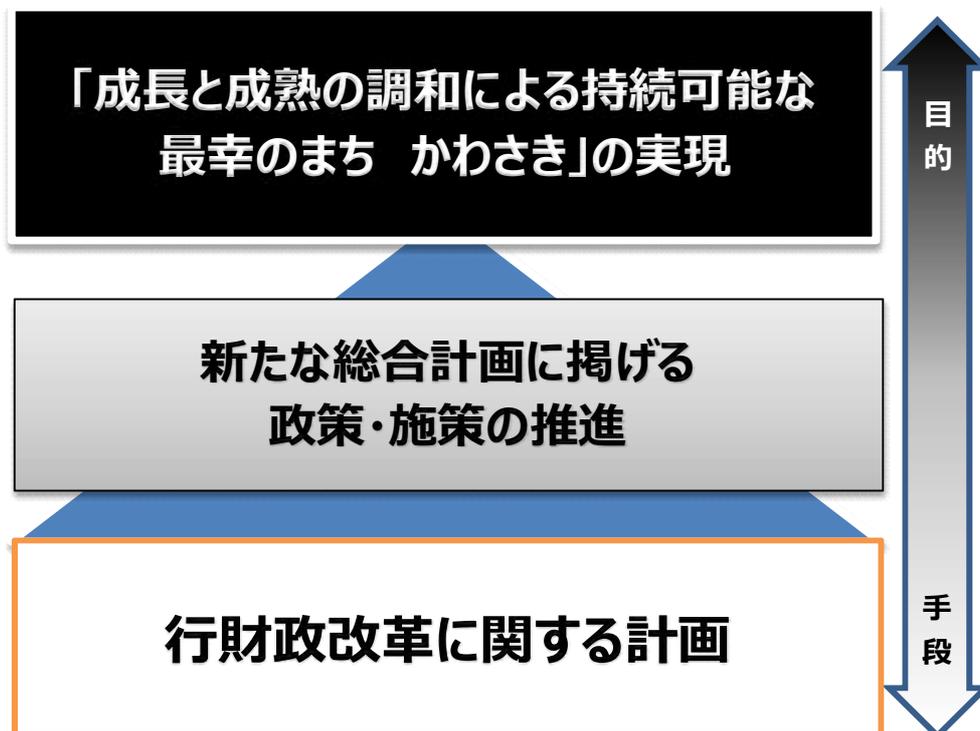
「第1章 現状と課題」を踏まえ、こうした状況に的確に対応するとともに、「最幸のまち かわさき」の実現に向けた新たな総合計画に掲げる政策・施策を着実に推進するため、本計画は、必要な経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報を確保し、市民満足度の高い市政運営を推進するものとして位置付けます（図表13）。

具体的には、成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられる川崎に向けた施策を推進するため、

- 【ヒト】 将来を見据え、必要な人材と最適な組織を確保し、
- 【モノ】 市民満足度の向上に向けた質の高い市民サービスの提供を確保し、
- 【カネ】 中長期的視点に立ったあらゆる手法により財源を確保し、
- 【情報】 市民ニーズや地域課題を的確に把握するため、市民との情報共有を確保

していくことが、今後の行財政改革の目的です。

図表 13 行財政改革に関する計画の位置付け



## 2 基本理念

超高齢社会の到来など、これまで経験したことのない社会状況の変化に対応していくためには、市政運営の手法や市役所を変革させていく必要があります。

今後、これまで進めてきた行政体制のスリム化だけでは、市民サービスを低下させる恐れもあり、地方分権社会の進展に伴い国、県から移譲されたさまざまな権限を活かしながら、前例や固定観念等に捉われず、「市民目線」を基本とした発想の転換により、市政運営の手法を自己決定、自己責任で変えていくことが重要です。また、その成功事例を積み重ねていくことで、将来想定される厳しい社会状況においても、市民に求められる質の高いサービスを継続的に提供し、地域全体が発展し続けるまちづくりを進めていくことが可能となります。

こうした「自律」による市政運営への変革に向け、次の4つの基本理念に基づく行財政改革を推進します。

### (1) 市民ニーズと地域課題の的確な把握

より多くの市民の納得と共感をいただける、市民本位の市政運営に向け、市民ニーズを的確に把握し、地域に根差した課題解決を行うため、

- 職員意識の醸成や、ICT<sup>7</sup>の活用による効果的な情報発信
- 職員が積極的に現場に足を運ぶことによる市民との対話
- 継続的な意見交換の場の設置

に取り組めます。

### (2) 市民サービスの「質的改革」の推進

真に必要とする方へ、より質の高いサービスを確実に届け、市民満足度の一層の向上を図るため、市民サービスについては、

- 多様な主体との協働・連携や区役所の果たすべき役割等を踏まえた最適な提供主体の選択
- 将来を見据えた課題解決への創意工夫
- ICTの活用による利便性の向上
- 広域連携や、地方分権改革の推進
- 世代間の受益と負担を考慮した再構築
- 優先順位付けや、当初目的の薄れたものの見直し

に取り組めます。

---

<sup>7</sup> Information and Communications Technology の略。情報通信技術のこと。

### (3) 市役所内部の「質的改革」の推進

職員と市役所組織の質の向上を図るため、職員については、

- 新たな価値の創出に向けた豊富な発想力と改革意識の醸成
- 失敗を恐れないチャレンジ精神の醸成
- 地域の多様な主体の力が一層発揮できるコーディネート力の育成

を行います。また、そうした取組を後押しするため、組織については、

- 日常的に改善・改革を実践する風土の醸成
- 新しいことを受け入れる風土の醸成
- 働きやすい、働きがいのある環境づくり

に取り組めます。

### (4) 効率的・効果的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち」の実現

誰もが幸せを感じられる川崎がいつまでも続くよう、将来的な効果創出も見据え、

- 簡素で効率的・効果的かつ機動的な組織の整備
- 債権確保の強化
- 施設の効率的な維持管理や保有量の最適化

などの効率的・効果的な行財政運営に取り組めます。

## 3 改革の実現に向けた基本的な姿勢（「3D改革」の推進）

本市を取り巻く課題が多様化する中、トップダウンによる一律的な手法では、課題に柔軟かつ的確に対応することは困難であり、市民サービスの最前線である現場を起点としてはじめて、それぞれの事業の実態や特性に応じた多様な改革を生み出すことが可能となります。

したがって、職員一人ひとりが、前例や固定観念に捉われることなく、コスト意識や危機意識を持ち、市民目線で日々の業務改善に努めることにより、「全ては市民のために」をスローガンとした、「だれもが」・「どこでも」・「できることから」の「3D改革」を推進します。

また、これにより、各施策分野で、社会状況の著しい変化に対応した先駆的な取組に挑戦し、さまざまな成果を生み出すことで、「川崎モデル」と誇れる事業モデルの創出に努めます。

## 4 計画期間

計画期間は、平成 28（2016）年度及び平成 29（2017）年度の 2 か年度とします。

ただし、新たな総合計画における基本計画の計画期間である今後の概ね 10 年間を見据えた取組とします。

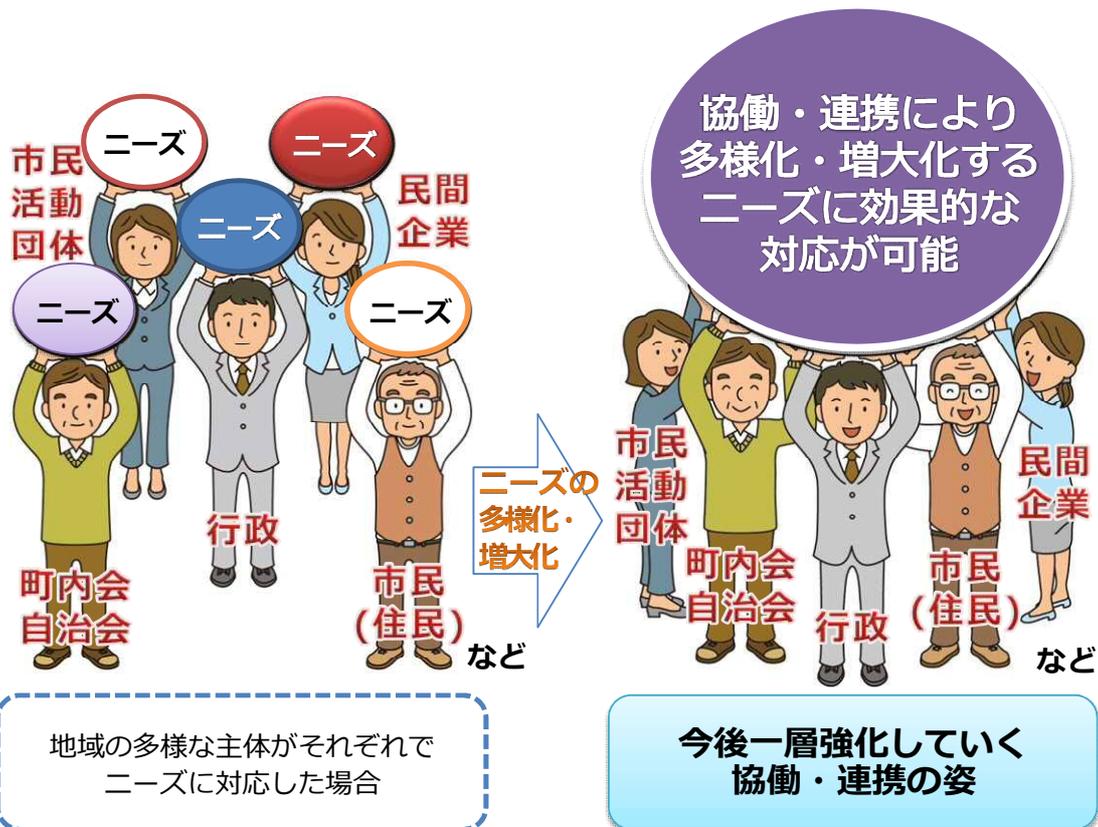
## 第3章 改革の取組

### 取組1 「共に支える」

市政情報を、積極的に、より分かりやすく、かつ、伝わるように発信し、市民をはじめとする皆様の納得をいただきながら、行政、市民、町内会・自治会、市民活動団体、企業等の多様な主体が、適切な役割分担の下、それぞれの強みを活かした、協働・連携によるまちづくりを推進します。

また、その実現に向け、継続的な意見交換の場を設けるとともに、職員が積極的に現場に足を運び、良質なコミュニケーションの形成のもと、地域の課題や、考え方を理解し、共感し、多様な主体とともに課題解決に取り組む体制・基盤を構築します。

図表 14 多様な主体との協働・連携によるまちづくりのイメージ



## 【改革項目と主な取組内容】

### (1) 多様な主体が共に担うまちづくりの推進

- 少子高齢化の進展や、社会経済状況の変化に伴い、多様化・増大化する市民ニーズや地域課題に的確に対応するため、個人や家庭での取組や、町内会・自治会やボランティア団体等の活動とともに地域の中で互いに助け合う取組を一層支援します。
- 企業等も含めた地域の多様な主体との協働・連携による効率的・効果的な事業の実施や、市民のより幅広い活躍を可能とするための制度や仕組み、体制を構築します。

### (2) 区役所改革の推進

- 地域で活動を行っているさまざまな主体の取組を促し、お互いに助け合う地域社会の実現に向けて、区役所の機能強化に向けた取組等を推進します。
- 市民の立場に立った継続的なサービス向上に向け、区役所主体による取組等を推進します。

### (3) 市民との積極的な情報共有の推進

- 市政に関する情報を、課題も含め、SNS<sup>8</sup>などを活用した多様な手法により、分かりやすく、かつ効果的に発信するとともに、職員の広報に対する意識の醸成や、ブランディング<sup>9</sup>導入等の取組により、「伝える広報」から「伝わる広報」への転換を図ります。
- 情報発信の効果を測定し、その結果を踏まえた上で、更なる改善や、好事例の横展開に向けた取組を推進します。

<sup>8</sup> Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。

<sup>9</sup> ブランドとして認知されていないものをブランドに育て上げること、あるいは、ブランド構成要素を強化し、活性・維持管理していくこと。

- 市民目線での施策・事業を推進するため、**現場主義、対話主義の視点**から、**一層効果的な市民参加に向けた取組を推進**します。また、市民向けのアンケートについては、政策立案等での活用状況を再検証した上で、状況に応じた適切なテーマ設定等を行うとともに、インターネットの活用による調査手法の多様化など、効果的な手法への改善を図ります。

#### (4) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用

- 本市は、質の高い市民サービスの提供を可能とする民間企業が数多く立地しており、また、首都圏の中央に位置する優位性を有していることから、将来にわたる**必要な市民サービスの着実な提供と、その質の一層の向上**を主眼とした、**公と民の役割分担の見直しによる民間部門を最大限に活用した改革を、計画的に推進**します。
- **公共施設の整備・管理・運営に当たっての民間部門の活用**については、指定管理者制度や、PPP<sup>10</sup>・PFI<sup>11</sup>、施設の民間への譲渡などの手法から、状況に応じた**最も効果的なものを選択し、取組を推進**します。
- **適正なモニタリングや、それを可能とする体制構築等**を通じ、より質の高いサービス提供に向けた民間活用を推進します。

<sup>10</sup> Public Private Partnership の略。官民のパートナーシップによる公共サービスの提供手法のこと。

<sup>11</sup> Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

## 取組 2 「再構築する」

「最幸のまち かわさき」の実現に向け、限られた経営資源を効率的・効果的に活用することにより、多様化・増大化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応するとともに、持続可能な行財政運営を推進します。

具体的には、行政として担うべき役割を踏まえ、「ムリ・ムダ・ムラ<sup>12</sup>」を排除した、簡素で効率的・効果的な、活力ある市役所を構築するとともに、市民サービスについては、社会状況の変化に伴う再構築と提供手法の最適化を行い、質の一層の向上を図ります。

### 【改革項目と主な取組内容】

#### (1) 市民ニーズへの的確な対応に向けた組織の最適化

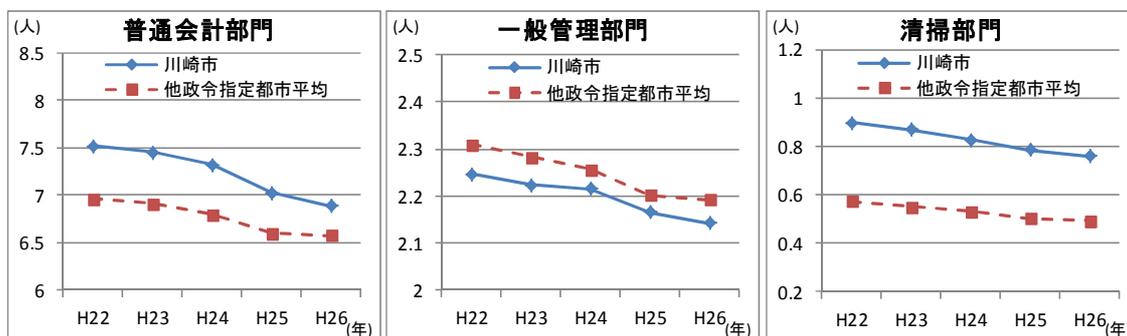
- 社会状況の変化や、市民ニーズに的確かつ迅速な対応が可能であり、かつ、責任の所在が明確であることを基本とした上で、業務量と規模のバランスのとれた、簡素で効率的・効果的な組織整備を推進します。
- 総合計画の着実な実施とともに、地域包括ケアシステムの構築、保育の質の確保や、児童相談業務、指定管理者等の民間活用におけるモニタリング、民間福祉施設等の監査指導、債権確保の強化、さらには、高齢期雇用・障害者雇用等の中長期的な対応も踏まえた組織整備等を行います。
- 図表 15 のとおり、「普通会計」部門<sup>13</sup>の人口千人当たりの職員数は、他政令指定都市<sup>14</sup>平均と比較すると多い状況にあり、「清掃」部門の職員数が多いことが、その一因となっていることから、引き続き、同部門を含め、事務・サービス等の水準を維持しつつ、効率化が可能な分野での委託化を推進します。

<sup>12</sup> 民間企業等において、業務の効率化・合理化を進める際に排除すべきとして挙げられる要素

<sup>13</sup> 「地方公共団体定員管理調査（総務省）」による全会計部門のうち、都市によって状況の異なる「公営企業等会計」を除いたもの

<sup>14</sup> 平成 22（2010）・平成 23（2011）年度は、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市の 18 都市。平成 24（2012）年度以降は、これに熊本市を加えた 19 都市

図表 15 人口千人当たりの職員数の推移と他政令指定都市平均との比較



なお、こうした取組等（詳細な取組内容は第4章参照）により、結果として、平成30（2018）年度の職員数は12,900人程度（権限移譲に伴う県費負担教職員の定数分を除く。）となる見込みです（平成27（2015）年度職員数13,189人）。

図表 16 平成27（2015）～平成29（2017）年度の組織最適化の主な取組内容

増要素	450人程度 (見込み)	(主な取組内容) ・地域包括ケアシステムの構築 ・保育の質の確保への対応 ・児童相談業務の充実 ・救急隊の適正配置 ・臨海部の活性化 など
減要素	750人程度 (見込み)	(主な取組内容) ・保育所の民営化 ・廃棄物収集業務等の委託化 ・水道事業及び工業用水道事業の再構築 ・市営バス営業所の管理委託の拡大 ・総務・政策部門の執行体制の効率化 など

※増要素については、権限移譲に伴う県費負担教職員の定数分を除く。

## (2) 給与・福利厚生制度の見直し

- 職務・職責と勤務実績に基づく給与制度のより一層の確立を図るとともに、適切な給与水準の確保に引き続き取り組めます。
- 社会経済環境の変化を踏まえ、引き続き、福利厚生事業における公費負担の見直しに取り組めます。

- 平成 29 (2017) 年度に予定される県費負担教職員<sup>15</sup>に関する権限の本市への移譲に向け、制度統合の検討など、着実な準備を進めます。

### (3) ICTの活用による市民サービスの向上・行政運営の効率化

- 市民サービスの向上や、行政運営の効率化など、多岐にわたる行政課題の解決に向け、ICTの更なる活用や、オープンデータの取組を推進します。
- 社会保障・税番号制度<sup>16</sup>の普及・安定運用に取り組むとともに、制度利用による更なる手続きの簡素化や、利便性の向上に向けた検討を進めます。

### (4) 債権確保策の強化

- 市税について、市税収入確保対策本部を設置し、市税収入の確保に積極的に取り組んだ結果、平成 11 (1999) 年度に約 160 億円であった収入未済額を平成 26 (2014) 年度には約 61 億円まで削減するなど成果を上げています。今後も、債権・動産の差押えや、インターネットを利用した公売などの従来からの取組に加えて、滞納整理を早期に始動し滞納処分を迅速に着手して早期完結を図る初動強化の取組を強化するとともに、納付機会の拡大を図り、合わせて、組織体制強化を検討することにより、更なる収入率の向上と収入未済額の削減に取り組めます。
- 国民健康保険料、市営住宅使用料等の税外債権について、平成 20 (2008) 年度から主な 11 債権について集中的に滞納債権対策に取り組み、平成 20 (2008) 年度に約 193 億円であった収入未済額を平成 26 (2014) 年度には約 123 億円まで削減するなど成果を上げています。現在は、全ての債権を対象として取組を進めており、今後も引き続き全庁一丸の体制の下、職員の徴収のスキルアップに向けた取組や、各債権の状況、特性に応じたさまざまな手法を駆使することにより、徴収強化を図り、収入率の向上と滞納債権の縮減に取り組めます。

<sup>15</sup> 義務教育諸学校に勤務する教職員の給与費は都道府県の負担とされていたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）の施行に伴い、定数の決定、学級編成基準の決定の事務・権限とともに、政令指定都市へ移譲されることとなった。

<sup>16</sup> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等関連四法の下、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的とし、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人であるという確認を行うための基盤のこと。

#### (5) 戦略的な資産マネジメント

- 中長期を見据えた施設の効率的な維持管理や保有量の最適化を図るため、「施設の長寿命化」・「資産保有の最適化」・「財産の有効活用」の3つの戦略による資産マネジメントを推進します。
- 資産保有の最適化については、新たな取組として、各家庭からの徒歩・自転車利用圏内で、市内均一に配置している地域の市民利用施設等を中心に、用途が限定されるものの多目的用途での活用に向けた検討を進めます。

#### (6) 入札・契約制度改革

- 国等の制度改革に的確かつ迅速に対応するとともに、入札における透明性・競争性・公平性に十分に配慮し、より公正な制度を構築します。また、インターネットの活用など、多様な手法の導入等による利便性の向上に向けた取組を進めます。

#### (7) 資金の調達と運用の安定化・効率化

- 学識経験者や市場関係者の意見を参考としながら、金融市場の動向を的確に捉え、多様な手法を効果的に活用し、資金調達の安定性と効率性の向上を図るとともに、確実かつ効率的な資金運用に取り組みます。

#### (8) 特別会計の健全化

- 特定の収入に応じた特定の事業の推進という原則の下、各会計における事業の必要性や妥当性を検証しながら、必要な市民サービスを効率的・効果的に提供するための施策・制度・体制の再構築を進めます。
- 収益事業である特別会計は、一般会計への安定した繰出金の確保に向け、一層の収益拡大に取り組みます。

## (9) 公営企業の経営改善

- ▶ 地方公営企業は、経済性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とし、その経営に要する経費は経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則とされています。
- ▶ 本市では、水道事業、工業用水道事業、下水道事業、交通事業、病院事業の5事業を運営していますが、これらの原則の下、経営環境の変化に的確に対応し、それぞれの事業の状況や特性に応じた事業手法の見直し等を行うことによる更なるサービスの向上と経営改善を推進します。

## (10) 出資法人の経営改善

- ▶ 社会環境や市民ニーズの変化などを踏まえ、出資法人が行う事業の見直しや自立的な経営に向けた取組など、経営改善を推進します。
- ▶ 各出資法人が策定した「経営改善計画」の取組状況を評価し、進行管理を適切に行うことにより、市民サービスの向上や効率的・効果的な事業運営の実現を図ります。

## (11) 市民サービス等の再構築

- ▶ 必要性や効果等の検証による補助・助成金の見直しや、受益と負担の適正化の観点による使用料・手数料の見直しを進めるとともに、市民サービス等全般については、必要性や市場性をはじめとする図表 17 の視点に基づき事業の洗い出しを行った上での見直しを進めます。

図表 17 市民サービス等の見直しの視点

必要性	サービス等の目的が社会のニーズ等に照らして妥当か。日常生活を営む上で欠くことのできないサービス等か。効果が特定の市民等に限定されないサービス等か。市が実施すべきか。
市場性	委託契約等の行政の直接的な関与無しで、民間により同種のサービスが実施されているか、又は、実施可能か。特に、民間が成熟している東京都・横浜市に隣接する立地の優位性を活かさないか。
効率性	コスト等に見合った効果が得られているか。より少ないコスト等で、より大きな効果が得られないか。
有効性	サービス等の実施により、期待される効果が得られているか。
公平性	サービス等の実施による受益と負担は適当か。
協働可能性	サービス等の提供に当たり、市民やNPOとの協働による効率向上の可能性はないか。
類似性	サービス等が重複していないか。市民にとってわかりやすいか。
持続可能性	持続可能な制度となっているか。世代間における受益と負担は適当か。

## (12) 地方分権改革による市民サービスの向上

- 住民に身近な行政は、できる限り基礎自治体が担い、その自主性を発揮していく地方分権改革の推進に伴い、さまざまな事務・権限の移譲とともに、義務付け・枠付けの見直しによる規制緩和が図られていることから、こうした変化に柔軟かつ迅速に対応し、**地域の実情に合わせた質の高い市民サービスの提供を推進**します。また、国において、地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集するため、平成 26（2014）年から導入している「**提案募集方式**」についても積極的に活用していきます。

## (13) 内部事務の見直し

- 専門性が低い事務の委託化等により、**一般職員のマンパワーを専門性の高い事務へシフト**していくことを基本とした上で、専門性が高い事務については、**処理コストの削減や、意思決定過程の簡素化・迅速化の観点から見直しを進めます。**

### 取組3「育て、チャレンジする」

市民満足度を向上させるためには、サービスを担う職員の仕事に対する満足度を向上させることが重要です。そのため、職員の、働きやすい、働きがいのある環境づくりに取り組めます。

また、職員一人ひとりが、公務員としての高い倫理観の下、職位に応じた役割を的確に果たし、市民生活を支えるより良い市役所の構築に向け、常にチャレンジするよう、職員の意識改革に取り組むとともに、日常的に改善・改革を実践する組織風土の醸成に取り組めます。

さらに、協働・連携を通じ、共にチャレンジする地域人材の発掘・育成に取り組めます。

#### 【改革項目と主な取組内容】

##### (1) 計画的な人材育成

- 職員一人ひとりの行動指針、チーム原則に基づいた行動を徹底し、市職員としての倫理観、責任感を持った人材や専門性の高い人材、効率的・効果的な組織運営を行う人材等、行政のプロフェッショナルの育成を推進します。
- きめ細やかな人材育成を推進するため、局・区の人材育成計画に基づく取組や職場ごとの活発なOJTの取組を推進します。
- 専門性の高い人材を育成するため、複線型人事制度や人事異動サイクルの検証を行うなど、効果的な職員の配置を推進します。また、再任用職員がこれまで培ってきた知識と経験を効果的に活用する手法等を検討します。
- 市職員としてより高い資質と志を持った人材を確保するため、効果的な職員採用に向けた取組を推進します。

## (2) 職員の能力が十分に発揮できる環境づくり

- 職員が能力を最大限に発揮できるよう、個人・組織間のコミュニケーションを活発化し、互いに助け合う組織風土を醸成すること等により、心の健康増進とメンタルヘルス不調の予防、体の健康の保持・増進に向けた取組を推進するとともに、仕事と生活の調和が取れた働き方を実現するための取組を推進します。
- 女性職員の意欲や能力を最大限に引き出し、より一層活躍できる環境を整備するとともに、障害のある職員一人ひとりの状況に配慮した人事配置や職域の拡大等、働きやすい職場環境を整備します。

## (3) 職員の改善意識・意欲の向上と自発的な職場改善運動の推進

- 全ての職員が市民目線での改善を主体的に実践するように、職場での改善運動の推進に取り組みます。また、職員の意欲的な行動を奨励し、他部署への改善意識の波及を図るための取組を推進します。
- 職員のやる気と働きがいを含めて今まで以上に引き出すため、職員の能力開発や意欲向上に結びつける能力評価のあり方等、人事評価制度の見直しを進めます。

## (4) 地域人材の発掘・育成

- ボランティアや活動リーダー、コーディネーターなど、協働・連携を通じ、共にチャレンジする人材を育成します。

## 【行財政改革の取組指標】

市民の満足度を高めていくためには、効果的な施策展開と行財政改革をバランス良く進めていくことが重要です。

P.8（アンケートの詳細は P.120・P.121 を参照）に示した市民アンケートにおける「日々の生活に身近な行政サービスについて満足を感じている市民の割合」を指標としながら、取組 1～3 の改革を通じた、一層質の高い市政運営を推進します。

	平成 27 (2015) 年度 (郵送調査結果による基準値)	平成 29 (2017) 年度
日々の生活に身近な行政サービスについて満足を感じている市民の割合	53.0%	53.0%以上

## 第4章 各局等改革実施プログラム

本章では、「第3章 改革の取組」の『取組1「共に支える」』・『取組2「再構築する」』・『取組3「育て、チャレンジする」』の改革項目ごとに、計画期間（平成28（2016）・平成29（2017）年度）中の具体的な取組内容を示すとともに、計画期間以降の取組についても可能なものは内容を示します。

また、取組を着実に推進するため、定量的な効果測定が可能なものについては個別の目標指標を設定します。

改革項目		ページ 番号
取組1－（1）	多様な主体が共に担うまちづくりの推進	29
取組1－（2）	区役所改革の推進	33
取組1－（3）	市民との積極的な情報共有の推進	40
取組1－（4）	市民サービス向上に向けた民間部門の活用	43
取組2－（1）	市民ニーズへの的確な対応に向けた組織の最適化	52
取組2－（2）	給与・福利厚生制度の見直し	60
取組2－（3）	ICTの活用による市民サービスの向上・行政運営の効率化	61
取組2－（4）	債権確保策の強化	62
取組2－（5）	戦略的な資産マネジメント	65
取組2－（6）	入札・契約制度改革	69
取組2－（7）	資金の調達と運用の安定化・効率化	70
取組2－（8）	特別会計の健全化	71
取組2－（9）	公営企業の経営改善	72
取組2－（10）	出資法人の経営改善	77
取組2－（11）	市民サービス等の再構築	78
取組2－（12）	地方分権改革による市民サービスの向上	90
取組2－（13）	内部事務の見直し	91
取組3－（1）	計画的な人材育成	92
取組3－（2）	職員の能力が十分に発揮できる環境づくり	98
取組3－（3）	職員の改善意識・意欲の向上と自発的な職場改善運動の推進	100
取組3－（4）	地域人材の発掘・育成	102

## 取組1－(1) 多様な主体が共に担うまちづくりの推進

### 【総合企画局】

No.・課題名	1	多様な主体の協働・連携による地域課題解決のためのプラットフォームの構築
現状		
<p>本市では、平成 16 (2004) 年に自治基本条例を制定し、自治運営の三原則に基づく参加や協働に関する制度・施策の設置やその運営を通じ、市民自治のまちづくりを進めてきました。</p> <p>条例の制定から約 10 年が経過する中で、NPO 法人の認証数の増加など、地域における市民主体の取組も拡大し、従来の町内会・自治会の地縁活動に加え、市民活動団体やボランティア団体の活動、さらに、企業や大学の社会貢献活動や地域連携の取組など、幅広い分野で多様な主体が協力してまちづくりを担っています。</p> <p>その一方で、社会経済環境の変化に伴い、地域における課題も多様化・複雑化しており、地域の多様な主体と行政が、今後、どのようなビジョンを持ち、協働・連携して地域づくりを担っていくか、明確な方向性を示すことが急務となっています。</p>		
取組の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 (2016) 年 3 月策定の「(仮称) 川崎市協働・連携の基本方針」に基づき、行政も地域の担い手の一員として、地域で活動する団体や企業、大学と協働・連携し、共にまちづくりを進めます。また、そのために必要な推進体制の整備や進捗管理を行います。</li> <li>行政や地域の取組の「見える化」や、関連情報の共有化により、誰もが気軽に多様化・複雑化する地域課題の解決に向けた取組に参加できるようにするため、ICT などを活用して情報や人材をつなぐプラットフォームを構築します。</li> </ul>		
具体的な取組内容		
<ul style="list-style-type: none"> <li>「(仮称) 川崎市協働・連携の基本方針」に基づく施策運営・進捗状況の管理・推進体制の整備</li> <li>ICT を活用した協働・連携の情報プラットフォームの構築・段階的な運用の開始</li> <li>情報プラットフォームを共通の土台とした、民間のファンディングの取組や地域情報発信サイトなどとの具体的連携事業の段階的な推進</li> </ul>		

No.・課題名	2	キングスカイフロントにおける立地企業等による拠点マネジメント機能の構築
現状		
<p>キングスカイフロントにおいては、平成 23 (2011) 年 7 月の「実中研 再生医療・新薬開発センター」をはじめ、「川崎生命科学・環境研究センター (LiSE)」(平成 25 (2013) 年 3 月)、「ナノ医療イノベーションセンター」(平成 27 (2015) 年 4 月) などが運営を開始しているところであり、今後も、世界的な成長が見込まれるライフサイエンス・環境分野を中心に、多数の企業・研究機関等が集積しつつあります。</p> <p>今後は、進出した企業・研究機関等による連携・マッチングを図る仕組みや、市内企業・国内外の企業との連携などを促進する仕組みなど、集積効果を一層発揮する機能を整備する必要があります。</p>		
取組の方向性		
<p>国際戦略拠点として、企業等の集積効果の発揮や、持続的な拠点価値の向上に向け、拠点内の連携はもとより、市内・国内外の企業等との連携を促進し、さまざまな研究開発を持続的に創出できるよう、オープンイノベーションの考えのもと、立地する企業・研究機関を主体とした拠点マネジメントの仕組み・機能の検討を進め、平成 29 (2017) 年度の主要企業等の運営開始に合わせた段階的な実施を推進します。</p>		
具体的な取組内容		
<ul style="list-style-type: none"> <li>立地する企業等が、自ら拠点マネジメントを行う機運を高め、マネジメントを実行する仕組み・機能の検討と試行</li> <li>企業等の連携のきっかけとして、相互の顔が見える関係構築を図るための夏の科学イベント等の実施や、キングスカイフロント区画道路等の清掃の実施</li> </ul> <p>【計画期間以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立地する企業等による拠点マネジメント組織の立ち上げ支援</li> </ul>		

## 取組1－(1) 多様な主体が共に担うまちづくりの推進

### 【市民・こども局】

<b>№・課題名</b>	<b>3</b>	<b>市民活動を効果的に支援する体制づくり</b>
<b>現状</b>		
<p>社会状況の変化とともに、市民ニーズや地域における課題は多様化しており、これらに、より早期に対応するためには、市民活動団体の柔軟性・即応性などの強みを発揮できるよう顔の見える関係性やネットワークを構築することなどにより、市民活動の活性化を図る必要があります。</p>		
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>		
<p>多様な市民ニーズへの的確な対応を念頭に置き、市民同士のつながりの強化や活動機運の醸成をめざし、地域で活動している町内会・自治会をはじめ、多様な市民活動団体への支援に関係する分野別中間支援組織や各区役所等との会議開催を通じ、市民活動団体の状況把握や必要な支援についての意識の共有を進め、中間支援組織を核とするネットワークの構築に向けて取り組めます。</p>		

<b>№・課題名</b>	<b>4</b>	<b>NPO法人等への支援体制の構築</b>	
<b>現状</b>			
<p>本市では、条例で指定したNPO法人に対し寄付を行った場合に税制上の優遇措置を付与する等のNPO法人条例指定制度を平成24(2012)年度から導入しています。</p> <p>こうした、市民からNPO法人への寄付の促進は、団体活動の資金面での支援とともに、市民の支え合いによるコミュニティ形成にもつながるものであることから、法人運営の信頼性や活動の認知度の向上等を通じた寄付の気運の醸成に向けて取り組む必要があります。</p>			
<b>取組の方向性</b>			
<p>NPO法人への寄付促進に向けて、市民への広報とあわせて、NPO法人の事務スタッフや資金調達(ファンドレイジング)担当者等の人材を新たに育成する講座を実施し、市民参加のすそ野拡大と法人の基盤強化に向けた支援に取り組めます。</p>			
<b>具体的な取組内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人への寄付促進に向けた市民向け広報の実施</li> <li>・NPO法人自身の適正運営と資金調達力強化に向けた各種講座の実施</li> <li>・NPO法人条例指定制度導入後の施策・事業の効果検証</li> </ul>			
<b>指標</b>	認定・条例指定NPO法人数	<b>現状値</b> (平成26年度) 8団体	<b>目標値</b> (平成29年度) 14団体以上

<b>№・課題名</b>	<b>5</b>	<b>スポーツ大会を通じた多様な主体の連携</b>	
<b>現状</b>			
<p>「川崎国際多摩川マラソン」「多摩川リバーサイド駅伝」「国際陸上競技大会 ゴールデンランプリ川崎」が開催される中で、市職員をはじめとするさまざまな団体やボランティアとともに、多様な人々が混ざり合い、賑わいのあるダイバーシティ(多様性)のまちづくりを推進するため、障害のある方々もボランティアスタッフとして大会運営を支える取組を始めたところです。</p>			
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>			
<p>スポーツを「する・観る・支える」などさまざまな形によるスポーツへの参加をさらに推進するために、障害者の方々について、競技本体へのアスリートとしての参加だけでなく、障害者団体も含めた、さまざまな団体と連携しながら、大会を支えるボランティアスタッフとしての参加を通じて、障害のある人、ない人が一緒になった「さまざまな人が混ざり合っ てスポーツを支える」取組を推進します。</p>			
<b>指標</b>	ボランティア全体に占める障害を持つ方の割合	<b>現状値</b> (平成26年度) 3%	<b>目標値</b> (平成29年度) 6%

## 取組1－(1) 多様な主体が共に担うまちづくりの推進

<b>№・課題名</b>	<b>6</b>	「音楽のまち・かわさき」推進協議会」及び「映像のまち・かわさき」推進フォーラム」の機能強化に向けた取組	
<b>現状</b>			
「音楽のまち・かわさき」推進協議会」及び「映像のまち・かわさき」推進フォーラム」は、企業、大学、各種団体等と連携し、市内の音楽・映像に関わる資源を活用することにより、音楽・映像によるまちづくりの推進に関連したさまざまな取組の支援を行っています。			
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>			
地域の多様な主体が持つ資源やポテンシャルを活かして、川崎のまちに新たな価値を生み出していくため、「音楽のまち・かわさき」推進協議会」及び「映像のまち・かわさき」推進フォーラム」が地域のさまざまな取組とネットワークを広げながら、魅力あるまちづくりに取り組んでいけるよう、市民ニーズに対応したコーディネート機能や情報発信機能等の充実に向けた支援を行います。			
<b>指標</b>	「音楽のまち・かわさき」推進協議会」のホームページに掲載された市内で行われる音楽イベント・コンサートの年間件数	<b>現状値 (平成26年度)</b>	<b>目標値 (平成29年度)</b>
		2,213件	2,300件

### 【健康福祉局】

<b>№・課題名</b>	<b>7</b>	動物愛護センターの再編整備に伴う執行体制の見直し	
<b>現状</b>			
動物に関する施策を実施するための中核施設である動物愛護センターでは、動物愛護の普及啓発や適正管理の推進を実施しています。			
「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正により、収容動物の殺処分をなくし譲渡することが自治体の責務となり、動物の収容期間や収容頭数が増加していることから、市民団体やボランティア等多様な主体と連携した取組を推進する必要があります。			
<b>取組の方向性</b>			
施設の老朽化等へ対応するための再編整備により、平成30(2018)年度に予定している新たな動物愛護センターの供用開始に向けて、市民団体等との連携・協働の推進など、効率的・効果的な事業執行手法の見直しに向けた検討を進めます。			
<b>具体的な取組内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加・協働による動物行政を推進していくための、ボランティアの育成や動物愛護団体等との連携に向けた体制整備</li> <li>・土日の開館に向けた執行体制及び運営方法についての具体的な見直しの検討・調整</li> <li>・新たな動物愛護センターで拡充する事業（動物愛護教育、譲渡会、野良猫の不妊去勢手術等）の実施についての検討・調整</li> </ul>			
<b>【計画期間以降】</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30(2018)年度の新たな動物愛護センターの供用開始に伴う効率的・効果的な事業推進</li> </ul>			

## 取組1－(1) 多様な主体が共に担うまちづくりの推進

### 【建設緑政局】

No.・課題名	8	緑のまちづくりの推進に向けた市民活動団体の設立・活動支援	
<b>現状</b>			
<p>身近な公園の地域による管理に向けて、各公園について管理運営協議会の設立・運営を働きかけていますが、町内会構成員等の高齢化により、活動の次世代への継承が課題となっています。</p> <p>また、緑のまちづくりの推進に向けて「(公財)川崎市公園緑地協会」が実施している、緑の活動団体への助成、技術的支援、ボランティア育成などの緑のボランティアセンター事業に対して支援を実施しています。</p>			
<b>取組の方向性</b>			
<p>管理運営協議会の団体数増加に向けて、若い世代の管理運営協議会への参画促進や、幅広い世代の公園利用も含めた利用調整などの対応策を検討します。</p> <p>また、緑のボランティアセンター事業の充実に向けて既存事業の精査を行うとともに、市民活動団体のニーズを捉えた事業の検討を行います。</p>			
<b>具体的な取組内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営協議会の設立に向けた周辺の町内会等への働きかけと、設立促進策の検討・推進</li> <li>・緑のボランティアセンターへの活動支援の継続や若い世代の管理運営協議会への参画促進、幅広い世代の公園利用に向けた対応策の検討・推進</li> </ul>			
<b>指標</b>	緑のボランティア活動の箇所数	<b>現状値</b> (平成26年度) 2,355カ所	<b>目標値</b> (平成29年度) 2,380カ所

No.・課題名	9	夢見ヶ崎動物公園の効率的な管理運営体制の構築	
<b>現状</b>			
<p>夢見ヶ崎動物公園は、市内唯一の動物園として60種、409点の動物を飼育展示し、動物飼育業務を365日行っていますが、技術継承など飼育に携わる人材育成が必要となっています。</p> <p>また、動物公園本来の機能を高めるため、多様な主体との協働・連携に向けた体制を構築する必要があります。</p>			
<b>取組の方向性</b>			
<p>安定した飼育業務の継続に向けて、専門性確保のための人材育成や業務執行体制の見直しに向けた検討を進めます。</p> <p>また、動物園としての魅力と質の向上を図り、市民に親しまれる施設とするため、多様な主体との協働・連携による管理運営体制を構築します。</p>			
<b>具体的な取組内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼育業務の分析及び他都市の取組状況調査と検討、これに基づく飼育業務執行体制の見直しの検討</li> <li>・動物公園運営にかかる人材の育成や多様な主体との連携強化に向けた仕組みの構築</li> <li>・市民サポーター制度の導入</li> <li>・企業等のサポーターによる資金調達手法の検討と受入れ体制の整備</li> <li>・企業等のサポーターへの資金支援の要請</li> </ul>			

## 取組1－(2) 区役所改革の推進

### 【市民・こども局】

No.・課題名	1	めざすべき区役所像の実現に向けた取組の推進
現状		
<p>区役所が市民協働拠点として、地域の総合的な視点からの主体的な調整や計画的な課題解決事業を実施できるよう、区役所の機能強化の取組を推進し、区役所と多様な主体との協働による地域の課題や区役所サービスの向上に取り組んできました。</p> <p>しかしながら、局区間の連携・役割分担・調整のあり方、人材育成、市民の地域活動への参加促進など、取組全般に共通している改善すべき課題が残っていることや、マイナンバー制度の導入等の社会状況の変化により、区役所の更なる改革を推進する必要があることから、平成 27 (2015) 年度策定の「区役所改革の基本方針」に基づき、これからの区役所の果たすべき役割を明らかにし、区役所の更なる改革を推進する必要があります。</p>		
取組の方向性		
<p>「区役所改革の基本方針」に基づき、地域包括ケアシステムにおける地域支援機能を含む地域での顔の見える関係づくりや、便利で快適な市民サービスの提供を推進するための機能・体制等の検討を行い、区役所機能強化に向けた取組を段階的に進めます。</p>		
具体的な取組内容		
<p>・市民の主体的な取組の促進による地域で相互に助け合う仕組みづくりに向けた、執行体制の整備や区予算のあり方の検討と、区役所職員の人材育成</p>		

### 【川崎区役所】

No.・課題名	2	多様な主体の参加と協働による地域課題の解決や地域の活性化に向けた取組
現状		
<p>地域では、町内会・自治会をはじめ、NPO、ボランティア、企業、大学等のさまざまな団体が、それぞれの関連分野において、災害、防犯、環境、健康、福祉、まちづくり、文化、人権等の地域の課題を、独自の手法により解決を図ってきましたが、少子高齢化の進展や、社会状況の変化に伴い、市民ニーズや地域の課題が錯綜し、複雑化しつつあります。一方で、近年、地域住民同士の関係が希薄化してきている中で、東日本大震災の発生後、地域社会の結びつきや交流などが大切であるとの認識が社会に浸透しつつあります。</p>		
取組の方向性		
<p>本市では、地域包括ケアシステムの構築や、「区役所改革の基本方針」に基づく今後の区役所のあり方が示され、地域課題の解決に向け、お互いに「顔の見える関係づくり」や「地域での支えあいの仕組みづくり」など地域コミュニティの形成が重要な課題となっています。</p> <p>こうした課題に対応するため、川崎区では、モデルケースとして飲食店や公衆浴場、理美容所、動物病院等、地域に密着した営業施設を、地域のつながりやコミュニティづくりの地域資源として活用することにより、行政だけではない市民や企業との協働によるまちづくりに取り組めます。</p>		
具体的な取組内容		
<p>・飲食店等の各営業者が、施設を利用する地域の方々に対し、健康づくりや支援制度などの情報提供を行うなど、地域で支え合う仕組みづくりの検討・実施</p>		

## 取組1－(2) 区役所改革の推進

### 【幸区役所】

<b>№・課題名</b>	<b>3</b>	<b>御幸公園「梅香事業」の推進</b>
<b>現状</b>		
かつて観梅名所として栄え、明治天皇の行幸もあった御幸の梅林が往年の面影を残していない状態であり、区内の地域資源を活かした魅力づくりによる地域の活性化が求められる中で、市民協働により、その再生が求められています。		
<b>取組の方向性</b>		
御幸公園を後世に残す観梅名所として、また老若男女が楽しめる貴重な地域資源として発展させるため、御幸公園「梅香事業」に取り組んでおり、市制100周年に向けて公園の魅力向上を図るとともに、地域団体・企業との協働による地域資源を活かしたまちづくりを進めていきます。		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・推進協議会の継続的な開催による事業の基本計画の策定・推進</li> <li>・梅の植樹（20本／年）程度</li> <li>・梅の植樹寄付の受付</li> <li>・学校との連携行事の実施</li> </ul> <b>【計画期間以降】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・散策路の整備</li> <li>・ハーフイベントの実施</li> </ul>		

<b>№・課題名</b>	<b>4</b>	<b>幸区ご近所支え愛モデル事業の実施</b>	
<b>現状</b>			
進行する高齢化に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯及び認知症高齢者数の増加が見込まれる中、地域包括ケアシステムの構築に向けて、自助・互助の醸成を図り、誰もがいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるために、地域全体で見守り、支え合う体制づくりを進めていくことが重要となっています。			
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>			
地域包括ケアシステムの構築に向け、地域で支え合う仕組みづくりとして、「幸区ご近所支え愛モデル事業」を区内3地域で取り組んでおり、モデル地区を拡大していきます。			
<b>指標</b>	「幸区ご近所支え愛モデル事業」の取組地区数	<b>現状値</b> (平成27年度)	<b>目標値</b> (平成29年度)
		3地区	全64地区

## 取組1－(2) 区役所改革の推進

No.・課題名	5	日吉合同庁舎機能の見直し
<b>現状</b>		
幸区の日吉合同庁舎は出張所（住民票の証明発行、日吉地区の地域振興）、健康ステーション、市民館・図書館分館として種々のサービスを提供していますが、健康ステーションは保健福祉センター業務の一部のみを実施しているため、相談内容によっては、再度区役所へ行く必要が生じるなど、区民に負担を強いていることや、専門的な相談に応じることが難しく、切れ目のない相談支援の提供という観点から課題のある体制となっています。さらには、庁舎の一部においてフロアの有効活用が求められているなど、機能等の見直しが必要な状況となっています。		
<b>取組の方向性</b>		
市民サービスの向上を図るため、日吉健康ステーション業務を区役所に一元化し、分かりにくい窓口体制の解消を図るとともに、医師、助産師及び保健師など専門職による多職種連携による専門的かつ総合的な対応がとれる体制を整えるなど、市民サービスの再構築について検討するとともに、合同庁舎のフロアを有効活用する必要があります。		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27（2015）年度末の幸区役所新庁舎整備の完成に合せた日吉健康ステーション業務の区への一元化に向けた取組の推進</li> <li>・日吉健康ステーション移転後のレイアウトの検討</li> <li>・設計、改修工事着手に向けた取組の推進</li> </ul> <b>【計画期間以降】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改修工事の推進</li> </ul>		

### 【中原区役所】

No.・課題名	6	中原区役所窓口混雑緩和・サービス環境改善の推進
<b>現状</b>		
<p>中原区では、武蔵小杉駅周辺の大規模な再開発に伴い、直近 10 年間の人口増加率は 16% となり、新たな区民が増え続けています。このような状況の中、住民票等の申請手続きが最も多い 3 月末の区役所窓口における最長待ち時間は、平成 26（2014）年は 3 時間半でしたが、処理手順の見直しや、係間連携等の対応を図り、平成 27（2015）年は、住民票等にかかる窓口への申請が、対前年比で 5% 増加したにもかかわらず、待ち時間を前年より 30 分短縮するなどの改善を図りました。</p> <p>一方で、相談者数の増加により、混雑期においては、相談スペースが不足するとともに、待合スペースにおいては、来庁者の列が庁舎外にまでできるなど、車椅子の通行等に支障が生じています。</p> <p>なお、区内には企業の社員寮等も多く、平成 27（2015）年の最混雑日における来庁者の半数以上が単身者であることから、あわせて、区内企業と連携した対応についても検討する必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
窓口サービスにおける更なる改善に向けた取組として、①「業務の見直しや工夫による改善」②「来庁者の分散化による改善」③「待合環境の改善」の 3 点について検討・実施するとともに、区役所庁舎の既存のスペースの有効活用について検討を進めます。		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・混雑期における臨時窓口の開設の検討・実施</li> <li>・区内企業への混雑緩和に向けた協力依頼の推進</li> <li>・混雑期における区役所庁舎有効活用の検討・実施</li> <li>・市HPへの「混雑予報カレンダー」掲載の検討・実施</li> <li>・窓口混雑情報サイト「中原区なう！」の掲載内容の充実</li> </ul>		

## 取組1－(2) 区役所改革の推進

<b>№・課題名</b>	<b>7</b>	<b>多様な主体の参加と協働による地域課題の解決や地域の活性化に向けた取組の推進</b>
<b>現状</b>		
<p>地域振興課を中心に、町内会・自治会、商店街連合会、地域団体、NPO法人等との協働型事業を実施し、地域課題の解決や地域の活性化に向けた取組を行ってきました。今後は、地域住民が主役となり、地域の身近な課題を解決できるよう、区役所は地域住民や団体同士のつながりをコーディネートする役割が求められています。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムを推進するため、中原区の地域事情や地域特性を踏まえて、地区社会福祉協議会が地域支援を行うこととした5エリアについて、多様な主体と連携して自助・互助を促進するとともに、それぞれのエリアの実情に合わせて地域をコーディネートできるよう、地域課題を的確に把握し、顔の見える関係づくりを推進します。</li> <li>・地域で活動する団体間の連携の強化を図ることにより、地域の活性化を図ります。</li> <li>・区内各所の商店街や空き店舗等を地域の情報交換や交流の場として活用し、地域交流の促進を図ります。</li> </ul>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各エリアの活動等への参加による地域との関係づくりの構築</li> <li>・エリアごとの地域課題の把握</li> <li>・地域活動団体の連携の強化に向けた取組の推進</li> <li>・商店街の店舗を活用した各種教室や地域交流イベントの実施</li> </ul>		

### 【高津区役所】

<b>№・課題名</b>	<b>8</b>	<b>多様な主体による地域コミュニティ活性化の推進</b>
<b>現状</b>		
<p>町内会・自治会、自主防災組織、市民活動団体、商工農業者団体など、地域で活動を行う各種団体では、社会状況の変化等により、活動の担い手の固定化や不足などが見られ、地域コミュニティの希薄化が課題となっています。</p> <p>また、地域の課題をより効果的に解決していくためには、団体相互の情報共有や意見交換、交流を促進し、連携・協力を進めていく必要があります。</p> <p>各種団体の活動を維持・活性化させるとともに、団体相互の連携・協力を促進するため、区役所には、地域の課題を的確に把握し、団体同士のつながりをコーディネートする役割が求められています。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>各種団体の活動内容や抱える課題が異なる状況も踏まえながら、団体相互の情報共有や意見交換ができるよう講演会、研修会等を実施します。また、団体の自主性・自立性を尊重しながら、団体相互の連携・協力を促進するため、行政として必要なコーディネートを行い、地域コミュニティ活性化を推進します。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体相互の情報共有や意見交換を図る講演会、研修会等の実施</li> <li>・他団体実施イベントへの参加等の交流支援</li> </ul>		

## 取組1－(2) 区役所改革の推進

<b>№・課題名</b>	<b>9</b>	<b>区役所サービスの向上に向けた取組の推進</b>
<b>現状</b>		
高津区役所では、「高津区役所サービス向上指針」に基づき、区役所全体でサービス向上に取り組んでいます。多様化する市民ニーズを、引き続き、的確に把握しながら、信頼される区役所をめざして、区役所サービスの更なる向上に取り組む必要があります。		
<b>取組の方向性</b>		
「たかつ一言ポスト」など市民意見を区役所サービス向上につなげる仕組みを活用して、区役所サービスの工夫・改善を継続的に行います。また、社会状況の変化や市民ニーズへの理解をより一層深めるため、職員研修を行います。		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・若手職員を中心とする区役所サービス推進チームによるサービス向上の検討・取組</li> <li>・「たかつ一言ポスト」の安定的な運用</li> <li>・区役所サービス向上研修等の実施</li> <li>・職員間の情報共有を図る「庁内報」の発行</li> </ul>		

### 【宮前区役所】

<b>№・課題名</b>	<b>10</b>	<b>ワンランク上のサービスを提供できる区役所づくり</b>
<b>現状</b>		
宮前区における当該年度のサービス向上の施策を総合化した「宮前区役所サービス向上アクションプラン」を毎年作成し、窓口対応や庁舎環境の改善などに取り組んでいます。 直近の外部評価の実施結果等からも、区役所で提供するサービスの質に対する区民の期待水準は年々高まっていることから、更なる取組として、区民の立場に立ったワンランク上のサービス（価値）を提供できる区役所づくりを推進する必要があります。		
<b>取組の方向性</b>		
サービス提供のプロとしての職員の意識とスキル（応接と業務知識）の向上及び庁舎の快適環境の向上をめざし、①的確な市民ニーズの把握とフィードバック ②効果的な人材育成 ③区役所組織の活性化 などの取組を宮前区役所全体で進めます。		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口アンケートの見直しに向けた検討・実施</li> <li>・更なるサービス向上に向けた研修の実施</li> <li>・事務処理マニュアルの見直し</li> <li>・始業時のサービス提供に向けた意識啓発の取組実施</li> <li>・市民にわかりやすい窓口配置の検討・実施</li> <li>・区民への行政情報の効果的な提供に向けた検討・取組の推進</li> </ul>		

## 取組1－(2) 区役所改革の推進

### 【多摩区役所】

<b>№・課題名</b>	<b>11</b>	<b>多様な主体の参加と協働による地域課題の解決や地域の活性化に向けた取組の推進</b>
<b>現状</b>		
<p>多摩区役所では、これまでも町内会・自治会を中心とした地域住民組織、大学、NPO等と協働・連携し、地域の課題解決、地域の活性化に向けてさまざまな分野で取組を進めてきました。</p> <p>今後、少子高齢化の更なる進展や人口減少が見込まれるなど、社会状況が激しく変化していく中、より多様化する地域課題を解決していくためには、地域人材の育成や多様な主体同士が連携していくことが求められています。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>地域が主体となった地域の課題解決に向け、自助・共助（互助）の理念を地域住民へ浸透させるとともに、地域が活性化し市民活動がより促進されるよう人材の育成を推進することにより、協働・連携を一層推進します。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会・自治会、大学等と協働・連携した取組の推進</li> <li>・地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の推進</li> <li>・地域人材育成の推進</li> </ul>		

<b>№・課題名</b>	<b>12</b>	<b>より利用しやすい区役所に向けた取組の推進</b>
<b>現状</b>		
<p>多摩区役所では、従来から安全で快適な庁舎環境の整備や職員の窓口対応力の向上など、より利用しやすい区役所をめざし、利用者の意見をもとにさまざまな取組を行っています。しかしながら、市民ニーズはより多様化し、サービスの質についても高い水準を求められている中、市民サービスの向上に向け一層の取組を進めていく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>来庁された方の意見や窓口アンケート結果の分析などにより、庁舎環境における市民ニーズを的確に把握するとともに、職員による検討を行い、より利用しやすい区役所に向けた取組を推進していきます。さらに、1階アトリウム等における情報発信の見直しを図ります。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民ニーズの把握、検討</li> <li>・外部講師、接遇指導者による研修の実施</li> <li>・1階アトリウム等における効果的な情報発信の推進</li> <li>・より利用しやすい庁舎環境の整備</li> </ul>		

## 取組1－(2) 区役所改革の推進

### 【麻生区役所】

No.・課題名	13	多様な主体の参加と協働による地域課題の解決や地域の活性化に向けた取組の推進
<b>現状</b>		
<p>地域を取り巻く社会状況の変化により、町内会・自治会への加入率の低下、地域内での関係性の希薄化や担い手の高齢化などの課題も顕在化する中、町内会・自治会等を中心とした地域の課題が複雑多岐に渡っています。このような状況から、町内会・自治会等を中心とした地域の課題解決に向けた取組の支援や、市民組織が運営する「麻生市民交流館やまゆり」と連携した区における市民活動支援施策の展開など、区民参加と協働による地域課題の解決及び市民協働のまちづくりの推進を図る必要があります。</p> <p>また、地域の特性を活かした区づくりの推進を図る上では、区民の社会参加と自己実現が必要であり、地域人材の発掘・育成による市民活動・地域活動の更なる活性化を推進していく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>地域の担い手である町内会・自治会が行う事業を支援することにより、地域住民のつながりや地域の課題解決力の強化を図ります。</p> <p>また、「麻生市民交流館やまゆり」を区における市民活動支援拠点と位置付け、市民の主体的な運営参画の実現や新たな地域コミュニティづくりにつながる市民活動団体等の活動を支援することにより、市民活動の一層の推進を図ります。</p> <p>さらに、地域人材の発掘及び育成並びに地域人材を市民活動・地域活動へつなげていく仕組みづくりを整備し、市民参加と協働によるまちづくりを一層推進するための取組を行います。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会・自治会への活動支援</li> <li>・麻生区地域課題解決型区民提案事業の実施</li> <li>・麻生区市民活動支援施設の利用促進</li> <li>・市民活動推進に向けた地域人材の発掘・育成</li> </ul>		

No.・課題名	14	ワーキンググループを活用した課題解決の取組と人材育成				
<b>現状</b>						
<p>麻生区では、地域の課題解決に向けた取組として、所管課のみでそれぞれの課題に対応しているのは、より良い市民サービスを提供するには限界があり、既存の組織体制を越えた対応が必要であるため、ワーキンググループを活用してきました。</p> <p>高齢化率がすでに30%を超えている地区や人口減少が進む地区もある一方で子どもが増加している地区も顕在化していることなどから、より柔軟な発想で区役所サービス向上に向けた取組を推進していく必要があります。</p>						
<b>取組の方向性</b>						
<p>課題対応には、迅速かつ機動的な組織体制が必要となりますが、多種多様な市民ニーズに対応するためには、多職種が連携するとともに、個々の職員の業務遂行能力を向上させる必要があります。</p> <p>こうしたことから、特に、区民感覚に近い若手職員のワーキンググループを新たに立ち上げ、区課題の共有化を図るとともに、区役所サービス向上に資する取組の検討についても、既存の枠にこだわらない発想や能力を活かした取組を行うとともに、人材育成にもつなげます。また、このワーキンググループに指導者等として中堅職員が関わり、区役所組織全体で課題解決に対応する組織体制を整備し課題解決に取り組みます。</p>						
<b>具体的な取組内容</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキンググループの報告等を通じ、区全体として課題解決を図っていることを区職員が認識することによる、常に問題意識を持って行動する職員の育成</li> <li>・新たな課題に対応するためのワーキンググループの設立</li> </ul>						
<b>指標</b>	若手職員（入庁5年以内の職員）のワーキンググループ参加率	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="background-color: #0070C0; color: white;">現状値 (平成27年度)</th> <th style="background-color: #0070C0; color: white;">目標値 (平成29年度)</th> </tr> <tr> <td style="background-color: #0070C0; color: white;">35%</td> <td style="background-color: #0070C0; color: white;">50%</td> </tr> </table>	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成29年度)	35%	50%
現状値 (平成27年度)	目標値 (平成29年度)					
35%	50%					

## 取組1－(3) 市民との積極的な情報共有の推進

### 【総務局】

No.・課題名				1	効果的な情報発信の取組推進
<b>現状</b>					
市の施策や取組等の情報発信とともに、「川崎市シティプロモーション戦略プラン」に基づいた、市民の川崎への愛着・誇りの醸成や対外的な認知度・イメージの向上のための施策・事業を推進していますが、市の魅力や施策・取組等についての情報が市民等に十分届いていない状況にあります。					
<b>取組の方向性</b>					
職員の広報に対する意識の醸成や広報媒体・手法の強化・充実、川崎市の都市ブランド(川崎市の良好なイメージ)の強化に向けた取組とともに、推進体制の強化により、「伝える広報」から「伝わる広報」への取組を推進します。					
<b>具体的な取組内容</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報関係研修の充実</li> <li>・広報に関する基本方針や「(仮称)シティプロモーション推進実施計画」などに基づく、戦略的な情報発信の推進</li> <li>・ブランドメッセージ等を活用した効果的な情報発信</li> </ul>					
<b>指標</b>		シビックプライド指標(市民の川崎への「愛着」、「誇り」) (10点満点)	<b>現状値</b> (平成26年度)		<b>目標値</b> (平成29年度)
			【愛着】6.0点 【誇り】5.0点 (3月末時点)	【愛着】6.1点 【誇り】5.1点	

### 【総合企画局】

No.・課題名				2	戦略的な市民へのアンケート調査の実施
<b>現状</b>					
地域や社会における課題が複雑化し、市民ニーズも多様化している中で、市民の市政に対する意識や生活意識等を多面的に調査し、市政運営や政策立案の参考とすることがますます重要となっています。					
本市では、平成18(2006)年度から年2回、「かわさき市民アンケート」を実施しているほか、各区・局においても類似アンケートを実施していますが、その差別化、役割分担の明確化、データの共有化・一元化が必要となっています。					
また、政策立案等にどのように生かされているのかを検証し、実施手法やテーマ、内容の定型化等を改善する必要があります。					
<b>取組の方向性</b>					
「かわさき市民アンケート」について、調査結果の市政運営や政策立案への一層の活用に向けた庁内検討を行い、時宜に応じたテーマの設定とともに、従来の手法による継続調査とあわせ、インターネットモニターなど、対象者を限定しない手法を用いるなど、調査手法の多様化を図ります。					
また、政策課題の設定と調査結果の比較検討を踏まえた実施内容の改善とともに、調査結果の庁内での共有化・一元化を図ることによるアンケート項目の重複回避、データ分析の高度化等を図ります。					
<b>具体的な取組内容</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かわさき市民アンケート」の実施における多様な調査手法の活用と、継続的なテーマ・実施内容の見直し</li> <li>・市が実施するアンケート調査における課題の把握及び検証とこれに基づくあり方の整理</li> <li>・アンケート調査結果のデータの庁内での共有化・一元化の実施</li> </ul>					
<b>【計画期間以降】</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略的な視点に基づく各種アンケート調査の実施</li> <li>・アンケート調査結果のデータ分析の高度化</li> </ul>					

## 取組 1 - (3) 市民との積極的な情報共有の推進

### 【市民・こども局】

No.・課題名	3	区民会議の今後のあり方の検討
<b>現状</b>		
<p>暮らしやすい地域社会をめざして地域の身近な課題を区民が主体となって解決する仕組みとして、「自治基本条例」と「区民会議条例」に基づき平成 18（2006）年度から各区に区民会議を設置しており、平成 28（2016）年度は 6 期目を迎えます。</p> <p>なお、第 4 期自治推進委員会が実施した自治基本条例に基づく総合的な評価において、区民会議については、「調査審議結果を具体的な事業として実行していくための仕組みづくり」や「認知度向上」、「委員の役割や任期、参与の位置付け等区民会議の仕組み自体の整理」などが必要であると提案がなされたこと等を受け、第 6 期区民会議ではこれらの課題について、各区の特性に応じて運用上の改善・活性化を図る必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>自治基本条例における自治運営の 3 つの基本原則（情報共有・参加・協働）に基づく、市民自治の確立に向けて、「誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり」を見据え、「区役所改革の基本方針」との連携・整合も図りながら検討を行い、今後の区民会議が担うべき役割・機能などについて整理を進めます。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民会議の見直しの方向性を踏まえ、学識経験者や市民からの意見聴取も視野に入れた、より具体的な制度の見直しに向けた検討</li> </ul> <p>【計画期間以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区における新たな枠組による区民会議の運営</li> </ul>		

No.・課題名	4	「かわさき市政だより」のリニューアル	
<b>現状</b>			
<p>「かわさき市政だより」は、市のお知らせや催し物などの身近な情報を掲載した広報紙として、全市版を毎月 2 回、各区版を毎月 1 回発行していますが、若年者層の読者を掘り起こし、より多くの情報を市民に伝えるとともに、誰でもわかりやすく、読みやすい「かわさき市政だより」とするため、全市版について、平成 27（2015）年 7 月に紙面のリニューアルを行いました。</p>			
<b>取組の方向性</b>			
<p>平成 26（2014）年度に実施した市民アンケートでは、市民が市の情報を得る方法としては市政だよりが最も多く、各広報媒体の中でも最も高い広報効果があるという結果が出ていることから、リニューアル後の効果測定を行うとともに、その結果を踏まえ市政だよりの魅力をさらに高める取組を推進します。</p>			
<b>具体的な取組内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全市版のリニューアル後の効果測定結果を踏まえた各区版のリニューアル及び紙面の更なる充実</li> </ul> <p>【計画期間以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全市版・各区版のリニューアルの検証と、検証結果を踏まえ今後の方向性の検討</li> </ul>			
<b>指標</b>	市政だよりがわかりやすいと感じる人の割合	<b>現状値</b>	<b>目標値</b> (平成 29 年度)
		なし	67%以上

## 取組 1 - (3) 市民との積極的な情報共有の推進

### 【環境局】

No.・課題名	5 環境教育における効果的な手法の検討
<b>現状</b>	
<p>本市では、「川崎市環境教育・学習基本方針」（平成 7（1995）年度策定・平成 18（2006）年度改訂）に基づき、環境教育に関する事業を推進しています。</p> <p>平成 26（2014）年度は市内全体で 120 事業（延べ参加数：約 368,000 人）を実施しました。</p> <p>環境教育は本市のほか、市民活動団体や事業者など、多くの実施主体により、講座やイベントの実施、刊行物の作成等、さまざまな取組が活発に進められています。</p> <p>今後は、それぞれの役割を整理しながら、環境教育の体系的かつより効果的な推進を図る必要があります。</p>	
<b>取組の方向性</b>	
<p>多くの実施主体による環境教育の取組の実施状況を把握しながら、市民活動団体、事業者等との連携による効率的な事業の実施に向けた調整を行うなど、環境教育の体系的かつより効果的な推進を図ります。</p>	
<b>具体的な取組内容</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>・各種講座・イベントの計画段階からの多様な主体との調整</li><li>・作成する刊行物等の相互の有効活用</li><li>・インターネットによる情報共有</li><li>・各主体の協働・連携による環境教育の総合的な推進</li></ul>	

## 取組 1 - (4) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用

### 【総務局】

<b>№.・課題名</b>	<b>1</b>	<b>指定管理者制度導入施設の管理運営手法の見直し</b>
<b>現状</b>		
<p>本市はこれまで、民間活用の手法の一つとして、指定管理者制度の導入を積極的に推進してきました。平成 15 (2003) 年度の川崎シンフォニーホールを皮切りに、平成 27 (2015) 年 4 月現在では、制度導入施設が 214 施設に達し、多くの施設の管理運営手法として指定管理者制度を活用しています。</p> <p>指定管理者制度導入施設の中には、民間市場の成熟等により、行政が直接サービスを提供する必要性が低下している施設もあり、施設の譲渡等を含めた管理運営手法の見直しが必要です。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>指定管理者制度導入施設について、業務の継続性、市民サービスの向上等を前提に、施設の譲渡等による更なる民間活用の可能性を検討します。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度を導入している公設の特別養護老人ホームなどに関する譲渡等の可能性の検討</li> <li>・譲渡等の検討対象施設についての個々の課題の検証と課題解決に向けた調整等</li> </ul> <p>【計画期間以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡等を行う施設についての検討スケジュールに沿った取組の推進</li> </ul>		

<b>№.・課題名</b>	<b>2</b>	<b>指定管理者制度の運用の見直し</b>
<b>現状</b>		
<p>平成 26 (2014) 年度には、指定管理者制度の導入開始から約 10 年が経過し、更なる市民サービスの向上とより適正な施設の管理運営を目的に、非公募更新制の導入や指定管理者へのインセンティブ制度の見直しなどを行いました。</p> <p>非公募更新制やインセンティブ制度の運用状況などを確認し制度見直しの効果を検証するとともに、更なる市民サービスの向上と効率的・効果的な施設の管理運営を実現するため、制度運用の見直しを進める必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>非公募更新制やインセンティブ制度の運用状況など、制度運用の見直しの効果を検証した上で、多様化する利用者のニーズに応えるなど市民サービスの向上を図るとともに、より効率的・効果的な施設の管理運営を実現するため、他都市事例等を研究しながら、評価の適正性や審査の厳格性の観点を踏まえた指定管理者制度の運用の見直しを進めます。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・非公募更新制の導入やインセンティブ制度見直しの効果の検証</li> <li>・他都市事例等の研究</li> <li>・制度運用の見直しの検討</li> </ul> <p>【計画期間以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価の適正性や審査の厳格性の観点を踏まえた指定管理者制度の運用の見直し</li> </ul>		

## 取組 1 - (4) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用

<b>№.・課題名</b>	<b>3</b>	<b>民間活用手法の効率的・効果的な導入に向けた取組</b>
<b>現状</b>		
<p>本市では、適切な民間活用を図り、安全で良質な公共サービスを提供するための指針として、平成 20 (2008) 年度に「川崎市民間活用ガイドライン」を策定し、これに基づく取組を推進しています。</p> <p>このガイドラインは、本市が公共サービスの提供において、民間活用を図る場合の基本的な考え方や標準的な手順を示すものであって、様々な民間活用手法の中から最適な手法を決定する基準は定められていないため、統一的な考え方による対応が取れていないという課題があります。また、民間事業者等が提供するサービス水準等をより適正にモニタリングするための手法を構築する必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>民間活用手法の多様化と、それに伴う具体的な導入スキームの複雑化・高度化に対応するとともに、一層の市民サービスの向上等の効果の最大化を図るため、民間活用制度を専門的に担う執行体制の構築を検討します。</p> <p>また、民間事業者等に対する適正なモニタリングの手法の構築や、民間活用手法の統一的な基準の設定に向け検討を行います。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間活用を一元的に担う執行体制の検討・整備</li> <li>・ガイドラインの見直しに伴う、各種課題への対応と、市民サービスの向上に向けた効果的な民間活用手法の検討</li> </ul> <p>【計画期間以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種課題への対応と、市民サービスの向上に向けた効果的な民間活用手法の段階的な導入</li> </ul>		

### 【市民・子ども局】

<b>№.・課題名</b>	<b>4</b>	<b>市民ミュージアムにおける指定管理者制度の導入</b>				
<b>現状</b>						
<p>市民ミュージアムは、平成 16 (2004) 年 2 月の包括外部監査における「民間であれば倒産状態」という厳しい指摘を受け、平成 17 (2005) 年度に策定した「川崎市市民ミュージアム改革基本計画」で自らがめざす姿を明確にし、集客と経営効率の向上をめざして数値目標を設定しました。</p> <p>この基本計画に基づくさまざまな取組を進め、年間来館者数及び収支比率は一定の成果をあげましたが、漫画やアニメ等ミュージアムの特徴を活かし、これまで実施してきた展覧会の更なる魅力向上や川崎ゆかりの芸術家の創出等の充実すべき取組は依然残っていることから、民間事業者等のノウハウを最大限に活用することにより、更なる魅力形成と向上を図るほか、効率的・効果的な施設運営に向け、指定管理者制度導入の検討を行っています。</p>						
<b>取組の方向性</b>						
<p>更なる魅力形成と向上を図るため、職員が行っている基幹業務である総務・企画・教育普及業務と委託している学芸業務を一体的に行い、権限と責任を明確にした管理運営体制の構築と運営の効率化をめざし、指定管理者制度導入に向けた取組を進めます。</p>						
<b>具体的な取組内容</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度導入に向けた取組の推進と、その導入 (平成 29 (2017) 年度) による効果的・効率的な運営の推進</li> </ul>						
<b>指標</b>	年間総来館者数	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="background-color: #e1f5fe;">現状値 (平成 26 年度)</th> <th style="background-color: #e1f5fe;">目標値 (平成 29 年度)</th> </tr> <tr> <td>133,954 人</td> <td>201,000 人</td> </tr> </table>	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 29 年度)	133,954 人	201,000 人
現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 29 年度)					
133,954 人	201,000 人					

## 取組1－(4) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用

### 【市民・こども局こども本部】

No.・課題名 5 公立保育所の民営化			
<b>現状</b>			
<p>平成 17 (2005) 年度以降、指定管理者制度の導入や、建替えとあわせ施設の整備・運営を委ねる手法により、平成 27 (2015) 年 4 月時点で、36 か所・39 園の公立保育所の民営化を実施し、延長保育の拡大などの市民サービスの向上を図りました。さらには、保育所建物の民間譲渡及び貸付の手法による民営化も予定しています。</p> <p>今後も、限られた財源を効率的に活用し保育需要の多様化・増大化に対応するため、引き続き、民営化を推進する必要があります。</p>			
<b>取組の方向性</b>			
<p>引き続き、多様化・増大化する保育需要に対応し、受入定員の増加や、一時保育事業、長時間延長保育の実施による質の高いサービス提供を確保するため、現時点で民営化の対象とする 24 か所・26 園について、施設の譲渡や貸与等の手法も活用しながら民営化を推進します。</p>			
<b>具体的な取組内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8 か所・9 園の民営化の実施</li> </ul> <p>【計画期間以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 16 か所・17 園の民営化の実施</li> </ul> <p>(平成 33 (2021) 年度を目途に民営化を完了 (60 か所・65 園))</p>			
<b>指標</b>	公立保育所の民営化箇所・園数	<b>現状値</b> (平成 27 年度)	<b>目標値</b> (平成 29 年度)
		36 か所・39 園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 44 か所・48 園</li> <li>・ 60 か所・65 園※</li> </ul> ※平成 33 年度

No.・課題名 6 公設民営(指定管理者制度導入)保育所の民設民営化			
<b>現状</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 17 (2005) 年度から平成 22 (2010) 年度にかけて、公立保育所 14 か所・15 園に指定管理者制度を導入しました。</li> <li>・一方で、同制度を導入した公設民営保育所の運営費が国庫負担金の対象外となり、財政的な効果が希薄化したこと、また子どもが生活を行う場であるという保育所の特性上、より長期的な視点に立った運営が望ましい面もあることから、民設民営化を検討してきました。</li> <li>・平成 26 (2014) 年 9 月に公設民営保育所の民設民設化の今後の方向性を決定し、「建物が単体施設の場合」は、建物・工作物は有償譲渡、土地は無償貸付とし、「建物が複合施設の場合」は、建物・工作物・土地の無償貸付を原則としました。</li> <li>・平成 27 (2015) 年 4 月、建物が単体施設の 5 園について、建物を譲渡とすることで、民設民営化を実施しました。</li> </ul>			
<b>取組の方向性</b>			
<p>公設民営保育所の各保育所の指定期間の終了を目途として、引き続き民設民営化を進め、平成 31 (2019) 年 4 月の完了に向けて取組を進めます。</p>			
<b>具体的な取組内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6 か所・7 園の民設民営化の実施</li> </ul> <p>【計画期間以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 31 (2019) 年度に 3 か所・3 園の民設民営化の実施</li> </ul> <p>(平成 31 (2019) 年度に民設民営化を完了 (14 か所・15 園))</p>			
<b>指標</b>	公設民営保育所の民設民営化箇所・園数	<b>現状値</b> (平成 27 年度)	<b>目標値</b> (平成 29 年度)
		5 か所・5 園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11 か所・12 園</li> <li>・ 14 か所・15 園※</li> </ul> ※平成 31 年度

## 取組 1 - (4) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用

### 【経済労働局】

No.・課題名	7	(仮称) 小杉町二丁目地区コンベンション施設の整備に伴う効率的・効果的な管理運営体制の構築
<b>現状</b>		
<p>企業や研究者、技術者等のオープンイノベーションの交流拠点として、平成 30 (2018) 年度の供用開始をめざし、小杉町二丁目地区に、コンベンション施設の整備を予定しており、民間活用を視野に入れた、施設の効率的・効果的な管理運営手法を検討する必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>同コンベンション施設は、企業の製品展示会や医療系大学、研究機関等のシンポジウムなどをはじめ、一般の市民の方の利用まで幅広い利用者を想定していることから、施設の管理運営については、誘致活動等を含め、民間のノウハウを最大限に活用するため、指定管理者制度の導入等を検討・実施します。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度等の導入に向けた検討・準備</li> <li>・施設の整備及び利用促進に向けた広報の検討</li> </ul> <p>【計画期間以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度等による施設の効率的・効果的な管理運営の実施 (平成 30 (2018) 年度)</li> </ul>		

No.・課題名	8	民間部門を活用した産学交流・研究開発施設の整備と効率的・効果的な管理運営体制の構築
<b>現状</b>		
<p>新川崎・創造のもり地区においては、産学公民の連携により、新しい科学技術や、産業を創造する研究開発拠点の形成を推進しています。</p> <p>これまで、第 1 期事業として、慶應義塾大学の先導的研究施設「K2 (ケイスクエア) タウンキャンパス」、第 2 期事業として、ベンチャービジネス創出支援施設「かわさき新産業創造センター (KBIC)」を開設し、また、第 3 期事業の第 1 段階事業として、平成 24 (2012) 年に「ナノ・マイクロ産学官共同研究施設 (NANOBIIC)」を開設したところです。</p> <p>今後、第 3 期第 2 段階事業として整備を進めている産学交流・研究開発施設について、施設を利用する民間事業者や大学等のニーズを満たすため、官民が連携した効率的・効果的な施設の整備、管理運営に取り組む必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに整備する産学交流・研究開発施設について、民間部門の活用を基本とした整備及び管理運営体制の構築に向けて事業を推進していきます。</li> <li>・産学交流・研究開発施設の一部は公共施設部分として市が所有するため、指定管理者制度等の管理運営手法を検討します。</li> </ul>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・PPPによる施設整備の推進</li> <li>・公共施設部分における指定管理者制度等の導入に向けた検討・準備</li> </ul> <p>【計画期間以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度等による施設の効率的・効果的な管理運営の実施 (平成 30 (2018) 年度)</li> </ul>		

## 取組 1 - (4) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用

<b>№・課題名</b>	<b>9</b>	<b>市場の管理運営体制の見直し</b>	
<b>現状</b>			
<p>市場取扱高の低下や市場間競争の激化等により卸売市場をめぐる情勢が引き続き厳しい中、開場 30 年を超え施設の老朽化も進む北部市場では、再整備工事の実施等により、市場機能の強化と市場運営の効率化に取り組んでいます。</p> <p>また、南部市場では平成 26 (2014) 年度から指定管理者制度を導入し、民間活力による効率的な管理運営を進めています。</p> <p>北部市場においては、施設の老朽化にも対応しながら、より効率的で持続可能な管理運営体制の見直しを進める必要があります。</p>			
<b>取組の方向性</b>			
<p>市場を取り巻く環境が厳しく、全国的に市場取扱高が年々減少する中、平成 26 (2014) 年度から指定管理者制度を導入した南部市場の制度導入効果を検証しながら、市場を取り巻く環境の変化に対応した市場機能の強化と北部市場の管理運営体制の見直しについて検討します。</p>			
<b>具体的な取組内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・南部市場の指定管理者制度導入効果の検証</li> <li>・北部市場の効率的な管理運営体制の検討と見直しに向けた市場関係者等との調整</li> </ul> <p>【計画期間以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北部市場の管理運営体制の見直しの実施</li> </ul>			
<b>指標</b>	市場の年間卸売取扱量	<b>現状値</b> (平成 26 年)	<b>目標値</b> (平成 29 年)
		151,433 ト	151,433 ト以上

### 【健康福祉局】

<b>№・課題名</b>	<b>10</b>	<b>地域リハビリテーションセンターの管理運営体制の構築</b>	
<b>現状</b>			
<p>平成 20 (2008) 年度に、北部地域に対応する複合福祉施設として、障害者等の専門的かつ総合的な支援を行う北部リハビリテーションセンターを設置し、障害者等のライフスタイルに応じた相談・支援機能、日中活動を行う通所サービス及び地域生活支援センターにおいて指定管理者制度を導入しました。</p> <p>また、中部地域についても、平成 28 (2016) 年 4 月からリハビリテーションセンターの供用を開始します。</p> <p>今後は、全市域であらゆる障害に対して相談できる体制を整備するため、南部地域に対応するリハビリテーションセンターの設置が必要となっています。</p>			
<b>取組の方向性</b>			
<p>中部リハビリテーションセンターについて、供用開始とあわせ、指定管理者制度を導入します。また、南部地域にも整備を進め、市内 3 か所で障害者等の在宅生活を支援する機能、日中活動を行う通所サービス及び地域生活支援センターにおいて、民間部門を活用した管理運営体制の構築に向けた取組を進めます。</p>			
<b>具体的な取組内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中部リハビリテーションセンターの在宅支援機能や併設機能への指定管理者制度の導入</li> <li>・南部地域における福祉センター跡地活用施設への導入に向けた事業実施手法の検討とあわせた在宅生活の支援機能の先行実施</li> </ul> <p>【計画期間以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 南部リハビリテーションセンターについての福祉センター跡地活用施設への整備に向けて事業の実施手法を踏まえた適切な管理運営体制の構築に向けた調整</li> </ul>			

## 取組 1 - (4) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用

<b>№.・課題名</b>	<b>11</b>	<b>わーくすの管理運営体制の見直し</b>
<b>現状</b>		
<p>障害者の就労を支援するための施設である「わーくす」は市内5か所に設置されていますが、川崎、大師、高津の3施設については、施設の建替え等の機会を通じて指定管理者制度を導入し、効率的・効果的な施設運営に取り組んできました。</p> <p>引き続き、大島、中原の2施設についても、施設の老朽化が進んでいることから、これまでの取組を踏まえ、引き続き民間活力の導入など効率的・効果的な施設運営のあり方を検討していく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>		
<p>大島、中原のわーくすも施設の老朽化が進んでいることから、民間活力・活用などのさまざまな手法による施設のあり方、運営手法等について検討を進めます。</p>		

<b>№.・課題名</b>	<b>12</b>	<b>休日急患診療所運営体制の見直し</b>
<b>現状</b>		
<p>休日・夜間の急患（内科・小児科の初期診療）に対応するための休日急患診療所では、施設の維持管理を本市が行い、運営については医師会、薬剤師会等に委託しています。市民の身近な初期救急医療機関として、患者ニーズに的確に対応できる良質な医療サービスを提供するとともに、患者の状況に応じた柔軟かつ効率的・効果的な診療体制への対応等が必要となっています。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>患者ニーズに的確に対応できる良質な医療サービスの提供及び患者の状況に応じた柔軟かつ効率的・効果的な診療体制への対応等のため、民間部門をさらに活用した運営手法の見直しの検討を進めます。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日急患診療所の運営についての医師会の自主事業への転換に向けた取組の推進（平成28（2016）年度）</li> <li>・医師会による休日急患診療事業の効率的、効果的かつ安定的な運営の実施（平成29（2017）年度～）</li> <li>・中原区における新医師会館での休日急患診療の実施（平成29（2017）年度）</li> </ul>		

<b>№.・課題名</b>	<b>13</b>	<b>公設福祉施設の管理運営手法の見直し</b>
<b>現状</b>		
<p>公設の特別養護老人ホーム8施設、養護老人ホーム1施設、老人デイサービス2施設、障害者支援施設3施設、通所施設6施設、その他障害者総合支援法で運営される2施設で指定管理者制度を導入した管理運営を行っています。これらの施設においては、民設民営により運営されている施設が多く存在しており、管理運営手法のあり方について検討する必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>公設福祉施設について、当面、指定管理者による運営を継続するとともに、今後は管理運営手法のあり方について、民間への譲渡等も含めて検討を進めます。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化に伴う建替えと指定期間更新の時期等を考慮した施設ごとの管理運営手法の検討</li> </ul>		

## 取組 1 - (4) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用

### 【建設緑政局】

<b>№.・課題名</b>	<b>14</b>	<b>身近な公園緑地の管理運営体制の再構築</b>
<b>現状</b>		
<p>生田緑地、等々力緑地、富士見公園のパークマネジメントに向けて一体的・横断的な取組を推進し、それぞれの公園の持つ魅力を最大限に引き出す取組を進めてきました。</p> <p>今後は、身近な公園である近隣及び地区公園等についても地域の特性に配慮した管理運営を検討していく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>身近な公園である近隣・地区公園等について、平成 27 (2015) 年度の公園の規模や地域特性の精査と市民の利便性向上に向けた民間活力の導入及び市民協働の拡充の検討を踏まえ、地域特性に配慮した管理運営体制を構築します。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間活力の導入及び市民協働の拡充など、公園の規模や地域特性を踏まえたパークマネジメントの考え方の整理・検討と、これに基づく新たな管理運営体制の構築</li> <li>・多様な主体が利用しやすくなる取組の検証と推進</li> </ul>		
<b>№.・課題名</b>	<b>15</b>	<b>富士見公園の管理運営における更なる民間活力の導入</b>
<b>現状</b>		
<p>川崎富士見球技場を含めた富士見公園南側区域の管理運営については、平成 27 (2015) 年度から指定管理者制度を導入していますが、今後はテニスコートやプールなど富士見公園北側区域の整備の進捗状況を踏まえながら、公園全体の魅力向上に向けた検討を進めていく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>富士見公園の管理運営について、富士見公園北側区域の整備の進捗状況を踏まえながら、平成 32 (2020) 年度の南側区域の指定期間の更新とあわせて段階的な指定管理者制度の導入に向けて検討を進めます。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者による管理運営の適正なモニタリング</li> <li>・南側区域について、プロムナードなどの整備進捗に合わせた管理手法の検討</li> <li>・北側区域について、平成 32 (2020) 年度の南側区域の指定管理期間の更新にあわせた一体的管理の検討</li> </ul> <p>【計画期間以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 32 (2020) 年度の富士見公園の一体的な指定管理者制度の導入に向けた調整と推進</li> </ul>		
<b>№.・課題名</b>	<b>16</b>	<b>等々力緑地の管理運営体制の再構築</b>
<b>現状</b>		
<p>現在の等々力緑地内の陸上競技場や広場、とどろきアリーナなどの各施設については、施設を管理する各部署にて管理運営を行っていますが、スポーツ・レクリエーションの拠点として更なる魅力向上に向けて民間活力を活かした管理運営手法を検討していく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>等々力緑地内の各施設の状況を精査し、一体的管理が行えるものについては、新野球場の運営開始にあわせた平成 30 (2018) 年度からの指定管理者制度の導入に向けて調整を進めます。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・等々力緑地内施設の一体的な指定管理者制度の導入に向けた選定評価委員会の開催やパブリックコメントの実施</li> <li>・指定管理者の選定等</li> </ul> <p>【計画期間以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 (2018) 年度の指定管理者制度導入に伴う運営のモニタリングや効果の検証</li> <li>・等々力緑地内の施設管理者間による魅力向上策や支障案件等の調整・検討</li> </ul>		

## 取組 1 - (4) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用

<b>№・課題名</b>	17	<b>丸子橋周辺エリアの各施設における管理運営体制の構築</b>
<b>現状</b>		
丸子橋周辺エリアの課題調整に向けて平成 25 (2013) 年度から国・地元町内会・警察・区役所・橋梁管理者等を交えた連絡協議会を開催し、平成 27 (2015) 年 4 月からは丸子橋駐車場の有料化 (有人化) を実施するなど、利用の適正化や迷惑行為の低減を図っています。		
<b>取組の方向性</b>		
駐車場の有料化 (有人化) に伴う効果検証を踏まえ、整備を進める野球場や広場などの施設の管理運営についても、指定管理者制度などさまざまな民間活力の効果的な活用に向けて検討を進めます。		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の有料化に伴う効果検証を踏まえた野球場等の施設における指定管理者制度の導入などの、さまざまな民間活力の活用に向けた検討</li> </ul> <p>【計画期間以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域からの要望や財政効果等を踏まえた、指定管理者制度など民間活力の活用に向けた手続きの開始 (平成 30 (2018) 年度)</li> </ul>		

### 【港湾局】

<b>№・課題名</b>	18	<b>川崎港コンテナターミナルの管理運営体制の見直し</b>	
<b>現状</b>			
川崎港コンテナターミナルについて、平成 26 (2014) 年 1 月に国から特例港湾運営会社の指定を受けた川崎臨港倉庫埠頭㈱が、平成 26 (2014) 年度から平成 28 (2016) 年度までの 3 年間、指定管理者として管理運営業務を行っています。			
また、京浜三港 (東京港、川崎港、横浜港) 連携により、京浜港で一つの港湾運営会社の設立に向けた検討を進めていますが、統合会社の設立後も川崎港としての役割を果たしていく必要があります。			
<b>取組の方向性</b>			
京浜港における取組を踏まえて、川崎港コンテナターミナルにおいても、川崎港の特徴と民間の活力を活かした効率的・効果的な管理運営体制を確立します。			
また、官民連携によるポートセールス、集荷活動によりコンテナ取扱量の増加をめざします。			
<b>具体的な取組内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾運営会社制度を活用した川崎港コンテナターミナルの一体的な管理運営に向けた調整・実施</li> </ul>			
<b>指標</b>	川崎港コンテナターミナルにおけるコンテナ取扱量	<b>現状値</b> (平成 26 年度) 約 7.4 万 TEU	<b>目標値</b> (平成 29 年度) 10 万 TEU

<b>№・課題名</b>	19	<b>港湾緑地等の管理運営体制の見直し</b>	
<b>現状</b>			
川崎港内の緑地等については、近年、港湾労働者等が休息に利用する緑地等から、広く市民が利用する緑地等へと利用の拡大が図られています。そのため、既存のものだけでなく、今後、整備が予定されている緑地等を含め、維持管理水準の向上に向けた管理運営方法を検討する必要があります。			
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>			
平成 28 (2016) 年 3 月策定の「(仮称) 川崎港緑化基本計画」に基づき、川崎港内全体の港湾緑地等について、それぞれの特徴を活かした利用の検討と新たな管理運営体制の整備を推進します。			

## 取組 1 - (4) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用

### 【教育委員会事務局】

<b>No.・課題名</b>	<b>20</b>	<b>中学校完全給食実施に向けた取組</b>
<b>現状</b>		
<p>市立中学校において完全給食を実施することにより、更なる食育の充実が図られること、育ち盛りの生徒にとって栄養バランスがあり、安全・安心で温かい食事を摂ることができること等から、平成 25 (2013) 年 11 月に「川崎市立中学校給食の基本方針」を決定し、中学校完全給食の早期実施に向けた取組に着手しました。</p> <p>その後、平成 26 (2014) 年 10 月に決定した「川崎市立中学校完全給食実施方針」(平成 27 (2015) 年 1 月一部修正)に基づき、市内 3 箇所の学校給食センターについては、民間資金の活用による財政負担の平準化等が期待できること等から、P F I (B T O) 方式を事業スキームとし、また、自校方式及び小中合築校方式については公設民営又は既存の P F I 事業の契約変更により中学校完全給食実施に向けた取組を進めています。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>平成 28 (2016) 年度に一部の学校において、平成 29 (2017) 年度には全校での完全給食の実施に向け、P F I 方式による市内 3 箇所の学校給食センターの整備を進めていきます。また、自校方式及び小中合築校方式における調理業務及び配膳業務委託の導入など、民間活力を活かした効率的な手法による実施体制を整えるとともに、献立作成、給食費の額の決定、調理業務及び配膳業務委託等の準備・検討を進めます。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"><li>・平成 28 (2016) 年 1 月からの東橋中学校での試行実施を踏まえた更なる食育の充実</li><li>・民間活力を活かした、安全・安心で温かい中学校完全給食の全校実施 ((仮称) 川崎市南・中・北部学校給食センターの整備等)</li></ul>		

## 取組２－（１） 市民ニーズへの的確な対応に向けた組織の最適化

### 【総務局】

<b>№．・課題名</b>	<b>1</b>	<b>守衛業務の見直し</b>
<b>現状</b>		
<p>本庁舎等の守衛業務については、本庁舎及び第２庁舎を職員が行い（夜間・閉庁日は委託）、第３庁舎及び第４庁舎は委託により行っていますが、更なる民間活用に向け、守衛職が担っている要人警護、議場警備等の特殊性、専門性など、民間部門を活用する際の諸課題について、検討を進めています。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>他都市の本庁舎警備業務委託化の状況や本庁舎等建替事業の進捗状況等を踏まえて、本庁舎等における守衛と警備員の役割分担について整理を行い、委託化等、民間部門の活用に向けた取組を進めます。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・守衛と警備員の役割分担についての考え方の整理</li> <li>・委託化等の民間部門の活用に向けた検討</li> </ul>		

<b>№．・課題名</b>	<b>2</b>	<b>危機管理体制の強化</b>
<b>現状</b>		
<p>地震、風水害等に関わる防災、減災対策は、全庁一丸となって取り組む施策であり、これまでの組織改正や東日本大震災以降の各種防災計画等の策定、見直しを通じ、各局室区の役割分担の整理・明確化を図ってきました。引き続き、危機管理室の役割を総括・調整機能に重点化した全庁的な効果的・効率的な危機管理体制の構築を進めていく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時において、迅速かつ的確に対応するため、引き続き、実際の災害対応や各種訓練などを通じて危機管理体制の検証や見直しを行います。</li> <li>また、平時から各局室区がそれぞれの役割のもと、連携した取組を推進するとともに、主体的に防災、減災対策に取り組むことができるよう役割分担の整理・明確化を進めます。</li> <li>・防災、減災対策及び災害、危機事象への対応は市の責務であり、職員一人ひとりがその一員であるという意識の醸成と効果的な人材育成の取組を進めます。</li> </ul>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実効的な災害対応力の充実、強化に向けた危機管理体制の検証・見直し</li> <li>・防災、減災等施策推進に当たっての各局室区の役割分担の整理・明確化の推進</li> <li>・効果的、計画的な人材育成の充実に関する検討・調整及び取組の推進</li> </ul>		

### 【市民・こども局】

<b>№．・課題名</b>	<b>3</b>	<b>証明書郵送交付業務の集約化及び戸籍入力業務の効率化の推進</b>
<b>現状</b>		
<p>各区役所区民課・支所区民センターで実施している住民票の写し等の証明書郵送交付業務について、麻生区役所柿生分庁舎の一部を利用した実施に向けて検討しています。</p> <p>また、戸籍入力業務集約化の検証に向けた調整を行っています。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>住民票の写し等の証明書郵送交付業務について集約化・委託化に向けた取組を進めます。</p> <p>また、戸籍入力業務について、一部非常勤化を進めるとともに、集約化するための川崎区における試行実施に向けた検証を実施します。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎区における戸籍入力業務の一部集約化の試行実施</li> <li>・試行結果の検証及び、これらに基づく今後の方向性の検討</li> </ul>		

## 取組 2 - (1) 市民ニーズへの的確な対応に向けた組織の最適化

【市民・こども局こども本部】

No.・課題名	4	子ども施策における効果的・効率的な執行体制の検討
<b>現状</b>		
<p>「川崎市子ども・子育て支援事業計画」を平成 26 (2014) 年度に策定し、子育てを社会全体で支える環境づくりや、乳幼児期の保育・教育の良質な環境づくりなどに取り組んでいますが、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の考え方も踏まえた、効果的・効率的な執行体制を構築する必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>子どもたちが地域のさまざまな人から温かく見守られ、成長できる環境づくりを進めるとともに、支援が必要になった場合に、行政による適切な支援を行う体制を確保するなど、地域包括ケアシステム推進ビジョンを踏まえた効果的・効率的な執行体制の整備を進めます。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年度における検討結果を踏まえた行政による効果的・効率的な施策の推進及び多様な主体との協働による取組の推進</li> <li>・上記の取組を進めるための執行体制の整備</li> </ul>		

No.・課題名	5	待機児童対策の継続した取組の推進	
<b>現状</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭への支援や保育ニーズ等への対応を図る中、市民からのニーズの高い待機児童の解消に向け、平成 25 (2013) 年 12 月に市長をトップとした「川崎市待機児童ゼロ対策推進本部」を立ち上げ、平成 26 (2014) 年 1 月には待機児童ゼロ対策室を設置して、同年 2 月に策定した待機児童対策の基本方針に基づき取組の推進と加速化を図りました。</li> <li>・各区役所及び区役所支所に、「区待機児童ゼロ対策担当」を設置し、保育所等の利用申請者への相談・サポート体制を強化しました。</li> <li>・これらの取組により平成 27 (2015) 年 4 月における待機児童解消を達成しましたが、今後も保育需要に適切に対応し待機児童解消に向けた取組を継続していく必要があります。</li> <li>・また、保育所等が急増したことにより、保育の質の担保・向上が課題となっています。</li> </ul>			
<b>取組の方向性</b>			
<p>平成 27 (2015) 年 3 月に策定した「川崎市子ども・子育て支援事業計画」(計画期間：平成 27 (2015)～31 (2019) 年度)に基づき、必要な地域への保育受入枠の確保や、区役所における相談・支援の更なる充実等、待機児童解消に向けた取組を継続するとともに、適切な執行体制の整備を進めます。</p> <p>また、新たな公立保育所による民間保育所への支援、公・民保育所の人材育成の取組などにより、保育の質の担保・向上を図ります。</p>			
<b>具体的な取組内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童対策を推進するための効果的効率的な執行体制の検討・整備</li> <li>・新たな公立保育所の取組等の推進による保育の質の担保・向上</li> </ul>			
<b>指標</b>	保育所等利用待機児童数	<b>現状値</b> (平成 27 年度) 0 人 (4 月 1 日時点)	<b>目標値</b> (平成 29 年度) 0 人

## 取組 2 - (1) 市民ニーズへの的確な対応に向けた組織の最適化

### 【経済労働局】

No.・課題名				6	競輪事業の運営手法の見直し	
現状						
<p>入場者数や売上が減少傾向にあることから、施設の収容人員の最適化や投票所などの集約・効率化を図る施設の再整備を進めています。</p> <p>施設の再整備に合わせて、効率的・効果的な競輪事業の運営手法について、民間部門の更なる活用に向けた検討を進める必要があります。</p>						
取組の方向性						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士見周辺地区の魅力を高め、まちづくりに貢献するため、競輪事業を持続可能とする運営の確立をめざした取組をさらに進めます。</li> <li>・施設の再整備に合わせて、施設の管理運営に関する複数の業務を包括的に民間事業者へ委託することで、事業運営コストの縮減、民間のノウハウを活用した競輪事業のイメージアップに取り組みます。</li> </ul>						
具体的な取組内容						
・包括的な業務委託の実施に向けた準備・委託実施						
指標		一般会計への繰出額	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 29 年度)		
			1.1 億円/年度	1.5 億円/年度		

### 【環境局】

No.・課題名				7	資源物収集業務の委託化	
現状						
<p>家庭系ごみの収集運搬については、効率的・効果的な収集体制を構築するため、順次委託化を図ってきました（粗大ごみ（平成 20（2008）年度）、小物金属（平成 22（2010）年度）、ミックスペーパー（平成 22（2010）年度）、プラスチック製容器包装（平成 22（2010）年度 [一部]、平成 25（2013）年度 [全市]）、空き瓶（平成 23（2011）年度 [一部]、平成 24（2012）年度 [全市]）、空き缶・ペットボトル（平成 27（2015）年度 [川崎区、幸区]））。</p> <p>また、委託後は、受注者へのモニタリング等を実施し、質の確保を図っています。</p> <p>今後も、効率的・効果的な収集体制の構築に向け、資源物収集業務の委託化を図るとともに、受注者に対する適切な管理指導を行っていく必要があります。</p>						
取組の方向性						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き缶・ペットボトルの収集運搬業務について、モニタリング等の管理監督体制を確保しながら、段階的な委託化に向けた取組を進めます。</li> <li>・委託後の受注者への適切な管理指導を進めます。</li> </ul>						
具体的な取組内容						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き缶・ペットボトルの収集運搬業務の委託化 [中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区]（空き缶・ペットボトル全市委託化完了）</li> <li>・収集運搬業務のモニタリング等による受注者への適切な管理指導の実施</li> </ul>						
指標		資源物収集業務等の民間活用率	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 29 年度)		
			84%	100%		

## 取組 2 - (1) 市民ニーズへの的確な対応に向けた組織の最適化

<b>№.・課題名</b>	<b>8</b>	<b>廃棄物処理施設運転操作業務の委託化</b>
<b>現状</b>		
<p>現在、本市では、浮島、堤根、王禅寺の処理センターでごみの焼却処理を行っており、そのうち、王禅寺処理センターでは、平成 24 (2012) 年 4 月から夜間の運転操作業務の委託化を実施しています。また、受注者による運転操作状況などについて、モニタリングを実施しています。</p> <p>今後も、効率的・効果的な処理体制の確立に向け、処理センターの運転操作業務について、民間部門の更なる活用を含め、検討を進めていく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理やモニタリング体制の確保の視点を含め、王禅寺処理センターの夜間操作業務のモニタリング結果の検証を進めます。</li> <li>・処理センターの稼働状況や他都市の動向等を検証します。</li> <li>・他の処理センターについても、運転操作業務の委託化に向けた検討を進めます。</li> </ul>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・王禅寺処理センターの夜間操作業務のモニタリング結果の検証</li> <li>・処理センターの稼働状況や他都市の動向等の検証</li> <li>・他の処理センターにおける運転操作業務の委託化に向けた体制の検討</li> </ul>		

<b>№.・課題名</b>	<b>9</b>	<b>循環型社会に対応した効率的・効果的な廃棄物収集体制の構築</b>
<b>現状</b>		
<p>これまで本市の廃棄物処理事業は、家庭系ごみの分別収集品目の拡大、普通ごみ収集の週 2 回への変更等、3R (リデュース (Reduce : 発生・排出抑制)、リユース (Reuse : 再使用)、リサイクル (Recycle : 再生利用)) を基調とした循環型社会の構築に向けた取組を推進するとともに、資源物収集業務の委託化など、効率的・効果的な収集体制への見直しを図ってきました。</p> <p>今後も、循環型社会に対応したより一層効率的・効果的な収集体制を構築するため、民間部門の育成を図るとともに、更なる活用を含め、検討を進めていく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集体制変更後のごみの排出状況や 3 処理センター体制移行後の収集体制の検証、資源物収集業務の委託化などの検証を行うとともに、他都市の状況等について情報収集や研究を行い、本市のごみ収集業務のあり方について検討を行います。</li> <li>・普通ごみ収集運搬業務については、生活環境の保全と公衆衛生の向上のため、特に重要なライフラインとして最も適正かつ迅速に処理することが必要であり、将来的な民間活力の導入については、安定的な市民サービスの提供を確保しつつ、非常時に備え、通常時から市内全地域のごみ排出状況を把握するための体制の維持を前提に、担い手となる民間部門の育成を図りながら検討を行います。</li> </ul>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市のごみ収集業務のあり方の検討</li> <li>・普通ごみ収集運搬業務における民間事業者の育成手法、民間活力の導入の規模や時期などの検討</li> </ul>		

<b>№.・課題名</b>	<b>10</b>	<b>処理センターの焼却灰運搬業務等執行体制の見直し</b>
<b>現状</b>		
<p>これまで、処理センターの焼却灰運搬業務、入江崎クリーンセンターのし尿・圧送業務、加瀬クリーンセンターの廃棄物中継輸送業務及び浮島埋立事業所の廃棄物海面埋立業務については、効率的・効果的な執行体制の構築に向け、職員の退職動向等にあわせて非常勤化を進めてきました。</p> <p>今後も、効率的・効果的な執行体制の構築に向け、取組を推進していく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>		
<p>処理センターの焼却灰運搬業務等について、東日本大震災後の課題である安全・安心な廃棄物処理体制の構築や 3 処理センター体制での緊急時の対応等を検証した上で、引き続き職員の退職動向等にあわせて非常勤化等を進めます。</p>		

## 取組 2 - (1) 市民ニーズへの的確な対応に向けた組織の最適化

### 【健康福祉局】

<b>№・課題名</b>	<b>11</b>	<b>地域包括ケアシステムの構築に向けた執行体制の整備</b>
<b>現状</b>		
<p>「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を平成 26 (2014) 年度に策定し、「かわさきいきいき長寿プラン」や「かわさきノーマライゼーションプラン」などの個別計画との連携を踏まえ、効果的・効率的な地域包括ケアシステムの構築に向けた推進体制の検討を行っていく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を踏まえ、保健・福祉・医療施策における各区役所の保健福祉センターの役割の整理など、地域包括ケアシステムの構築に向けた効果的・効率的な執行体制を整備し取組を進めます。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムの構築に向けた効果的・効率的な執行体制に基づく取組の実施</li> </ul> <p>【計画期間以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護、医療、健康づくり、障害福祉等関連分野の計画に基づく具体的な施策・事業の推進</li> </ul>		

<b>№・課題名</b>	<b>12</b>	<b>地域保健対策業務執行体制の再構築</b>
<b>現状</b>		
<p>保健福祉センターでは、健康づくり・介護予防事業、地域保健の推進と医療との連携、母子保健、高齢者福祉及び介護保険事業の運営、災害や感染症等の健康危機管理対策などのさまざまな業務を、所管する各課が連携しながら取り組んでいます。</p> <p>今後も市民サービスの向上を図るため、広域健康危機事案に対する専門性や機動性を強化するとともに、福祉施策における対応と保健医療ニーズへの対応を一体的・包括的に実施するなど、執行体制の整備が必要となっています。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>多様化・高度化する市民ニーズや高齢化の進展などを見据えて、確実な地域保健対策の展開と、健康危機管理、保健・医療・介護施策などの関連施策の連携を強化するため、健康危機事案に対する指揮命令系統の一元化を図るなど効率的・効果的な事業執行体制を構築します。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に即した健康課題への取組として、関係機関との連携強化等を行うための保健福祉センターの執行体制の構築</li> </ul>		

<b>№・課題名</b>	<b>13</b>	<b>介護・障害福祉サービス等指導監査業務執行体制の構築</b>
<b>現状</b>		
<p>介護・障害福祉サービス等の種類が多様化するとともに、事業者数が増加してきていることから、サービス等の質の確保及び給付の適正化を図るため、事業者に対する指導を行うとともに、不正請求や指定基準違反が疑われる場合においては、不適正な運営や給付が行われないよう監査を行っていく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>介護・障害福祉サービス等の種類が多様化するとともに、事業者数が増加してきていることを踏まえ、効果的な指導監査手法を検討しながら、指導監査業務執行体制の構築に向けた取組を進めます。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者に対する効果的な指導監査の手法の検討</li> <li>・新たに構築する機動的な指導監査業務執行体制による取組の推進</li> </ul>		

## 取組 2 - (1) 市民ニーズへの的確な対応に向けた組織の最適化

### 【まちづくり局】

<b>№・課題名</b>	<b>14</b>	<b>市営住宅における設計・監理業務執行体制の見直し</b>	
<b>現状</b>			
市営住宅の管理・修繕業務及び設計業務については、民間部門や住宅供給公社への委託化などにより、効率的・効果的な運用を図っています。市で行っている工事監理業務についても試行的に委託を実施するなど、民間部門の活用に向けた取組を進めています。			
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>			
平成 26 (2014)、27 (2015) 年度に行った工事監理業務委託の試行結果を踏まえて、民間部門や公社への委託化を継続して進めます。			
<b>指標</b>	工事監理業務の委託件数	<b>現状値</b> (平成 27 年度)	<b>目標値</b> (平成 29 年度)
		3 件	全 10 件

<b>№・課題名</b>	<b>15</b>	<b>登戸土地区画整理事業補償業務執行体制の見直し</b>	
<b>現状</b>			
建物等の移転補償について、平成 25 (2013) 年度策定の「登戸土地区画整理事業整備プログラム」に沿った事業を着実に展開するため、民間部門も活用しながら業務を進めるとともに、その効果の検証を行っています。			
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>			
登戸土地区画整理事業に関する補償業務について、民間部門の活用による効果検証を踏まえ、事業の進捗に対応した効率的・効果的な執行体制の見直しに向けた取組を進めます。			

### 【消防局】

<b>№・課題名</b>	<b>16</b>	<b>応急手当指導体制の整備</b>	
<b>現状</b>			
一家に 1 人の市民救命士等の養成を目標に、市民救命士養成講習（心肺蘇生・普通・上級）を消防署等（救急係が中心に指導）において実施し、年間約 1 万 7 千人の市民を指導しています。			
一方で、市民の講習需要が高まる中、指導員や資器材確保及び会場確保等の理由から、受講希望の全てには応えられない状況となっています。したがって、市民救命士養成講習の民間委託を進めることにより、より多くの市民が受講出来るようにする必要があります（平成 27 (2015) 年度は講習会業務の約 30%を委託）。			
<b>取組の方向性</b>			
本市における応急手当指導体制の強化と合わせ、市民救命士養成講習の民間委託による指導対象の拡大等により、より多くの市民救命士を養成し、更なる救命効果の向上を図ります。また、市民救命士養成講習については、安定的に民間委託を進められるよう、講習会の有料化に向けた検討及びその結果に基づく取組を実施します。			
<b>具体的な取組内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・講習会業務の民間委託化（平成 28 (2016) 年度約 70%、平成 29 (2017) 年度全面委託化）</li> <li>・講習会の有料化に向けた検討及びその結果に基づく取組の実施</li> <li>・講習や e-ラーニングによる分割講習会の実施</li> </ul>			
<b>指標</b>	救命講習等の民間への委託割合	<b>現状値</b> (平成 27 年度)	<b>目標値</b> (平成 29 年度)
		30%	100%

## 取組 2 - (1) 市民ニーズへの的確な対応に向けた組織の最適化

<b>№・課題名</b>	<b>17</b>	<b>救急隊の適正配置</b>	
<b>現状</b>			
<p>・救急隊 27 隊により市民サービスを提供しています。国の「消防力の整備指針」においては、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められており、平成 26 (2014) 年 10 月の指針改正を含め、救急出場件数、人口増加、地理的条件、消防庁舎の活用状況、市域全体のバランス等を総合的に勘案した救急隊適正配置の検討をしています。</p> <p>・救急車の適正利用に向けた軽症者への啓発については、平成 18 (2006) 年度から、様々な取組を実施しています (マスコミ・チラシ・公共機関等を活用した広報、コールセンター事業、不適切頻回利用者個別指導、老人福祉施設等との情報連絡会の実施など)。各取組を効果検証しつつ継続・拡大することで、平成 18 (2006) 年度から平成 26 (2014) 年度において、以下のとおり総救急件数が増加する一方、救急車の軽症者利用割合は漸減しています。</p> <p>【総救急件数】 58,862 件→64,897 件 【軽症者利用割合】 59%→56% (ピークは平成 20 (2008) 年度の 61%)</p>			
<b>取組の方向性</b>			
<p>・救急隊の適正配置の検討結果に基づく取組を推進します。</p> <p>・平成 18 (2006) 年度から継続・拡大して取り組んでいる軽症者への救急需要対策を推進するとともに、平成 27 (2015) 年度から新たに導入した「救急受診ガイド」の利用促進により更なる救急車の適正利用に向け取り組みます。</p>			
<b>具体的な取組内容</b>			
<p>・全市的な救急隊の適正配置の検討結果に基づく取組の推進</p> <p>・軽症者への救急需要対策の取組推進</p>			
<b>指標</b>	救急車の現場到着時間	<b>現状値</b> (平成 26 年度)	<b>目標値</b> (平成 29 年度)
		8.4 分	8.4 分以下

### 【教育委員会事務局】

<b>№・課題名</b>	<b>18</b>	<b>教育文化会館・市民館等の管理運営体制の見直し</b>	
<b>現状</b>			
<p>教育文化会館・市民館等については、これまで、受付業務、施設管理業務、舞台管理業務について、民間活力の活用を図り、効率的な運営に努めてきましたが、より一層の市民サービス向上をめざし、社会教育振興事業を含む新たな管理運営体制等を検討する必要があります。</p>			
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>			
<p>これまでの管理運営手法の検証を行うとともに、更なる市民サービス向上のため、民間活力の活用を含め、生涯学習や地域活動の推進にふさわしい体制のあり方や効果的な管理・運営手法等について、区役所のあり方検討会議の動向を踏まえつつ検討を行い、考え方をまとめ、それに基づき取組を推進します。</p>			

<b>№・課題名</b>	<b>19</b>	<b>図書館等の管理運営体制の見直し</b>	
<b>現状</b>			
<p>貸出・返却カウンター業務、配架業務等への民間活力の活用を図りながら、職員は専門性を発揮し、相談業務等に専念するなど、効率的・効果的な図書館運営に努めてきましたが、図書館への市民ニーズは多様化していることから、より一層の市民サービス向上をめざした管理運営体制等を検討する必要があります。</p>			
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>			
<p>これまでの管理運営手法の検証を行うとともに、更なる市民サービス向上のため、民間活力の活用を含め、市民の読書活動の推進にふさわしい体制のあり方や効果的な管理・運営手法等について検討を行い、決定した方針に沿って取組を推進します。</p>			

## 取組 2 - (1) 市民ニーズへの的確な対応に向けた組織の最適化

<b>№.・課題名</b>	<b>20</b>	<b>学校運営・指導業務執行体制の見直し</b>
<b>現状</b>		
<p>学校運営、教員や児童・生徒への指導及び支援については、これまで学校教育部や総合教育センターなどにおいて、非常勤嘱託員、臨時的任用職員、委託業者などを活用しながら、取組を進めてきましたが、目的に応じたさまざまな支援体制があることから、それぞれの職の設置の意義や役割について確認を行い、重複がないよう見直しを図っていく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>		
<p>新たな「かわさき教育プラン」に基づき、児童・生徒の教育的ニーズに的確に対応するため、包括的な支援体制を構築します。</p> <p>また、学校運営等に関するこれまでの指導及び支援体制の効果について検証を行い、支援対象や目的の重複がないよう、非常勤嘱託員等の活用を含めた効率的かつ効果的な体制の構築に向けて見直しを進めます。</p>		
<b>№.・課題名</b>	<b>21</b>	<b>県費負担教職員制度の見直しへの対応</b>
<b>現状</b>		
<p>平成 26 (2014) 年通常国会において第 4 次一括法が成立し、県費負担教職員の給与等の負担、定数の決定、学級編制基準の決定等に関する権限が、平成 29 (2017) 年度に指定都市に移譲されます。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>学校の設置者である本市自らが学校の実情に即した教職員配置や学校運営を行うことが可能となるように、事務・権限の移譲に向けた取組を進めます。</p> <p>また、移譲後においては、本市がめざす学校教育の取組の推進に向けて、効果的な教職員配置とするための学級編制基準や定数の決定、教職員給与負担等の実務に対応します。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・的確・適切な人事労務管理に向けた人事給与等システムの改修と職員部全体の業務効率の向上</li> <li>・学級編制基準、定数決定等の方針策定</li> <li>・人事給与システム等を用いた的確・適切な人事労務管理の推進</li> </ul>		
<b>№.・課題名</b>	<b>22</b>	<b>学校用務業務執行体制の見直し</b>
<b>現状</b>		
<p>学校用務員については、平成 16 (2004) 年度から退職動向等にあわせて各校 1 名について非常勤化を進めています。</p>		
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>		
<p>学校用務業務について、引き続き退職動向等にあわせて非常勤化等を進めます。</p> <p>また、効率的な業務執行体制の整備に向けて、今後の学校用務業務のあり方について検討を進めます。</p>		
<b>№.・課題名</b>	<b>23</b>	<b>小学校給食調理業務の委託化</b>
<b>現状</b>		
<p>学校給食における給食調理業務については、平成 16 (2004) 年度からの段階的な委託化により、平成 27 (2015) 年度において、小学校 47 校 (PFI 方式により運営しているはるひ野小学校を除く。)、特別支援学校 3 校 (分校含む) で委託を実施しています。</p>		
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>		
<p>学校給食調理業務について、より効率的な運営を図るため、現行の安全衛生の管理水準や給食の質の確保について検証を行いながら、引き続き退職動向等にあわせて委託化を進めます。</p>		

## 取組 2 - (2) 給与・福利厚生制度の見直し

### 【総務局】

<b>№・課題名</b>	<b>1</b>	<b>給与制度の見直し</b>
<b>現状</b>		
<p>これまで、給料表の構成や昇給制度の見直しとともに、社会経済環境の変化に合わせた給与水準の引下げや、退職手当、特殊勤務手当等の諸手当の見直しを実施してきました。</p> <p>今後も、引き続き、より一層、職務・職責と勤務実績に基づく給与制度を確立するため、国の動向等を踏まえながら、給料表の構成や昇給・昇格制度を始めとする給与構造の見直しの検討を行うとともに、市内民間事業所や国、他都市の状況等を踏まえて、適切な給与水準の確保や諸手当の見直しに取り組む必要があります。</p>		
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>		
<p>国や他都市の給与制度等の改正の動向、さらには行財政改革、公務員制度改革等の地方公務員給与に関する課題についての国の動向等を踏まえながら、引き続き、給与制度の見直しの検討を行うとともに、適正な給与水準の確保及び諸手当の見直しに取り組みます。</p>		

<b>№・課題名</b>	<b>2</b>	<b>福利厚生事業の見直し</b>				
<b>現状</b>						
<p>市が実施する福利厚生事業について、公正化・適正化の観点から、公費負担の見直しなどを実施してきました。</p> <p>【福利厚生事業の公費負担の段階的見直し】 公費負担率 平成 17 (2005) 年度 50.21% → 平成 25 (2013) 年度 19.43%</p>						
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>						
<p>厚生事業及び職員厚生会等の職員の互助組織が実施する各種事業について、社会経済状況の変化を踏まえ、引き続き事業の公費負担の見直しに取り組めます。</p>						
<b>指標</b>	公費負担率	<table border="1"> <tr> <th>現状値 (平成 27 年度)</th> <th>目標値 (平成 29 年度)</th> </tr> <tr> <td>16.47%</td> <td>13.25%</td> </tr> </table>	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 29 年度)	16.47%	13.25%
現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 29 年度)					
16.47%	13.25%					

### 【教育委員会事務局】

<b>№・課題名</b>	<b>3</b>	<b>教職員の福利厚生制度の見直し</b>				
<b>現状</b>						
<p>これまで、教職員互助会事業について、社会経済環境の変化を踏まえ、福利厚生施設利用補助の廃止など、事業の実施内容や公費負担の見直しを進めてきましたが、市職員の福利厚生制度の公費負担割合と差異もあるため、公平性の観点も含め市民の理解が得られる福利厚生事業となるよう、今後も見直しを継続していく必要があります。</p> <p>また、教職員互助会が保有する「会館とどろき」については、老朽化等による維持管理経費の増加への対応について検討していく必要があります。</p>						
<b>取組の方向性</b>						
<p>教職員を対象とした福利厚生について、平成 29 (2017) 年度に予定されている県費負担教職員の市費移管や他都市の状況、市職員の福利厚生制度との公平性の観点などを踏まえ、互助会の運営体制や、「会館とどろき」のあり方を含めた事業内容の見直しなど、公費負担の適正化を含めた事業の見直しに取り組めます。</p>						
<b>指標</b>	教職員互助会事業における公費負担率	<table border="1"> <tr> <th>現状値 (平成 27 年度)</th> <th>目標値 (平成 29 年度)</th> </tr> <tr> <td>30.70%</td> <td>20.48%</td> </tr> </table>	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 29 年度)	30.70%	20.48%
現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 29 年度)					
30.70%	20.48%					

## 取組 2 - (3)

### ICTの活用による市民サービスの向上・行政運営の効率化

#### 【総務局】

No.・課題名			1	新たな情報通信技術を活用した取組の推進
<b>現状</b>				
<p>国は平成 26 (2014) 年 6 月に「世界最先端 IT 国家創造宣言」を閣議決定し、世界最高水準の IT 利活用社会の実現などに関する方向性を示しました。本市においては、オープンデータ拡充への取組をはじめ、モバイル端末の普及実態に合わせ、インターネット利用環境をさらに充実させるための公衆無線 LAN 環境の整備や新たな市民サービス提供の検討を進めています。</p>				
<b>取組の方向性</b>				
<p>情報通信技術の進展を踏まえ、市民のインターネット利用環境を充実させるなど、ICT を積極的に活用することにより、市民サービスの向上や行政運営の効率化、市民参加や協働の促進、地域の活性化や課題解決をさらに進めます。</p>				
<b>具体的な取組内容</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内公衆無線 LAN 環境整備の取組推進</li> <li>・ICT の活用による効果的な市民サービスの提供と展開</li> <li>・オープンデータ提供の取組推進</li> <li>・かわさきアプリの整備推進</li> </ul>				
指標	①提供しているオープンデータのデータセット数 ②提供しているオープンデータのダウンロード数	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 29 年度)	
		①27 件 ②2,000 件 (3 月末時点)	①100 件 ②4,000 件	

No.・課題名			2	社会保障・税番号制度導入に向けた取組の推進
<b>現状</b>				
<p>平成 25 (2013) 年 5 月に番号関連 4 法が成立したことにより、社会保障・税番号制度の施行に向けて、「川崎市社会保障・税番号制度の導入に伴う情報化施策推進委員会 (マイナンバー推進委員会)」等を設置し、円滑な制度導入に向けた検討を進めていますが、マイナンバー及び特定個人情報の提供範囲の拡大等、制度拡充の動向に的確に対応していく必要があります。</p>				
<b>取組の方向性</b>				
<p>社会保障や税の公正な給付と負担の確保、市民の利便性の向上、行政運営の効率化などを目的として、個人番号カードの交付・普及、制度利用に関連するシステムの改修、番号制度の活用などを進めます。</p>				
<b>具体的な取組内容</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード交付促進の取組実施</li> <li>・平成 29 (2017) 年 7 月からの情報提供ネットワークシステムによる情報連携の開始に向けたシステム運用テストや個人番号の独自利用についての検討</li> <li>・情報連携の開始後の番号制度の運用状況を踏まえた、更なる行政運営の効率化や市民の利便性の向上などの検討</li> </ul>				

## 取組 2 - (4) 債権確保策の強化

### 【財政局】

No.・課題名		1 一層の市税収入確保に向けた取組強化	
<b>現状</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市税収入確保対策本部」を設置し、市税収入の確保に積極的に取り組んだ結果、平成 11 (1999) 年度に約 160 億円であった収入未済額を平成 26 (2014) 年度には約 61 億円まで削減するなど、成果を上げています。</li> <li>・景気動向には持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい財政状況の中、「市税滞納整理方針」を定め、新たな滞納整理体制のもと、徴収事務を効果的、効率的かつ積極的に進め、市税収入率の更なる向上をめざして取り組んでいます。</li> </ul>			
<b>取組の方向性</b>			
債権・動産差押えや、インターネットを利用した公売、初期未納対策として民間委託による「納税お知らせセンター」の活用などの従来からの取組に加えて、滞納整理の早期化・集中化を図るとともに、組織体制強化を検討することにより、平成 26 (2014) 年度 97.7% の収入率を、平成 29 (2017) 年度までの 3 年間で、本市における過去最高の 98.6% にすることをめざします。			
<b>具体的な取組内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市税滞納整理方針」による目標収入率の設定</li> <li>・目標収入率達成に向けた具体的施策を決定するための「市税収入確保対策本部会議」の開催</li> <li>・強化体制に基づく滞納整理の早期化・集中化</li> </ul>			
指標	市税収入率	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 29 年度)
		97.7%	98.6%

No.・課題名		2 市税以外の滞納債権徴収に向けた取組強化	
<b>現状</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 20 (2008) 年度から国民健康保険料など主な 11 債権について集中的に滞納債権対策に取り組んだ結果、平成 20 (2008) 年度に約 193 億円であった収入未済額を平成 26 (2014) 年度には約 123 億円まで削減するなど、成果を上げています。</li> <li>・平成 26 (2014) 年の「川崎市債権管理条例」の制定を一つの契機として、条例に則って更なる債権管理の適正化に取り組むために、債権管理体制を整備・拡充し、現在 600 を超える全ての市の債権（市税を除く。）を対象として債権対策を推進しています。</li> <li>・平成 26 (2014) 年 3 月の債権対策本部会議にて決定された「債権対策基本方針」を踏まえ、当初、全滞納債権の平成 27 (2015) 年度末収入未済額を、181 億円（平成 25 (2013) 年度末）から 160 億円へ縮減する取組目標を設定していましたが、平成 26 (2014) 年度の取組の結果、平成 26 年度末における全滞納債権の収入未済額が約 162 億円となり、当初の取組目標を 1 年前倒しで概ね達成したため、平成 27 (2015) 年度末の収入未済額を 150 億円へ縮減する取組目標に上方修正しました。</li> </ul>			
<b>取組の方向性</b>			
市民負担の公平性の確保と円滑な財政運営に資するために、「川崎市債権管理条例」等の全庁統一的なルールに基づいた適正な債権管理と滞納整理の推進とともに、債権対策本部会議をはじめとする債権対策の推進体制による滞納債権対策の充実・強化を図ります。			
<b>具体的な取組内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納債権の徴収強化に向けた検討及び検証を行い、取組目標を策定する「債権対策本部会議」の開催</li> <li>・滞納債権の徴収支援（滞納処分等に関する実務支援及び研修の実施）</li> <li>・強制執行等裁判手続きの活用による徴収強化及び徴収停止による回収見込みのない債権の整理推進</li> <li>・徴収不能債権の放棄（適正な債権管理）</li> </ul>			
指標	全ての市の債権（市税を除く。） の収入未済額	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 29 年度)
		162 億円	平成 27 年度中に 策定

## 取組 2 - (4) 債権確保策の強化

### 【市民・こども局こども本部】

No.・課題名				3	保育料の収納対策
<b>現状</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料の収納対策として、電話催告や納付面談、さらには債権差押を中心とする滞納処分を行っています。</li> <li>・これまでの収納対策の取組の推進により、平成 25 (2013) 年度の保育料収入率は、現年度分で 99%超、現年分と過年度分を合わせて 97%超となっており、高い水準で推移しています。</li> <li>・平成 27 (2015) 年度は、税務経験のある市 OB 職員 1 名 (非常勤) について、そのノウハウを保育料の収納対策に活用するため配置しました。</li> <li>・保育サービス利用についての負担の公平性の観点から、収納対策の取組を強化し、高い収入率の維持が必要です。</li> </ul>					
<b>取組の方向性</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所利用数の増加により、平成 25 (2013) 年度の収入額は平成 20 (2008) 年度と比較して約 1.6 倍となり、金額にして約 25 億円増加しています。</li> <li>・収納対策の取組を強化し、高い収入率を維持していくためには、保育所利用者数の増加に合わせた執行体制の検討が必要です。</li> </ul>					
<b>具体的な取組内容</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入率の向上に向けた、現年度分の滞納を発生させない取組の推進と特に過年度分の債権に対する取組の推進</li> <li>・保育所利用者数の増加を踏まえた執行体制の検討・整備</li> </ul>					
<b>指標</b>		保育料収入率	<b>現状値</b> (平成 26 年度)	<b>目標値</b> (平成 29 年度)	
			97.4%	97.6%	

### 【健康福祉局】

No.・課題名				4	一層の国民健康保険料収入確保に向けた取組強化
<b>現状</b>					
<p>国民健康保険料の収入率を平成 27 (2015) 年度までに 92.0%にすることを目標として設定し、これまで徴収体制の強化とともに民間委託によるコールセンターの機能拡充や訪問収納を全市域に導入するなど、効果的な収入対策を実施してきました。その結果、平成 26 (2014) 年度収入率は、92.96%となり 1 年前倒して目標を達成しましたが、国民健康保険の安定した事業運営と負担の公平性の担保をするためには、引き続き効果的な収入対策が必要となっています。</p>					
<b>取組の方向性</b>					
<p>今後も、民間委託によるコールセンターを活用した徴収や全市域での訪問収納の実施による効果的な収入対策を実施します。また、初期未納対策及び滞納処分の更なる強化を図り、滞納債権の縮減を進めます。</p>					
<b>具体的な取組内容</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間活力の効率的な運用や口座振替納付の推奨等の実施</li> </ul>					
<b>指標</b>		国民健康保険料の現年度分収入率	<b>現状値</b> (平成 26 年度)	<b>目標値</b> (平成 29 年度)	
			92.96%	93.80%以上	

## 取組 2 - (4) 債権確保策の強化

No.・課題名		5	介護保険料の収納対策	
<b>現状</b>				
介護保険料の徴収において、負担の公平性と着実な収入確保の観点から、滞納処分の強化を図り、収入率の向上に向けて、収納対策の取組を強化してきましたが、介護保険制度の安定的な運営のためには、引き続き効果的な収入対策が必要となっています。				
<b>取組の方向性</b>				
コールセンターによる納付勧奨のほか、催告書の送付を行い、電話・訪問催告の実施、滞納処分に取り組むとともに、研修等を通じて滞納整理担当職員のスキルアップを図ります。また、保険料の収納対策強化に向けた効率的・効果的な執行体制を構築に向け検討を進めます。				
<b>具体的な取組内容</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな体制に基づく取組の実施</li> <li>・コールセンターによる納付勧奨のほか、催告書の送付、電話・訪問催告の実施などによる滞納処分の実施</li> <li>・研修等を通じた滞納整理担当職員のスキルアップ</li> </ul>				
指標	介護保険料の現年度分収入率	現状値	目標値	
		(平成 26 年度)	(平成 29 年度)	
		98.63%	98.65%以上	

### 【まちづくり局】

No.・課題名		6	市営住宅使用料の収入率向上と効率的・効果的な運用の検討	
<b>現状</b>				
市営住宅使用料の現年度分収入率は、平成 21 (2009) 年度の 95.2%から平成 25 (2013) 年度の 98.9%に改善しています。				
今後も明渡請求及び即決和解をはじめとする法的措置を継続的かつ着実に実施することにより、市営住宅使用料の収入率の向上を図るとともに、効率的・効果的な運用について検討します。				
<b>取組の方向性</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、長期滞納者への法的措置を含めた対応を行うとともに、適切な債権管理を実施し、初期末納者に対する対応の強化を図ることで現年度分の収入率向上を図るとともに、民間活用等の手法により退去滞納者対策の更なる推進を図ります。</li> <li>・また、市営住宅等管理業務の外部委託が更新される平成 29 (2017) 年度以降については、市営住宅使用料の更なる効率的・効果的な運用を検討します。</li> </ul>				
<b>具体的な取組内容</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払計画の厳密な履行監視による法的措置の適時実施</li> <li>・延滞金徴収の徹底や初期末納者に対する継続的な対応による期限内適正納付の徹底</li> <li>・民間活用による退去者滞納対策の継続実施</li> <li>・市営住宅使用料の効率的・効果的な運用の検討・実施</li> </ul>				
指標	市営住宅使用料収入率	現状値	目標値	
		(平成 26 年度)	(平成 29 年度)	
		99.2%	99.4%	

## 取組 2 - (5) 戦略的な資産マネジメント

### 【総合企画局】

No.・課題名	1	富士見周辺地区における公共施設再編の再検討
<b>現状</b>		
<p>富士見周辺地区では、平成 20 (2008) 年 3 月に策定した「整備基本計画」、平成 23 (2011) 年 3 月に策定した「整備実施計画」等に基づき計画的に事業を推進してきましたが、平成 30 (2018) 年度以降の「整備実施計画・後期整備推進期間」では、効果的・効率的な公園整備に向けた取組を推進する一方で、「市民館・区役所整備」については、中長期を見据えた施設の効率的な維持管理や保有量の最適化を図る「資産マネジメント」等の取組と整合を図る必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>市民館機能では、スポーツ文化総合センターに機能移転する大ホール・関係諸室の整備状況や周辺状況等を勘察し、既存施設の有効活用など、効率的・効果的な手法と今後のあり方について、また、区役所機能では、現在の地域課題等を踏まえた支所機能再編や、地域包括ケアシステムへの対応など、事業を取り巻く状況変化を踏まえた地区健康福祉ステーション等の今後のあり方について、各局区が連携し、新たな総合計画の第 1 期実施計画期間中に再検討します。</p> <p>現在の富士見周辺地区整備計画については、これらの検討と連携を図りながら、一定程度事業化を据え置き、新たな総合計画の第 2 期実施計画策定に合わせて一部改定を行うことを視野に入れた検討を進めます。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各局区の連携による市民館機能及び区役所機能の再検討</li> <li>・富士見周辺地区整備計画における各事業と連携した一部改定を視野に入れた検討</li> </ul>		

### 【財政局】

No.・課題名	2	施設の長寿命化
<b>現状</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点による施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に推進する公共施設等総合管理計画である「かわさき資産マネジメントカルテ（第 2 期取組期間の実施方針）」（平成 26 (2014) 年 3 月策定）に基づき、施設の長寿命化を推進しています。</li> <li>・市営住宅、学校施設、道路、橋りょう等について、個別長寿命化計画に基づき長寿命化を推進しています。</li> <li>・庁舎等建築物（市営住宅、学校施設等を除く建築物）について、資産マネジメントシステムによる施設の劣化状況の一元管理を行い、法定・日常点検に基づく施設の劣化状況等に応じた工事優先度判定により長寿命化を推進しています。</li> </ul>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>施設の種類・特性に応じ、定期的な施設点検等の適切な管理を行い、利用の安全性を確保するとともに、施設を構成する部位等の劣化を予測し、機能停止などを未然に防ぐ予防保全を行うことによる施設の長寿命化を推進します。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別長寿命化計画に基づく、市営住宅、学校施設、道路、橋りょう等の長寿命化の推進</li> <li>・庁舎等建築物（市営住宅、学校施設等を除く建築物）について、法定・日常点検に基づく施設の劣化状況等に応じた工事優先度判定及び対象部位の拡大等による更なる長寿命化の推進</li> </ul>		

## 取組 2 - (5) 戦略的な資産マネジメント

<b>№.・課題名</b>	<b>3</b>	<b>資産保有の最適化</b>
<b>現状</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かわさき資産マネジメントカルテ（第2期取組期間の実施方針）」（平成26（2014）年3月策定）に基づき、資産保有の最適化を推進しています。</li> <li>・将来の財政状況等を見据えた建築物総量の管理を行いながら資産保有の最適化を推進しています。最適化については、将来的な人口減も見据えた上で、当面は、人口増に向けた対応が必要となります。</li> </ul>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>稼働状況等の使用価値と土地価格等の市場価値といった施設個別の観点や、市民ニーズの分布や利便性等を勘案した施設配置等の広域的な観点からの資産保有の最適化を推進します。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公設保育所の民設民営手法等の導入の推進</li> <li>・福祉センター再編整備に伴う跡地を活用した効果的な施設整備の推進</li> <li>・市営住宅の更新時における福祉施設等の整備の推進</li> <li>・水道施設用地（生田浄水場用地等）の有効活用</li> <li>・児童生徒数に対応した教育環境整備の推進 ほか</li> </ul>		
<b>№.・課題名</b>	<b>4</b>	<b>財産の有効活用</b>
<b>現状</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かわさき資産マネジメントカルテ（第2期取組期間の実施方針）」（平成26（2014）年3月策定）に基づき、財産の有効活用を推進しています。</li> <li>・活用事例をとりまとめた「有効活用カタログ」（平成26（2014）年6月策定）を活用し、多様な効果創出に向けた財産の有効活用の取組拡大を推進しています。</li> <li>・平成27（2015）年4月に、本市初となるネーミングライツ（命名権）を「川崎富士見球技場」（愛称「富士通スタジアム川崎」）に導入しました。</li> </ul>		
<b>取組の方向性</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政効果のみならず、本市のさまざまな施策推進や課題解決に寄与することを踏まえた多様な効果の創出に向け、財産活用の手法や対象の拡大を図ります。</li> <li>・庁舎等駐車場については、有料化による適正利用や、電気自動車充電器の拡充等による利用環境の改善に取り組みます。</li> <li>・庁舎等余剰地や余剰床の貸付事業については、貸付等による歳入確保や、環境配慮型や災害対応型などの付加価値の高い自動販売機の設置に取り組みます。</li> <li>・広告事業については、事業者と連携した広告事業の展開による歳入確保等に取り組みます。</li> <li>・ネーミングライツ（命名権）については、導入施設の拡大に取り組みます。</li> </ul>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「有効活用カタログ」を活用した財産有効活用の取組拡大の推進</li> <li>・庁舎等駐車場の適正利用の推進</li> <li>・庁舎等余剰地や余剰床の貸付事業の推進</li> <li>・広告事業の推進</li> <li>・ネーミングライツ（命名権）の拡大 ほか</li> </ul>		

## 取組 2 - (5) 戦略的な資産マネジメント

### 【市民・こども局こども本部】

No.・課題名				5		こども文化センターの今後のあり方の検討	
現状							
こども文化センターは児童の健全育成をめざすとともに、地域での遊びの拠点として概ね各中学校区に1か所設置されています。一方、青少年の生活形態の変化、子育て家庭の交流の場の充実に加え、地域の拠点としての活用等が課題となっています。							
取組の方向性							
現在の子ども・若者が抱える課題への対応策、いこいの家との連携による多世代交流、地域包括ケアシステムを踏まえた整理など、社会状況の変化に伴うこども文化センターのあり方・将来像を検討するとともに、今後の人口推移や、施設の老朽化に伴う大規模修繕・建替えが必要となってくることも踏まえながら、施設の位置付けや活用策の見直しを検討します。							
具体的な取組内容							
<ul style="list-style-type: none"> <li>こども文化センターのあり方、将来像の検討・調整</li> <li>いこいの家とのモデル事業実施</li> <li>老朽化した施設の長寿命化対策の検討</li> </ul>							
【計画期間以降】							
こども文化センターのあり方・将来像の検討結果を踏まえた事業の実施							
指標	いこいの家との連携事業実施館数	現状値		目標値			
		(平成 27 年度)		(平成 29 年度)			
		2 館		7 館			

### 【健康福祉局】

No.・課題名				6		高齢者利用施設の今後のあり方の検討	
現状							
高齢者のいきがい・健康づくり、介護予防等を行う利用施設として、各区1か所にいきいきセンターを整備し、また、概ね中学校区1か所にいこいの家を整備してきました。							
これらの施設が生活支援・介護予防拠点としての重要性が増している中で、高齢者に限定しない多目的な活動の場が求められていることから、今後の施設利用のあり方や、施設の老朽化対策、いきいきセンターに併設している老人デイサービスセンターの今後のあり方等を検討していく必要があります。							
取組の方向性							
高齢者に限定せず、障害者やこども、子育て中の親など全ての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築に向けて、既存の「いこいの家」、「こども文化センター」合築施設を中心に、両施設の連携による多世代交流を推進するとともに、老朽化対策を踏まえ、利用対象を高齢者と限定しない多目的な活動の場とする取組を進めます。							
具体的な取組内容							
<ul style="list-style-type: none"> <li>「いこいの家」、「こども文化センター」合築施設における、多世代交流の推進等を目的としたモデル事業実施による、両施設の機能連携のあり方等の検証</li> <li>施設の老朽化を踏まえた施設機能のあり方の検討</li> <li>いきいきセンターに併設の老人デイサービスセンターのあり方等の検討</li> </ul>							
【計画期間以降】							
検証・検討結果に基づく、高齢者利用施設の新たな運営方法や施策の実施（平成 30（2018）年度）							
指標	こども文化センターとの連携事業実施館数	現状値		目標値			
		(平成 27 年度)		(平成 29 年度)			
		2 館		7 館			

## 取組 2 - (5) 戦略的な資産マネジメント

### 【建設緑政局】

<b>№・課題名</b>	<b>7</b>	<b>道路予定地等を活用した賑わいの創出</b>
<b>現状</b>		
<p>都市計画道路予定地は、賑わいの創出等の観点から、道路占用許可の見直しなどによる財産の有効活用に向けて、検討を進める必要があります。</p> <p>また、公園緑地についても、賑わいの創出に向けた取組が求められており、その手法として都市公園法の設置管理許可など、他都市の事例を踏まえながら、更なる有効活用の手法を検討する必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>道路予定地等を活用した賑わいの創出に向けて外部の有識者から意見を聴取するなど、入札型占用制度の導入について検討を進めます。</p> <p>また、公園緑地については、事業予定地の利用計画と連携しながら、環境審議会などの学識経験者の意見をふまえ、効果的な利活用の検討を進めます。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"><li>・入札型占用制度の運用開始と、その検証に基づく取組の検討・推進</li><li>・公園緑地における取組の検討</li></ul>		

## 取組 2 - (6) 入札・契約制度改革

### 【財政局】

<b>№・課題名</b>	<b>1</b>	<b>多様な入札制度の実施</b>
<b>現状</b>		
<p>これまでの一般競争入札等に加え、入札者の技術力なども評価し、落札者を決定する総合評価一般競争入札を一部の入札に導入するなど、より一層の公共事業の品質確保を図っていくことや、インターネット環境を活用したリバースオークション（せり下げ方式）など多様な手法の導入等により、透明性・競争性・公平性の確保に留意しつつ、より公正な入札・契約制度の構築に取り組んでいます。</p> <p>また、公正な競争の促進を前提としながらも、地域経済の健全な発展を図り、優良な市民サービスの提供につながるよう、地域に貢献する事業者へのインセンティブ発注など、地元企業が受注しやすい環境づくりに取り組んでいます。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>これまでの一般競争入札等に加え、社会貢献度等を評価するなどして、インセンティブ発注を充実させていくとともに、多様な入札契約制度を検討し、実施します。</p> <p>また、対象となる品目や実施回数等を検討しながら、引き続きリバースオークションを実施し、その効果を検証します。</p> <p>さらに、ダンピング受注の防止や総合評価一般競争入札の効果的な運用など、地元企業が受注しやすい環境づくりを推進します。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・透明性・競争性・公平性に配慮した、インセンティブ発注の充実やダンピング受注の防止、総合評価一般競争入札の効果的な運用などの推進</li> <li>・リバースオークションの継続的な実施と効果の検証</li> <li>・入札契約制度全般についての、国等の制度改正への的確かつ迅速な対応</li> </ul>		
<b>№・課題名</b>	<b>2</b>	<b>公契約制度の的確な運用</b>
<b>現状</b>		
<p>労働者の適正な労働環境の整備を図ることにより、公共事業の品質を確保することを目的として、平成 23（2011）年度から公契約制度を施行し、適正な運用に努めています。</p>		
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>		
<p>公共工事設計労務単価や生活保護基準、最低賃金等の動向を踏まえ、適切かつ的確に公契約制度を運用していきます。</p>		

## 取組 2 - (7) 資金の調達と運用の安定化・効率化

### 【財政局】

No.・課題名	1 戦略的な資金調達と資金運用の推進
<b>現状</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>・市債の約 85%を民間資金から調達しており、それに伴い減債基金残高も増加していることから、安定的な民間資金の調達と、効率的かつ効果的な運用面での取組が重要な課題となっています。</li><li>・学識経験者や市場関係者等を構成員とする「起債運営アドバイザー・コミッティ」において、起債運営や資金運用の実務面に関して、直接かつ継続的に意見聴取等を行っています。</li><li>・庁内会議として「市債管理運営会議」及び「資金管理会議」を設置し、安定的かつ確実を前提とした効率的な資金調達・資金運用に努めています。</li><li>・平成 25 (2013) 年度に「戦略的資金管理推進検討委員会」を設置し、銀行等引受債の活用等による資金調達の多様化・効率化、及び資産負債管理 (ALM) を踏まえた運用の視点から、一層の資金運用の効率化等に向けた取組推進について検討を行いました。</li></ul>	
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>	
<p>多様な資金調達手法の効果的な活用を推進し、資金調達の安定性、効率性の向上、金融市場動向への的確な対応に取り組みます。</p> <p>また、資金の運用においては、資産と負債を総合的に管理し、運用の確実性、効率性の向上、金融市場動向への的確な対応に取り組み、運用益の最大化を図ります。</p>	

## 取組 2 - (8) 特別会計の健全化

### 【経済労働局】

No.・課題名		1 競輪事業特別会計の健全化に向けた取組の推進	
<b>現状</b>			
<p>娯楽の多様化やファンの高齢化等により、競輪事業を取り巻く環境は厳しく、全国的に車券売上は減少傾向にあります。</p> <p>そのような状況の中、川崎競輪場では、「富士見公園との一体感を感じられる空間づくり」と「持続可能な事業運営の確立に向けた施設づくり」をコンセプトとして、施設の再整備を実施しています。</p> <p>施設の再整備と合わせて車券売上の向上、経費節減等に取り組み、利益の一部について、今後も安定的に一般会計へ繰出していく必要があります。</p>			
<b>取組の方向性</b>			
<p>施設の再整備とあわせて、包括的な業務委託による事業の効率化とともに、新たなファンの獲得をめざしたガールズ競輪の開催や特別競輪の誘致活動を推進することにより、車券売上の向上を図り、利益を拡大し、安定的に一般会計への繰出を行います。</p>			
<b>具体的な取組内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・再整備事業の推進</li> <li>・特別競輪の誘致活動の推進</li> <li>・民間を活用した施設の効率的・効果的な管理運営の実施</li> </ul>			
指標	一般会計への繰出額	現状値	目標値
		(平成 26 年度)	(平成 29 年度)
		1.1 億円/年度	1.5 億円/年度

No.・課題名		2 卸売市場事業特別会計の健全化に向けた取組の推進	
<b>現状</b>			
<p>北部市場では、平成 25 (2013) 年度の青果卸合併に伴う取扱高増加や水産物部の再編に向けた対応などが求められており、南部市場では、平成 26 (2014) 年度から導入した指定管理者制度の効果の検証、青果卸撤退への対応などが求められています。</p> <p>こうした状況の変化に対応しつつ、卸売市場事業特別会計の健全化に向けて、中長期的な視点に立った卸売市場の方向性を検討していく必要があります。</p>			
<b>取組の方向性</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場を取り巻く環境が厳しく、全国的に市場取扱高が年々減少する中、施設利用者のニーズや市場取扱高の推移を検証しながら、必要な市場の整備を実施するとともに、民間ノウハウを活用した市場の効率的・効果的な管理運営に取り組みます。</li> <li>・新地方公会計制度に基づく財務諸表の作成・公表を通じ、会計の透明性を確保し健全化を図ります。</li> </ul>			
<b>具体的な取組内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備計画の検討・策定 (北部市場)</li> <li>・民間ノウハウの更なる活用 (南部市場)</li> <li>・新地方公会計制度に基づく財務諸表の作成・公表</li> </ul> <p>【計画期間以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用者のニーズに基づく市場の整備 (北部市場)</li> </ul>			
指標	市場の年間卸売取扱量	現状値	目標値
		(平成 26 年)	(平成 29 年)
		151,433 ト	151,433 ト以上

## 取組 2 - (9) 公営企業の経営改善

### 【上下水道局】

<b>№・課題名</b>	<b>1</b>	<b>給・配水工事部門の現場作業の請負化</b>
<b>現状</b>		
<p>これまで職員で対応していた給・配水工事部門の現場作業について、緊急時における即応体制の確保や、技術・技能の継承の観点から、引き続き職員で行うべき業務（コア業務）と、それ以外の、請負化等により効率化が可能な業務（準コア業務）とに仕分けを行いました。</p>		
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>		
<p>緊急時などを想定して必要なライフラインを担う職員を確保するとともに、老朽化が進む施設の維持管理への対応を踏まえ、準コア業務については、民間事業者の育成を図りながら、請負化等に向けた取組を段階的に進めます。</p>		
<b>№・課題名</b>	<b>2</b>	<b>工業用水道専用施設における効率的・効果的な運転管理体制の整備</b>
<b>現状</b>		
<p>平成 18（2006）年に策定した水道事業及び工業用水道事業の「再構築計画」に基づき、将来の的確な水需要予測等を踏まえた給水能力の見直しと、これに伴う施設規模の縮小、執行体制の適正化・効率化を進めてきました。</p> <p>具体的には、平成 24（2012）年度に潮見台浄水場の廃止、長沢・生田浄水場の交替勤務体制の見直し、谷ヶ原取水所の無人化、平成 25（2013）年度に平間配水所の無人化を実施しました。</p>		
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>		
<p>再構築計画の完了に伴い、生田浄水場は、平成 28（2016）年度に水道事業の機能を停止することから、工業用水道専用の浄水場として、将来にわたる安定給水の確保を前提とした効率的・効果的な運転・維持管理業務の執行体制の検討と段階的な整備を進めます。</p>		
<b>№・課題名</b>	<b>3</b>	<b>持続可能な下水道に向けた執行体制の再構築</b>
<b>現状</b>		
<p>これまで、民間活力の導入による効率的・効果的な施設維持管理を実現するため、入江崎総合スラッジセンター及び加瀬処理区内ポンプ場の運転点検業務の委託化を実施してきました。</p> <p>老朽化対策の急増が見込まれる今後においても、浸水対策、地震対策、環境対策等の多様な事業を計画的に推進し、安定した下水道サービスを提供することが求められていることから、民間活力の導入が可能な業務については、安全性の確保を前提に委託化を進めるとともに、資産・資金・人材のマネジメントを一体的に行い、効率的かつ効果的で、より質の高い事業管理を継続的に行っていく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>これまでの施設運転点検業務の委託化の検証結果を踏まえた上で、緊急時の即応体制や職員の技術力の確保も考慮しながら、加瀬水処理センター・ポンプ場の一体的な運転点検業務の委託化を平成 28（2016）年度から段階的に進めます。</p> <p>あわせて、老朽化が進む施設の状態を診断・予測しながら、長寿命化対策に加え、財政見通しやリスク評価等も踏まえて建設投資の平準化等を図るアセットマネジメント手法の本格的な導入に向け、執行体制の段階的な整備を進めます。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・加瀬水処理センター・ポンプ場の一体的な運転点検業務の民間委託化と、アセットマネジメントの段階的推進</li> </ul> <p>【計画期間以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加瀬水処理センター・ポンプ場の一体的な運転点検業務の民間委託化完了（平成 30 年代前半）</li> <li>・アセットマネジメントの本格的な運用の開始（平成 31（2019）年度）</li> </ul>		

## 取組 2 - (9) 公営企業の経営改善

### №・課題名 4 上下水道局における効率的・効果的な組織整備の推進

#### 現状

平成 22 (2010) 年度に、下水道事業会計への地方公営企業法の全部適用とあわせ、(旧)水道局と(旧)建設局下水道部の統合により上下水道局を設置し、総務・企画・財務・営業部門の一元化、一体的な危機管理体制・環境施策推進体制の構築、夜間・休日の緊急時を含むお客様サービス窓口の一元化等の効率的・効果的な執行体制の整備を進めています。

#### 取組の方向性・具体的な取組内容

組織体制について、局再編の効果がより発揮されるとともに、持続可能な経営基盤の確立をめざし、技術技能の継承や、人材育成等の視点を踏まえた業務の集約化、課等の統廃合、事務の効率化に向けた取組を推進し、水道・工業用水道・下水道の各事業間における事業と規模のバランスのとれた効率的・効果的な執行体制の構築に向けた取組を引き続き進めます。

### №・課題名 5 水道施設用地の有効活用

#### 現状

上下水道局所管の財産を「上下水道局資産有効活用方針」に基づき、資産有効活用検討委員会の承認を経て、自動販売機の設置、駐車場用地への貸付けや、宮前区内保育園用地などへの使用許可などの有効活用を積極的に行っています。

また、「再構築計画」により生み出された生田浄水場や平間配水所の更新用地などの有効利用に向け、それぞれ、「生田浄水場の有効利用に関する基本計画」(平成 25 (2013) 年 2 月)、「平間配水所用地等の有効利用に関する基本方針」(平成 26 (2014) 年 10 月)を策定しました。

#### 取組の方向性・具体的な取組内容

- ・所管財産で低利用、未利用の状態にある資産の有効活用を図るため、民間事業者への土地の有償貸付など継続的な事業収益の確保に向けた取組を推進します。

- ・生田浄水場用地について、平成 27 (2015) 年度策定の「生田浄水場用地の有効利用に関する整備計画」に基づき、スポーツ広場などの民間活力の導入による整備・管理を進め、事業収益を確保します。

- ・平間配水所用地について、平成 27 (2015) 年度策定の「平間配水所用地の有効利用に関する整備方針」に基づき、緑道等との調和や、防災上の配慮を行った上で、公共公益施設の整備や民間事業者への土地の貸付を行い、事業収益を確保します。

- ・自動販売機の設置においては、環境配慮型、災害対応型などの付加価値の高い機器を設置します。

## 取組 2 - (9) 公営企業の経営改善

No.・課題名	6	上下水道局における計画的な人材育成の推進
<b>現状</b>		
<p>これまで上下水道局は、市民生活に必要な生活基盤を支える専門家集団として、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の3つの異なる分野で様々な職種の職員が、専門的知見を活かしながら、良質な水を安定して提供するとともに、下水の処理・浄化を推進し、安全・安心な都市環境の確保に貢献するための人材育成の取組を着実に進めてきました。</p> <p>今後、研修をはじめとする人材育成の取組成果をより高めるため、職員の自ら成長したいという意欲の醸成を図ること、また、職員一人ひとりの能力を最大限に発揮できるように各種取組をさらに充実・強化していく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>「上下水道局人材育成計画」に基づいて、各種取組を推進します。また、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な人材育成を推進します。</p> <p>●上下水道局の人材育成方針～考える職員・学びあう職場～</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 考える職員の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の生活基盤を支える専門家の育成</li> <li>・市民感覚を持ち市民から信頼される職員の育成</li> </ul> </li> <li>2 学びあう職場の醸成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織マネジメント力の向上</li> <li>・職場における職務遂行を基本とした人材育成の推進</li> <li>・上下水道局の独自性や専門性を考慮した研修の推進</li> <li>・専門的な知識や優れた技術・技能の継承に向けた取組</li> <li>・職員の自己啓発支援</li> <li>・人材育成に関する情報の提供</li> <li>・安心して職務に取り組める職場環境の形成</li> <li>・育成型ジョブローテーションの実施</li> </ul> </li> </ol> <p>あわせて、施設再構築事業による浄水施設の再編といった組織改編などにも迅速かつ柔軟に対応し、その時代に求められる能力を備えた職員の育成を継続的に実施します。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道局人材育成計画に基づく具体的取組（局研修や派遣研修等の各種研修の効果的な実施、OJTの積極的活用等）の推進</li> <li>・再任用職員や再雇用非常勤嘱託員の活用等による技術・技能の継承の効果的な実施</li> <li>・これまでの取組の検証を踏まえた次期人材育成計画の策定（平成30（2018）年度～平成33（2021）年度）</li> </ul>		

### 【交通局】

No.・課題名	7	市バス営業所業務の管理委託の活用
<b>現状</b>		
<p>市バスサービスを安定的かつ効率的に提供するため、これまで、各営業所が管轄する路線の見直しを行い、上平間営業所（平成19（2007）年度～）及び菅生営業所（平成23（2011）年度～）について管理委託を導入してきました。</p> <p>今後の管理委託の拡大については、輸送需要の変化などに柔軟に対応できるよう、委託営業所を含めた管轄路線の見直しと併せて、手法の検討を行う必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>平成27（2015）年度に委託期間満了を迎える菅生営業所について、上平間営業所の更新時期にあわせ営業所管轄路線の見直しを行うため、菅生営業所の委託期間を1年間延長し、平成29（2017）年度に委託営業所の変更を行います。あわせて、営業所管轄路線の見直しに伴う事業者との協議や路線教習など、委託営業所の変更に向けた準備を進めます。</p> <p>また、委託効果を最大限とするため、退職者動向にあわせて委託営業所の規模を段階的に拡大していきます。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業所管轄路線の見直しに向けた調整、準備</li> <li>・委託営業所の変更に向けた路線教習など準備、調整</li> <li>・菅生営業所の委託期間延長</li> <li>・委託営業所の変更</li> <li>・上平間営業所の管理委託（第3期）の実施</li> </ul> <p>【計画期間以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託営業所を含めた営業所管轄路線の準備、移管</li> </ul>		

## 取組 2 - (9) 公営企業の経営改善

<b>№・課題名</b>	<b>8</b>	<b>市バス事業における労働の生産性向上に向けた取組の強化</b>
<b>現状</b>		
業務執行の効率化を図るため、平成 26 (2014) 年 3 月から運転手に対して導入した変形労働時間制について、導入後の実施状況を踏まえ、更なる効率化に向けた検証を行うなど、引き続き、時間外勤務の縮減に向け、効率的な業務執行体制を構築する必要があります。		
<b>取組の方向性</b>		
ダイヤ改正等の機会にあわせて日々の乗務計画を適宜見直します。 また、事務職員の業務の効率化や営業所職員の勤務体制の見直しにより、時間外勤務の縮減を図ります。		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイヤ改正等の機会にあわせて日々の乗務計画の適宜見直し</li> <li>・営業所事務職員の勤務体制の見直し及び見直し後の検証</li> <li>・本局職員の時間外勤務管理の徹底</li> </ul>		

<b>№・課題名</b>	<b>9</b>	<b>市バスの安定的な事業運営に向けた人材の確保と育成</b>
<b>現状</b>		
現在の市バスネットワークを維持し、さらに、今後の高齢化等社会環境の変化にも対応したネットワーク構築を図り、安定的な事業運営を推進するための体制づくりが必要です。 しかしながら、正規職員の運転手及び整備員は高齢化が進むとともに大量退職が見込まれ、また、公募非常勤嘱託職員については、近隣都市での正規職員募集等で離職者が増えています。		
<b>取組の方向性</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・再任用・再雇用職員を最大限に活用するとともに、退職動向や経営状況を踏まえて、正規職員の計画的な採用を行い、安定的な事業運営に向けた取組を進めます。</li> <li>・また、正規職員の運転手の補完的役割を担い、即戦力となる公募嘱託運転手について、必要人数を継続的に確保します。</li> <li>・職員の意識改革の取組や職種ごとの研修計画に基づく効果的な研修を実施し、人材育成を推進します。</li> </ul>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規職員（運転手、整備職）の計画的な採用</li> <li>・公募非常勤嘱託職員の採用（必要人数の確保）</li> <li>・職員提案制度、運転技能コンクールの開催</li> <li>・運転手、整備職、運行管理者等職種ごとの計画的な研修の実施</li> </ul>		

### 【病院局】

<b>№・課題名</b>	<b>10</b>	<b>多摩病院の効率的な運営</b>
<b>現状</b>		
多摩病院は、平成 18 (2006) 年 2 月の開設当初から指定管理者制度を導入（指定期間 30 年）し、効率的な病院運営を推進してきました。 安定的な医療サービスの提供や、運営を確保するために、これまで実績報告書によるモニタリングや、年次報告書等による事業評価等を行うとともに、運営協議会を設置し、第三者の意見を運営に反映させてきました。		
<b>取組の方向性</b>		
多摩病院の運営について、医療サービスの提供や経営の状況を他の類似病院と比較するなど、客観的なデータに基づいた検証を行うとともに、指定管理者制度を活用した効率的な病院運営を推進します。		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度による効率的な病院運営の継続とモニタリング・事業評価の適切な実施</li> <li>・「川崎市立多摩病院運営協議会」による指定管理者における適切かつ円滑な病院運営状況等の審議</li> </ul>		

## 取組 2 - (9) 公営企業の経営改善

<b>№.・課題名</b>	<b>11</b>	<b>入院・外来自己負担金に関する債権対策の推進</b>	
<b>現状</b>			
川崎病院及び井田病院の入院・外来患者の自己負担金は、「川崎市債権対策本部強化債権対策部会」の対象債権に選定されており、安定的な病院運営を確保するため、滞納債権の縮減に向けた取組を行っています。年度末時点における未収金額は、平成 25 (2013) 年度末、平成 26 (2014) 年度末の 2 年連続で減少していますが、引き続き取組の推進が必要です。			
<b>取組の方向性</b>			
職員による督促・催告を着実に実施するほか、高額滞納債権については債権回収業務を弁護士に委託するなど、効率的・効果的な手法による取組を推進します。			
<b>具体的な取組内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>職員による督促・催告の着実な実施</li> <li>高額滞納債権の回収業務を弁護士へ委託するなど、効率的・効果的な手法による取組の推進</li> </ul>			
<b>指標</b>	年度末時点における川崎病院及び井田病院の入院・外来自己負担金の未収金額	<b>現状値</b> (平成 26 年度)	<b>目標値</b> (平成 29 年度)
		264 百万円 (年度末)	249 百万円 (年度末)

<b>№.・課題名</b>	<b>12</b>	<b>新公立病院改革プランに基づく経営健全化の推進</b>	
<b>現状</b>			
平成 24 (2012) 年 3 月に「第 3 次川崎市病院事業経営健全化計画」を策定しました。この計画に基づき、公立病院としての使命と役割を果たし、安全・安心で良質な医療サービスを継続的かつ安定的に提供していくため、経営改善の取組を進め、経営基盤の強化に努めてきました。			
<b>取組の方向性</b>			
新公立病院改革ガイドライン (平成 27 (2015) 年 3 月。総務省) を踏まえた平成 27 (2015) 年度策定の新公立病院改革プランに基づき、経営健全化の取組を引き続き推進します。			
<b>具体的な取組内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>新公立病院改革プランに基づく経営健全化の取組推進</li> <li>プランの進捗状況についての外部の学識経験者等による点検・評価の実施</li> </ul>			

<b>№.・課題名</b>	<b>13</b>	<b>川崎病院における E S C O 事業活用等による省エネ設備の導入及び I C T 活用によるスマート化の推進</b>	
<b>現状</b>			
施設の長寿命化やエネルギー需給の高効率化、効率的な医療提供体制の構築、I C T の積極的な活用などの取組を総合的に推進するため、平成 27 (2015) 年 3 月に「市立川崎病院におけるスマート化の基本方針」を策定しました。			
<b>取組の方向性</b>			
施設・設備の経年劣化や光熱費の増加に対応するため、今後の医療機能の拡充とも整合を図りながら、施設・設備の省エネ化・高効率化を進め、環境負荷の低減とエネルギーコストの縮減を図ります。なお、老朽化に伴うコージェネレーション・システム等の更新に当たっては、E S C O 事業の導入など更新費用の抑制に努めます。また、I C T の活用による患者サービスや医療の効率化等の取組を推進します。			
<b>具体的な取組内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>病院施設の特異性に配慮した E S C O 事業の活用等による省エネ設備の更新方法の検討</li> <li>I C T を活用した取組の推進</li> </ul>			
<b>【計画期間以降】</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>E S C O 事業を活用した老朽化設備の更新・整備費用の圧縮とあわせた省エネルギー化による光熱費の縮減</li> </ul>			

## 取組 2 - (10) 出資法人の経営改善

【総務局】

No.・課題名	1	出資法人の経営改善の推進
<b>現状</b>		
<p>本市では、これまでの行財政改革の取組において、出資法人が担ってきた役割や事業について検証しながら、法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直しを実施してきました。</p> <p>また、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進するため、「出資法人の経営改善指針」を策定し、各法人は本指針を踏まえて、経営ビジョンや経営課題に基づく具体的な行動計画を盛り込んだ「経営改善計画」を自ら策定し、経営改善に取り組んでいます。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>今後も「出資法人の経営改善指針」を踏まえ、出資法人が行う事業の見直しや行政関与のより一層の適正化による自立的な経営に向けた取組を推進するため、社会環境や市民ニーズの変化などを踏まえた事業の整合性などの検証を行い、施策展開や事業の効率化に向けた手法の検討などの経営改善に取り組めます。</p> <p>また、各法人は「経営改善計画」についてPDCAマネジメントサイクルによる検証及び改善を行い、本市は有効性と効率性等の視点からその結果を点検し、事業の有効性や法人の経営状況等を検証することにより、効率的・効果的な事業運営による市民サービスの向上を図ります。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<p>1 経営改善計画の検証及び点検</p> <p>「経営改善計画」に示される具体的目標の検証及び点検について、各法人の特性に応じた評価が可能となるよう見直しを行い、更なるサービスの質の向上を図ります。</p> <p>2 財政的・人的関与の適正化</p> <p>財政的関与については透明性の確保や目的の明確化により補助事業の更なる適正化やコスト削減を図るとともに、必要性や合理性を踏まえた人的関与の適正化を進めます。</p> <p>3 効率的・効果的な事業運営の推進</p> <p>各法人は、出資法人の経営上の課題や、「出資法人の経営改善指針」に基づいて取り組むべき課題を踏まえて「経営改善計画」を策定し、効率的・効果的な事業運営を推進する。各法人の取組は「経営改善計画」に基づいて検証及び点検を行います。主な取組は次のとおりです。</p> <p>①施策展開に合わせた事業手法等の検討</p> <p>市の政策や事業などの変化に的確に対応し、事業の効率的な推進に向けて検討を進めます。((公財)川崎市産業振興財団、(公財)川崎市身体障害者協会、(公財)川崎市看護師養成確保事業団、(公財)川崎市公園緑地協会、川崎臨港倉庫埠頭(株)、(公財)川崎市学校給食会、(公財)川崎市生涯学習財団)</p> <p>②事業の有効性・効率性の向上</p> <p>経営改善計画の検証及び点検の結果を踏まえ、市民ニーズに即した事業内容や手法等を検討し、効率的・効果的な事業実施に向けた取組を進めます。</p>		

## 取組 2 - (11) 市民サービス等の再構築

### 【総務局】

<b>№・課題名</b>	<b>1</b>	<b>苦情・不服申立制度の検証</b>
<b>現状</b>		
<p>市政に対する苦情・不服等については、行政手続法、行政不服審査法、市長への手紙、市民オンブズマン制度、川崎市総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」等により処理、保護・救済等を図ってきました。</p> <p>平成 26 (2014) 年度に行政不服審査法及び行政手続法が、公正性の向上や使いやすさの向上、権利利益の救済手段の充実・拡大等を目的として改正されたことから、それに基づき本市も必要な対応を図っていますが、こうした法的な救済制度の状況変化等を踏まえ、本市が実施している法的な救済制度以外の苦情・不服申立制度についても、制度の目的や役割等を検証する必要があります。</p>		
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>		
<p>それぞれの苦情・不服申立制度の目的や対象とする行為等を整理するとともに、他都市の状況等を踏まえ、苦情・不服申立制度の検証を進めます。</p>		

<b>№・課題名</b>	<b>2</b>	<b>国際交流センターのあり方の見直し</b>
<b>現状</b>		
<p>国際交流センターは、平成 6 (1994) 年に国際交流の拠点施設として中原区に建設され、海外からのゲストハウスとして活用されることを目的にホテル・レストラン部分が整備されました。しかしながら、想定していた海外からのゲストが来ることはほとんどなく、また、築 20 年が経過した施設の修繕費用の増加、ホテル業者に対する行政財産目的外使用許可の整理、駐車場有料化の検討などが課題となっています。</p>		
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>		
<p>平成 27 (2015) 年 10 月に策定した「川崎市国際施策推進プラン」を踏まえた国際交流センターのあり方や、ホテル・レストラン事業、施設活用の今後のあり方について検討を進めます。</p>		

### 【財政局】

<b>№・課題名</b>	<b>3</b>	<b>全庁的な使用料・手数料の見直し</b>
<b>現状</b>		
<p>使用料・手数料については、「コストの見える化」を図るとともに、そのコストに対して公費（税金）を充てる範囲と受益者（利用者）が負担する範囲を明確にし、利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保するため、平成 26 (2014) 年度に、原価計算の対象や受益者負担と公費負担の割合の考え方などを取りまとめ、「使用料・手数料の設定基準」を策定しました。</p> <p>今後も、「使用料・手数料の設定基準」に基づき、サービスの公共・民間部門の役割分担、民間での提供状況、本市施策との整合性などを踏まえ、適切な水準を設定するとともに、公費を充てる範囲と受益者が負担すべき範囲を明確化する必要があります。</p>		
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>		
<p>「使用料・手数料の設定基準」に基づき、市民サービスの受益と負担の適正化を図るため、個々のサービスの性質に応じた受益者負担と公費負担のあり方を見定めながら、サービス提供に要するコストと、その利用状況に基づき、使用料・手数料の見直しを行います。</p>		

## 取組 2 - (11) 市民サービス等の再構築

No.・課題名	4	全庁的な補助・助成金の見直し
<b>現状</b>		
<p>・平成 17 (2005) 年度に、補助・助成金の補助目的や補助対象の明確化等の観点から策定した「補助・助成金見直し方針」に基づき、補助目的や補助対象を明確にした上で執行状況等を精査し、客観的な視点から必要性や効果等について検証を進めています。</p> <p>・「補助・助成金見直し方針」については、策定から 10 年が経過し、その間、社会経済環境も変化していることから、より効果的に補助・助成金を執行するため、その内容について見直しを行う必要があります。</p>		
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>		
<p>・時代の変遷とともに移り変わる市民ニーズに的確に対応するため、次に掲げる事項について、継続的な見直しを実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市の政策目標に合致しているのか             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 総合計画での位置付け</li> <li>(2) 市民ニーズの変化</li> </ol> </li> <li>2 政策目標実現のための手段として補助事業が適正な執行方法か             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 費用対効果及び市の直接執行との比較</li> <li>(2) 公益性・公平性の確保</li> </ol> </li> </ol> <p>・「補助・助成金見直し方針」について、昨今の社会状況を踏まえ、補助金の類型に関する内容の見直しを検討します。</p>		

### 【市民・子ども局】

No.・課題名	5	大師・田島支所及び大師・田島地区健康福祉ステーションのあり方の検討
<b>現状</b>		
<p>大師・田島支所については、平成 21 (2009) 年 3 月に策定した「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編 実施方針」に基づき、富士見周辺地区整備に向けた検討の中で、川崎区役所の移転・整備と合わせて機能再編に向けた取組を進めてきました。しかしながら、マイナンバー制度の開始や証明書のコンビニエンスストアによる交付の開始など、実施方針策定後の状況の変化を踏まえ、今後を見据えたあり方の検討を改めて行うとともに、富士見周辺地区整備計画の一部改定の検討との整合を図る必要が生じています。</p> <p>また、併せて大師・田島地区健康福祉ステーションの今後のあり方についても、住所変更や戸籍等の届出窓口との関係性等を踏まえ、十分に検討していく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>		
<p>大師・田島支所については、「証明書発行」及び「地域振興・市民活動支援」を基本としつつも、大師・田島地区健康福祉ステーションを含めた最終的なあり方について、区役所改革の基本方針と、今後段階的な機能整備を進めることとされる地域包括ケアシステムの動向を踏まえながら、方向性の整理を行います。</p>		

## 取組 2 - (11) 市民サービス等の再構築

No.・課題名 6 地域安全施策の更なる推進			
現状			
<p>・防犯灯については、町内会・自治会等が設置及び維持管理を行っており、市がそれにかかる費用の一部を補助しています。今後、環境負荷軽減とともに、維持管理コストの軽減を図るため、蛍光灯等の防犯灯のLED化を推進する必要がありますが、町内会・自治会等の加入率の低下等により、町内会・自治会等の負担が増加しているため、負担軽減に向けた取組を推進する必要があります。</p> <p>・川崎駅東口周辺等の繁華街において、いわゆる客引き行為等がなされ、市民等が不安を感じるなどの状況が発生しています。このような現状を踏まえ、当該迷惑行為を防止するなど、安全・安心なまちづくりを推進する必要があります。</p>			
取組の方向性			
<p>・環境負荷や維持管理コストの軽減とともに、町内会・自治会等の負担の軽減を図るため、ESCO事業の平成 29 (2017) 年度の実施に向けて取組を推進します。</p> <p>・現行法令では規制が及ばない客引き等の行為の実態把握に努め、当該迷惑行為を規制する条例を制定し、警察や商店街関係者等との連携による迷惑行為の規制に向けた取組を推進します。</p>			
具体的な取組内容			
<p>・ESCO事業によるLED防犯灯の維持管理及び新規設置の推進</p> <p>・「(仮称) 客引き行為等防止条例」に基づく、商店街関係者等と連携した客引き行為等の迷惑行為の規制に向けた取組の実施</p>			
指標	防犯灯のLED化率 (ESCO 事業対象防犯灯)	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 29 年度)
		20.1%	100%

No.・課題名 7 証明書のコンビニ交付に伴う証明書発行体制の見直し			
現状			
<p>社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成 28 (2016) 年 1 月から証明書のコンビニ交付が可能となることから、行政サービスコーナーや行政サービス端末における証明書発行機能等のあり方を検討する必要があります。</p>			
取組の方向性			
<p>行政サービス端末での証明書発行については、平成 30 (2018) 年 3 月に廃止することとし、区役所をはじめとする有人窓口についても、証明書発行件数・利用実態等を検証し、効率化に向けた検討を行います。</p>			
具体的な取組内容			
<p>・個人番号カードの利用動向を踏まえた証明書発行体制のあり方の検討</p> <p>・行政サービス端末の廃止</p>			
指標	個人番号カード普及率	現状値	目標値 (平成 29 年度)
		平成 28 年 1 月 から交付開始	7%以上

## 取組 2 - (11) 市民サービス等の再構築

### 【市民・こども局こども本部】

No.・課題名	8	「新たな公立保育所」等の取組の推進と施設の老朽化対策
現状		
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 24 (2012) 年 9 月に「新たな公立保育所基本方針」を策定し、各区の公立保育所のうち 3 園を「新たな公立保育所」として位置付け、地域の拠点として、地域における子ども・子育て支援、保育の質の確保に向けた民間保育所等への支援、公・民保育所人材の育成に取り組むこととし、平成 25 (2013) 年度に川崎区及び宮前区でモデル実施を行い、平成 26 (2014) 年度から全区で実施しました。</li> <li>「新たな公立保育所」については、今後もこうした公立として役割を果たしていくため、各施設の状況に応じ、建替えや長寿命化などの効率的・効果的な手法を選択し、整備を進めていく必要があります。</li> </ul>		
取組の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> <li>民間保育所の支援ニーズを把握し、「民間保育所等への支援」、「公・民保育所人材育成」の取組を推進するとともに、「地域の子ども・子育て支援」について地域の子育て支援団体との連携を図るなど、公立でしか実施できない重要な役割を担います。</li> <li>効率的・効果的な整備を進める上で、建替えを行うべき保育所については、民間資金の活用など様々な手法による効率的な建替えについて、検討を進めます。</li> </ul>		
具体的な取組内容		
<ul style="list-style-type: none"> <li>民間保育所の支援ニーズに基づく、各種交流、職員研修の充実など「民間保育所等への支援」、「公・民保育所人材育成」の取組の推進</li> <li>子育てに悩む保護者への支援など「地域の子ども・子育て支援」の推進とその取組の民間保育所等への拡大</li> <li>長寿命化を進める保育所の計画的な維持補修による長期保全の推進</li> <li>建替えが必要な保育所の順次建替え</li> </ul>		

No.・課題名	9	地域子育て支援センター事業のあり方の検討	
現状			
<p>親子の交流と遊び場の提供とともに、保護者の子育てに関する相談等のため、民間保育所内で実施しているものも含め、市内 53 か所に地域子育て支援センターを設置しています。</p> <p>地域子育て支援センターは保育所併設型で 21 か所、こども文化センター内で実施する児童館型で 26 か所運営していますが、旧幼稚園園舎を活用した単独型の施設 6 か所については、直営で事業を実施しています。</p>			
取組の方向性・具体的な取組内容			
<p>単独型地域子育て支援センターは、「新たな公立保育所」の地域の子ども・子育て支援機能の実践場所としても活用しており、「新たな公立保育所」の検証を踏まえ、市が直接運営する地域子育て支援センターのあり方や、資産の有効活用の検討を進めます。</p>			
指標	地域子育て支援センターの利用満足度	現状値	目標値
		平成 27 年度中に調査実施予定	平成 27 年度中に設定予定

## 取組 2 - (11) 市民サービス等の再構築

No.・課題名 10 母子保健事業の再構築			
現状			
<p>母子保健事業は思春期から妊娠・出産・育児までの時期の相談業務・健康診査・訪問指導・保健指導などの支援を主体としていますが、平成 25 (2013) 年度からは区役所保健福祉センターに児童家庭課を設置し、保健師、社会福祉職、心理職などの多職種が連携することにより専門機能を強化し、業務を実施しています。一方、子育て家庭を取り巻く環境が変化中、子育て家庭の孤立化や育児不安や負担感の増大、発達障害児への支援などに対応していく必要があります。</p>			
取組の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健事業を通じて把握された子育て家庭の状況を「母子保健情報システム」により一元管理し、支援の必要な家庭の早期の把握と支援を充実します。</li> <li>乳幼児健康診査の実施方法を見直すとともに、地域での産婦人科・小児科等の医療機関連携を強化します。</li> <li>母子手帳交付時からの相談、産前産後のサポート、乳幼児家庭全戸訪問等の個別支援を強化します。</li> </ul>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健情報システムの運用</li> <li>母子保健事業に基づく地域支援・個別支援の強化</li> </ul>			
指標	乳幼児健康診査の平均受診率	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 29 年度)
		97.2%	97.3%

No.・課題名 11 わくわくプラザ事業のあり方の検討			
現状			
<ul style="list-style-type: none"> <li>「わくわくプラザ事業」は、小学校施設を活用して児童の遊び場や生活の場を確保し、仲間づくりを支援する事業で、全児童を対象として平日放課後から 18 時までと、土曜日及び長期休業期間は 8 時 30 分から 18 時まで実施しています。</li> <li>保護者の就労等によって 18 時までのお迎えが難しい児童を対象として、児童の居場所と安全の確保のために、18 時から 19 時まで支援事業を実施しています。</li> <li>共働き家庭を中心に開所時間の拡充を求める要望があります。</li> </ul>			
取組の方向性・具体的な取組内容			
<p>現在、18 時から 19 時までの支援事業のみを有料としていますが、共働き家庭を中心に開所時間の拡充を求める要望がある中で、わくわくプラザ事業のあり方を検討するとともに、開所時間の拡充にあたっては、受益と負担の適正化を踏まえた検討を進めます。</p>			
指標	わくわくプラザの登録率	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 29 年度)
		45.7% (4 月時点)	47%以上 (4 月時点)

## 取組 2 - (11) 市民サービス等の再構築

### №.・課題名 12 小児医療費助成事業等の安定的な運営に向けた検討

#### 現状

子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりに向けて、受療率や医療費の負担感の高い小学校3年生までを優先し、通院医療費助成対象年齢を段階的に拡大するため、平成27(2015)年4月に通院医療費助成対象年齢を小学校2年生まで拡大しました。更なる制度の拡充として、通院医療費助成対象年齢を小学校6年生まで拡大することをめざしています。

拡大に当たっては、あわせて制度を安定的かつ継続的に運営していく仕組みを構築する必要があります。

#### 取組の方向性

小児医療費助成事業の拡充については、通院医療費助成対象年齢の小学校6年生までの拡大に向けて、恒久的な支出を伴うことから、制度の安定的かつ継続的な運用を図るため、受益と負担の適正化や適正受診の観点から、受診者に一定の負担を求める仕組み等について検討します。

#### 具体的な取組内容

- ・平成28(2016)年4月に通院医療費助成対象年齢を小学校3年生まで拡大
- ・平成29(2017)年4月に通院医療費助成対象年齢を小学校6年生まで拡大するための検討・調整
- ・受益と負担の適正化等を踏まえた検討・調整

### №.・課題名 13 保育所保育料の見直し

#### 現状

保育所保育料については、国基準保育料に対して保護者負担を一部軽減していますが、保育需要の高まりにより保育サービスに必要な経費が増加する中、適正な利用者負担の検討が必要です。

#### 取組の方向性・具体的な取組内容

保育所保育料について、平成27(2015)年度に実施した子ども・子育て会議等の検討結果や、国の子育て支援施策の動向、他都市の状況等を踏まえ、受益と負担の適正化の観点からの見直しに向けた検討・調整を行います。

### №.・課題名 14 ひとり親家庭の自立に向けた支援の検討

#### 現状

ひとり親家庭は、経済的にも育児や家事などの生活面においても負担が大きい中、核家族化、地域の繋がりの希薄化などの社会環境の変化は、一般家庭以上にひとり親家庭への影響が大きく、その取り巻く状況は厳しいものとなっています。

また、経済的に厳しい状況に置かれるひとり親家庭は増加傾向にある中で、我が国において、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は54.6%であり、高い水準となっていることから、新たな課題への対応も含めた、ひとり親家庭に対する支援の充実が求められています。

#### 取組の方向性・具体的な取組内容

ひとり親家庭の自立支援の充実に向けて、生活・就業支援など、多様な視点から支援のあり方・方向性について検討し、取組を進めます。

また、児童扶養手当受給者を対象とした特別乗車証交付事業についても、必要性・公平性の観点から、あわせて見直しを検討します。

## 取組 2 - (11) 市民サービス等の再構築

### 【経済労働局】

<b>№・課題名</b>	<b>15</b>	<b>市民農園の開設形態及び利用者負担の見直し</b>	
<b>現状</b>			
<p>現在、本市にある市民農園には、市が管理運営を直接行う従来型の市民農園のほかに、管理運営を管理組合が行う地域交流農園がありますが、いずれの場合も、利用者の募集費用、農園の整備費用については、利用者負担は無く、本市又は農地所有者が全額負担しています。農園の利用者は限定されていることから、受益者負担の適正性・公平性の観点から、利用者に募集費用や整備費用の一部について負担を求めるよう市民農園の開設形態及び利用者負担の見直しを検討する必要があります。</p>			
<b>取組の方向性</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期(平成 29 (2017)・30 (2018) 年度)以降については、原則、従来型の市民農園から民間が管理運営を担う地域交流農園に移行します。</li> <li>・従来型の市民農園から地域交流農園への移行に合わせて、利用者負担の見直しを行います。</li> </ul>			
<b>具体的な取組内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民農園の開設形態の整理</li> <li>・農地所有者等関係者との調整</li> <li>・利用者負担の見直しの実施</li> <li>・新たな利用者負担に基づく利用者の募集 (利用期間：平成 29 (2017)・30 (2018) 年度)</li> <li>・新たな利用者負担に基づく市民農園の管理運営の開始</li> </ul>			
<b>指標</b>	市民農園等の累計面積	<b>現状値</b> (平成 26 年度)	<b>目標値</b> (平成 29 年度)
		73,790 m <sup>2</sup>	78,000 m <sup>2</sup> 以上

### 【環境局】

<b>№・課題名</b>	<b>16</b>	<b>低CO<sub>2</sub>川崎ブランド及び川崎メカニズム認証制度の再構築に向けた検討</b>	
<b>現状</b>			
<p>川崎市の特徴・強みである優れた環境技術を活かした地球規模での温室効果ガスの排出削減を推進するため、CO<sub>2</sub>排出量の削減に貢献する製品・技術等を認定する「低CO<sub>2</sub>川崎ブランド」と、温室効果ガスの削減量を認証する「川崎メカニズム認証制度」を実施しています。</p> <p>今後は、「制度のわかりやすさ」・「申請のしやすさ」・「経費削減や収入の確保等による収支改善」の視点を取り入れるなど、より効率的・効果的な制度となるよう、制度の改善に向けた検討を進めていく必要があります。</p>			
<b>取組の方向性</b>			
<p>「制度のわかりやすさ」・「申請のしやすさ」・「経費削減や収入の確保等による収支改善」という3つの観点により、事業者の意見を踏まえながら、制度を効率的・効果的に大きく改善するための検討を進めます。</p>			
<b>具体的な取組内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・再構築後の優れた環境技術・製品等の認定・認証制度の運用</li> <li>・制度及び認定・認証製品等の広報の充実など普及に向けた取組の推進</li> </ul>			
<b>指標</b>	低CO <sub>2</sub> 川崎ブランド累計認定件数	<b>現状値</b> (平成 26 年度)	<b>目標値</b> (平成 29 年度)
		55 件	約 80 件

## 取組 2 - (11) 市民サービス等の再構築

<b>№.・課題名</b>	<b>17</b>	<b>環境配慮機器導入促進補助金のあり方の検討</b>
<b>現状</b>		
<p>地球温暖化対策の推進及び低炭素社会の構築を目的に、住宅に対する太陽光発電、蓄電池、家庭用燃料電池等の創エネ・省エネ・蓄エネ機器の導入、中小規模事業者が実施する再生可能エネルギー設備、省エネルギー型設備の導入に対して、補助金を交付しています。</p> <p>今後については、国や他都市における状況なども踏まえ、補助内容や金額の適正化について見直しに向けた検討を進めていく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>		
<p>国等の動向を踏まえるとともに、創エネ・省エネ・蓄エネ機器の技術開発状況等を注視しながら、引き続き、住宅や事業者に対する支援のあり方について検討を進めます。</p>		

<b>№.・課題名</b>	<b>18</b>	<b>ごみの減量化に向けた経済的手法の活用</b>
<b>現状</b>		
<p>一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、環境省では「一般廃棄物処理有料化の手引き」を策定しています。</p> <p>川崎市では、平成 25 (2013) 年 9 月に普通ごみ収集を週 2 回に変更するとともに、プラスチック製容器包装の分別を全市展開したところであり、ごみ減量化の進捗を検証しつつ、経済的手法の活用について情報収集などの調査研究を行っています。</p> <p>今後も、循環型社会の構築に向け、ごみの減量化・資源化促進に向けた施策の研究を進め、取組を推進していく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>		
<p>市民による分別排出の協力や 2R (リデュース (Reduce: 発生・排出抑制)、リユース (Reuse: 再使用)) の推進を図る取組を実施し、これらによるごみ減量化の進捗状況や 3 処理センター化に伴う経費節減の状況を検証しつつ、他都市の動向等を踏まえながら、引き続き経済的手法の活用を含め、ごみの減量化、資源化に向けた検討を行います。</p>		

<b>№.・課題名</b>	<b>19</b>	<b>事業系一般廃棄物処理手数料の見直しの検討</b>				
<b>現状</b>						
<p>一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化などを目的に、事業系一般廃棄物の処理については、手数料を徴収しています (事業系一般廃棄物処理手数料 12 円/kg)。</p> <p>事業系一般廃棄物の焼却量はここ数年横ばい状況にあり、事業系一般廃棄物の更なる減量化・資源化に向け、今後は、「使用料・手数料の設定基準」や他都市の状況等を踏まえ、手数料について検討を行っていく必要があります。</p>						
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>						
<p>事業系一般廃棄物の一層の減量化や資源化を促進するため、減量化の進展や経済情勢、他都市状況、3 処理センター化による経費節減効果等を検証するとともに、「使用料・手数料の設定基準」等の川崎市の基本的考え方のもとに、処理手数料について検討を行います。</p> <p>また、あわせて事業者向けの普及啓発の充実や内容審査体制の強化、計量システムの再構築などについても検討を行います。</p>						
<b>指標</b>	<b>事業系一般廃棄物の焼却処理量</b>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値 (平成 26 年度)</th> <th>目標値 (平成 29 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12.1 万 t</td> <td>11.5 万 t</td> </tr> </tbody> </table>	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 29 年度)	12.1 万 t	11.5 万 t
現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 29 年度)					
12.1 万 t	11.5 万 t					

## 取組 2 - (11) 市民サービス等の再構築

### 【健康福祉局】

<b>№・課題名</b>	<b>20</b>	<b>高齢者外出支援乗車事業制度のあり方の検討</b>
<b>現状</b>		
<p>市内運行のバス路線に優待乗車可能な「高齢者特別乗車証明書」を、70歳に到達する誕生日の前月に郵送で交付することにより、高齢者の社会的活動の参加の促進を図っています。大人運賃の半額で乗車可能な「コイン式」と、1か月あたり1,000円の負担で期間中は何度でも乗車可能な「フリーパス式」があります。高齢者人口の急増等、制度開始時から社会状況が変化しているため、持続可能な制度の運営に向けた検討が必要となっています。</p>		
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>		
<p>現行制度を開始してからの高齢者人口の急増等の状況変化に対応するため、持続可能な運営に向けた制度のあり方について検討を進めます。</p>		

<b>№・課題名</b>	<b>21</b>	<b>高齢者に対する市単独事業のあり方の検討</b>
<b>現状</b>		
<p>要介護者が継続して在宅生活を送れるように、利用者及びその家族等を支援するため、介護保険外の市単独事業として各種サービスを提供しています。（日常生活用具給付事業、小学校ふれあいデイサービス事業・デイセンター事業、寝具乾燥事業、高齢者音楽療法事業）高齢者人口の増加や介護保険制度の改正など、制度開始時から社会状況が変化しているため、その対応に向けた検討が必要となっています。</p>		
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>		
<p>各事業の利用実態調査などを行い、必要性や市単独事業としての適正性、持続可能性の観点から制度のあり方について検討します。</p>		

<b>№・課題名</b>	<b>22</b>	<b>高齢者見守り事業の再構築</b>
<b>現状</b>		
<p>ひとり暮らし等の高齢者に対して、緊急時の連絡体制を確保する高齢者緊急通報システム設置運営事業や定期的に電話をかけ安否確認を行う老人福祉電話設置相談事業、GPS専用端末を活用した徘徊高齢者発見システム事業を実施しています。</p> <p>I C Tの進展により多様な機能を持つ機器が開発されていることから、I C Tを活用したより効果的・効率的な高齢者の見守り体制を整備することが必要となっています。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>I C Tを活用した新たな事業展開を図ることにより、効率的・効果的な高齢者の見守り支援事業について整備を進めます。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅外の緊急時においても対応できる機能を追加した新規機器への順次移行</li> </ul>		

<b>№・課題名</b>	<b>23</b>	<b>障害者施設運営費補助のあり方の検討</b>
<b>現状</b>		
<p>平成 18 (2006) 年に障害者自立支援法が施行されたことで、障害者施設を運営する事業者の収入が減ることになったため、本市では独自にさまざまな加算を行ってきました。しかし、障害者自立支援法の施行後に国が施設への報酬改善を行ったため、平成 27 年 (2015) 4月に施設に対する補助の一部見直しを実施しました。これらの見直しが障害者施設に与える影響を調査・分析し、より効果的・効率的な施設運営に資する制度のあり方が必要となっています。</p>		
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>		
<p>平成 27 (2015) 年 4月に国が施設運営に関する報酬を改定したことや、同月実施の市単独加算の見直しの影響等を踏まえ、持続可能な障害者施設運営費補助制度のあり方について検討します。</p>		

## 取組 2 - (11) 市民サービス等の再構築

<b>№・課題名</b>	<b>24 重度障害者医療費助成制度のあり方の検討</b>
<b>現状</b>	<p>重度の障害がある人が必要な医療を安心して受けられるための制度で、平成 25 (2013) 年 10 月から精神障害 1 級 (入院除く) の方が新たに助成の対象となりました。</p> <p>一方、高齢化による対象者の増加や、神奈川県補助制度の見直し等により、財政負担が大きくなっているため、持続可能で安定的な制度の構築が必要となっています。</p>
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>	<p>障害者の増加に対応し、持続可能で安定的な給付制度の構築に向けた検討・調整を行います。</p>

<b>№・課題名</b>	<b>25 保健福祉センター健康診断事業の再構築</b>
<b>現状</b>	<p>一般健康相談・事業所健診について、平成 24 (2012) 年 10 月から平成 25 (2013) 年 9 月までの期間の利用実態調査を行うとともに、保健福祉センターで実施する各種健康診断について必要性を検証し、事業執行手法の見直しを実施します。また、結核健康診断の X 線撮影 4 区集約化 (川崎・中原・高津・多摩) を見据え、老朽化が著しい中原区、多摩区の X 線機器の更新を行いました。</p>
<b>取組の方向性</b>	<p>健康診断事業について、健康を取り巻く環境の変化等に対応し、効率的・効果的な事業執行体制の再構築を進めます。</p>
<b>具体的な取組内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 (2016) 年度からの一般健康・事業所健診及び若年健診・保健指導等の廃止と結核健診 X 線撮影の集約化の実施</li> <li>X 線撮影装置を共用する保健福祉センター間での円滑な結核検診の運営</li> </ul>

<b>№・課題名</b>	<b>26 歯科保健センター等運営費補助のあり方の検討</b>
<b>現状</b>	<p>歯科医師会館、中原・久地・百合丘歯科保健センターで歯科休日急患診療事業、在宅寝たきり高齢者歯科診療事業、心身障害者 (児) 歯科治療事業を実施しています。平成 27 (2015) 年度から久地歯科保健センターにおける休日急患診療事業を廃止しましたが、引き続き歯科保健センターと民間の歯科診療所の機能・役割の整理が必要となっています。</p>
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>	<p>社会状況の変化等を踏まえた、民間の歯科診療所の動向について精査を行うことなどにより、歯科保健センター等における歯科休日急患診療事業・在宅寝たきり高齢者歯科診療事業・心身障害者 (児) 歯科治療について検証し、今後の歯科事業のあり方の検討を進めます。</p>

<b>№・課題名</b>	<b>27 市立葬祭場使用料の見直し</b>
<b>現状</b>	<p>北部・南部斎苑の 2 か所の葬祭場の使用料等について、北部斎苑の大規模改修費等や他都市の状況を踏まえ、受益者負担の適正化の観点からの見直しが必要となっています。</p>
<b>取組の方向性</b>	<p>葬祭場使用料について、他都市の状況や改修費等を鑑み、受益者負担の適正化の観点を踏まえながら、北部斎苑の大規模改修工事の進捗状況に応じた見直しに向けての検討・調整を進めます。</p>
<b>具体的な取組内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>火葬料の見直しの実施</li> <li>「斎場」「休憩室」「遺体保管設備」の使用料見直しに向けての検討</li> </ul>

## 取組 2 - (11) 市民サービス等の再構築

<b>№・課題名</b>	<b>28</b>	<b>成人ぜん息患者医療費助成制度のあり方の検討</b>
<b>現状</b>		
平成 19 (2007) 年 1 月から、アレルギー対策として、成人ぜん息患者の健康回復、福祉の増進を目的に気管支ぜん息についての医療費を助成していますが、受給者数は年々増加しています。これに伴い、医療助成費も増加しており、また、気管支ぜん息以外のアレルギー性疾患との公平性等が課題となっていることから、制度のあり方について検討する必要があります。		
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>		
医療制度・公費負担制度全体の中で、ぜん息患者医療助成費の増加や他のアレルギー疾患やその他の疾患との整合性などを踏まえ、今後の制度のあり方について検討を進めます。		

### 【まちづくり局】

<b>№・課題名</b>	<b>29</b>	<b>建築関連情報提供サービスの見直し</b>				
<b>現状</b>						
建築関連情報の提供に当たっては、紙の地図で建築物の場所を特定した上で、建築計画概要書又は台帳記載証明を出力システムから印刷し、公印処理や料金徴収を手作業で行うため、業務は煩雑であり、多くの時間を要しています。						
また、建築計画概要書写しの交付については 1 枚当たり 10 円となっており、業務内容に見合う負担となっていない状況です。						
<b>取組の方向性</b>						
建築物等の位置を電子地図上で検索することができる地図情報システム及び建築物等の意匠や構造等の情報を検索・特定することが可能な検索システムをあわせたシステムを構築して証明書等交付業務の効率化を図るとともに、適正な運用コストの検証による受益者負担の適正化を図りながら、市民に対する情報提供サービスの改善を進めます。						
<b>具体的な取組内容</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等位置情報データの整備</li> <li>・システムの開発・運用開始</li> </ul>						
<b>指標</b>	1 件当たりの処理時間	<table border="1"> <tr> <th>現状値 (平成 26 年度)</th> <th>目標値 (平成 29 年度)</th> </tr> <tr> <td>15 分</td> <td>5 分</td> </tr> </table>	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 29 年度)	15 分	5 分
現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 29 年度)					
15 分	5 分					

<b>№・課題名</b>	<b>30</b>	<b>都市計画道路網のあり方検討</b>
<b>現状</b>		
都市計画道路の多くが昭和 20～30 年代に都市計画決定されており、社会経済情勢が大きく転換する中で、その必要性に変化が生じていたため、未着手路線を中心に都市計画道路のあり方について検討を進め、平成 20 (2008) 年 6 月に「都市計画道路網の見直し方針」を策定しました。		
この方針を踏まえ、見直し候補路線として選定された 7 路線 (11 区間) のうち、南武線連続立体交差事業との関連性が強い大田神奈川線以外の路線について、都市計画変更等の手続を完了しました。		
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>		
今後、都市構造や社会情勢等のさまざまな変化により、都市計画道路に求められる機能や役割にも影響が生じることから、現在の都市計画道路網の検証と今後の都市計画道路のあり方を検討し、それを踏まえた取組を推進します。		

## 取組 2 - (11) 市民サービス等の再構築

### 【建設緑政局】

<b>№・課題名</b>	<b>31</b>	<b>市内駐輪場施設の見直し</b>
<b>現状</b>		
<p>地権者や企業等から借地している一部駐輪場において、利用台数が少ないことから、利用者からの利用料金収入と借地料に大きな差が生じています。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>駐輪場サービスの提供については、費用対効果の観点から、ふまえた効率的・効果的な運営が求められることから、借地している駐輪場の利用率などにより、駐輪場の統廃合も含め検討を進めます。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用率や利用実態などの調査と、その結果を踏まえた統廃合の検討</li> <li>・駐輪場を管理している指定管理者との調整</li> </ul> <p>【計画期間以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐輪場の統廃合に向けた地権者との調整</li> </ul>		

<b>№・課題名</b>	<b>32</b>	<b>有料公園施設使用料の見直し</b>
<b>現状</b>		
<p>野球場・テニスコート・バレーボール場等の有料公園施設については、「使用料・手数料の設定基準」に基づき、受益と負担の適正化の観点による適正な価格への改定が必要となっています。</p> <p>また、設備の充実度合等に応じた料金への見直しなどの検討が必要となっております。</p>		
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>		
<p>有料公園施設の使用料について、施設の維持管理・運営、コスト等を適切に反映した料金に向けて見直しを検討します。</p>		

<b>№・課題名</b>	<b>33</b>	<b>生田緑地ばら苑の魅力の向上に向けた検討</b>	
<b>現状</b>			
<p>生田緑地ばら苑は、周囲を多摩丘陵の樹林地に囲まれ、12,000㎡の敷地に533種4700株のバラが植えられており、これらのバラの育成管理については、多くの市民ボランティアによって支えられています。</p> <p>一方、維持管理にかかる経費は年々増加しており、効率的・効果的な管理運営のあり方を検討する必要があります。</p>			
<b>取組の方向性</b>			
<p>生田緑地ばら苑の管理運営については、開苑日数の拡大や施設のバリアフリー化などの来苑者サービスの向上に向けて、有料化など効率的かつ効果的な管理運営のあり方を検討します。</p>			
<b>具体的な取組内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ばら苑周辺の整備を踏まえ、開苑日数の拡大など来園者サービスの向上に向けた検討</li> <li>・適正な管理運営手法の検討・実施</li> <li>・有料化の検討</li> </ul>			
<b>指標</b>	年間来苑者数	<b>現状値</b> (平成26年度) 10万人	<b>目標値</b> (平成29年度) 10万人

## 取組 2 - (12) 地方分権改革による市民サービスの向上

### 【総合企画局】

<b>№.・課題名</b>	<b>1</b>	<b>地方分権改革の積極的な推進</b>
<b>現状</b>		
<p>人口や企業など経済の集中する大都市では、少子高齢化の急激な進展、老朽化等に伴うインフラの整備、子育て支援及び生活保護等に関する経費の著しい増加など、さまざまな都市的課題を抱えており、これらの課題を解決するためには、大都市が一元的・総合的な事務・権限を担うことが必要です。</p> <p>一方で、このような大都市特有の行財政需要に対し、税制上の措置は不十分となっています。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>市民本位の自立的な行財政運営に向けて、国や県からの事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和、税財源の更なる移譲など、大都市制度改革を推進します。</p> <p>また、国において、地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集するため、平成 26 (2014) 年から導入している「提案募集方式」についても積極的に活用していきます。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"><li>・「(仮称) 新たな地方分権改革推進方針」の策定とこれに基づく取組の推進</li><li>・地方分権改革に関する「提案募集方式」を活用した積極的な提案</li><li>・九都県市首脳会議、指定都市市長会等を通じた国等への働きかけなど</li><li>・地方分権一括法等による、基礎自治体の権限移譲や義務付け・枠付けの見直しに伴う条例等の整備の検討・調整</li><li>・新たな大都市制度創設に向けた取組の推進</li><li>・事務処理特例制度を活用した県から市への権限移譲の推進</li></ul>		

## 取組 2 - (13) 内部事務の見直し

### 【総務局】

No.・課題名 1 庁用自動車運転業務執行体制の見直し			
現状			
円滑で適切な業務運営、危機事象発生時への対応、業務上必要とする車種の特性などから、専任の運転手を配置して運行する車両以外については、車両更新状況と退職動向等を勘案し、減車やこれに伴う執行体制の見直しを進めてきました。			
取組の方向性			
退職動向と車両更新状況等を勘案して、引き続き、減車や職員配置の見直しを進めます。また、軽自動車の追加導入やタクシーチケットの利用等を進め、行政事務遂行上の機動力を確保します。			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の退職動向や車両更新の状況等を勘案した減車の推進</li> <li>・軽自動車の追加導入やタクシーチケット利用の拡大などによる機動力確保</li> </ul>			
指標	専用車、共用車の台数	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 29 年度)
		33 台	32 台

No.・課題名 2 総務事務執行体制の見直し			
現状			
各部署共通の定型的、反復的業務については、平成 22 (2010) 年度から「人事給与システム」を導入し、人事関係業務の分散化及び簡素化を図るなど、効率的な執行体制の構築を進めてきました。			
しかしながら、少子高齢化の一層の進展等により市民ニーズが多様化・増大化する中、質の高い市民サービスを引き続き確かつ安定的に提供するためには、より一層、内部管理事務の改革を推進し、職員が携わる業務を定型的、反復的なものから専門性の高いものに移行させていく必要があります。			
取組の方向性・具体的な取組内容			
人事、給与・旅費、福利厚生、共済等の業務を中心とした内部管理事務（総務事務）について、先行的に民間委託の取組を行っている他都市の状況等を踏まえ、民間委託による集約化に向けて検討を進めます。			

### 【会計室】

No.・課題名 3 歳計現金等の効果的な運用の推進			
現状			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歳計現金等は、資金計画に基づき、支払いに支障のない範囲で、定期預金等により運用を行っていますが、支払日を計画的に設定することができれば、より効果的な運用が可能となります。</li> <li>・資金管理は、各会計において最適な運営が行われていますが、将来の金利上昇局面に備えて、より効果的な資金運用が行えるよう、市全体の資金管理の最適化に向けて取組を展開する必要があります。</li> </ul>			
取組の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・支出命令で支払日を指定する必要性の乏しい支出は、資金計画を踏まえて支払日を限定し、日々の資金収支を平準化することで、歳計現金等の効果的な運用を行います。なお、この取組により、日々の資金不足を補う基金からの借入額（繰替運用額）は縮減し、基金での効果的な運用も可能となります。</li> <li>・一般会計等に加えて公営企業会計を含めた資金管理の効率化について検討を行います。</li> </ul>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払日整理に伴うシステム改修に向けた取組及び指定金融機関との調整</li> <li>・支払日整理による歳計現金等の効果的な運用</li> <li>・資金管理の最適化に向けた会計間の連携の検討及び関係局との調整</li> </ul>			

## 取組 3 - (1) 計画的な人材育成

### 【総務局】

No.・課題名	1	計画的な人材育成の推進
<b>現状</b>		
<p>これまで職員一人ひとりが、「公共サービスの責任主体である」という意識をしっかりと持ち、市民ニーズに適切にこたえることができるように人材育成の取組を着実に進めてきました。</p> <p>今後、少子高齢化の進展や多様化・増大化する市民ニーズに限られた職員数での確に対応していくためには、今まで以上に、職員一人ひとりの能力を最大限に発揮できるように人材育成の取組をさらに充実・強化していく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>平成 28 年 (2016) 3 月策定の「(仮称) 新たな人材育成基本計画」に基づいて、職員、職場、育成部門 (人事・評価・研修) が一体となり、次の取組を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行動指針、チーム原則の浸透</li> <li>・市職員としての倫理観、責任感を持った人材の育成・確保</li> <li>・地方公務員法の一部改正に合わせた標準的な職及び標準職務遂行能力の設定と能力本位の任用</li> <li>・人事評価制度を活用した能力及び実績に基づく人事管理の徹底</li> <li>・専門性の高い人材の育成・確保</li> <li>・効率的・効果的な組織運営を行う人材の育成・確保</li> <li>・職場の環境整備、活性化</li> <li>・職員の意識・意欲の向上</li> </ul> <p>また、きめ細やかな人材育成を行うため、局・区の人材育成計画に基づく取組等を推進します。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修や O J T を通じた行動指針・チーム原則の浸透の取組推進</li> <li>・厳正な勤務規律の確保に向けた研修等の取組推進</li> <li>・保健・医療・福祉分野ほか、高い専門性が求められる職域の人材育成の取組推進</li> <li>・組織マネジメント力の向上に向けた研修等の取組の強化・推進</li> <li>・効果的な O J T 支援の取組推進</li> <li>・局区の人材育成計画に基づく取組推進</li> </ul>		

No.・課題名	2	職員の専門性を向上させるための取組の推進
<b>現状</b>		
<p>これまで職員の専門性を高める取組として、局別人材育成計画に基づく取組や、職域ごとの人材育成の推進、複線型人事制度の運用等を行ってきました。</p> <p>今後は、市民ニーズの多様化や団塊の世代の大量退職等で、一般事務職の職域においても高い専門性を求められる領域等があることから、既存制度の見直しや専門性を持った職員の効果的な活用等について検討を進める必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門性の高い人材の育成を推進するため、既存の複線型人事制度の検証を行い、専門職、専任職の活用方法等について検討します。</li> <li>・専門性の高い人材の育成を踏まえた人事異動サイクルについて検討します。</li> <li>・再任用職員がこれまで培ってきた知識・経験を活用するための効果的な配置等について検討します。</li> </ul>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職、専任職を活用し、職員の効果的な人材育成を図ることを目的とした人事配置の実施</li> <li>・専門性の高い人材の育成を踏まえた、効果的な人事異動サイクルの設定</li> <li>・再任用職員の知識・経験を効果的に活用するための人事配置の実施</li> </ul>		

## 取組3－(1) 計画的な人材育成

<b>№・課題名</b>	<b>3</b>	<b>不祥事防止の取組推進</b>
<b>現状</b>		
<p>これまで職員による不祥事を防止するため、服務に関する研修や依命通達の発出、不祥事防止委員会、自主考査などを継続的に行い、職員に対して必要な意識啓発や注意喚起等を行うなど、職員の高い公務員倫理の確立と厳正な服務規律の確保に努めているところですが、依然として不祥事がなくなるという状況には至っていません。</p> <p>そのため、今後も引き続き、高い公務員倫理の確立と厳正な服務規律の確保に向けた取組を効果的に実施していく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の汚職、非行及び事故を未然に防止するため、依命通達による注意喚起を行うとともに、個々の職員が服務上の問題点に気付く機会を得ることを目的とした自己点検を実施します。</li> <li>・階層別研修等において、公務員倫理等をテーマにした研修や各職場単位での自主考査を行い、公務員倫理や服務規律などの職員の規範意識の向上を図ります。</li> <li>・自らの職場で想定される不祥事について問題意識を持ち、それらを防止するための対策を継続的に実施するため、定期的に不祥事に対する危機意識の共有を図るとともに、不祥事防止に向けた取組状況等を調査し、是正指導することで防止対策の推進を図ります。</li> </ul>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・依命通達による注意喚起及び自主考査、サービスチェックシートによる自己点検の実施</li> <li>・階層別研修等における公務員倫理研修の実施による職員の規範意識の向上</li> <li>・不祥事防止委員会及び早朝管理職会議による管理職を通じた不祥事防止の意識啓発の推進</li> <li>・監察指導による不祥事防止の取組状況の調査、是正指導</li> </ul>		

### 【市民・こども局】

<b>№・課題名</b>	<b>4</b>	<b>市民活動を効果的に支援する職員の人材育成</b>
<b>現状</b>		
<p>町内会・自治会をはじめ、多様な市民活動団体等がさまざまな活動を通じ、市民ニーズや地域における課題に取り組んでいます。こうした取組をより効果的に展開していくためには、その支援やコーディネートを行う行政職員のスキル向上が求められています。</p>		
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>		
<p>職員研修の実施を通じ、町内会・自治会をはじめとした多様な市民活動団体の活動に関する課題認識を高め、市民活動団体の活動力の向上を図れるよう職員研修を実施し、その支援を適切に行える職員を育成します。</p>		

### 【まちづくり局】

<b>№・課題名</b>	<b>5</b>	<b>建築職職員の長期的な人材育成</b>
<b>現状</b>		
<p>工事担当部署では、設計・積算や工事監理業務について、技術職員の技術継承が長年の課題となっています。</p> <p>一方、建築行政部署では、建築確認申請の大部分が民間の指定確認検査機関に申請されているため、審査機会が減少しており、有資格者の育成が求められています。</p> <p>また、工事担当部署では設計・積算ミス、建築行政部署では確認経験の蓄積が少ない中で法適合判定に求められる重責への懸念から、職員の昇任意欲の向上が課題となっています。</p>		
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の開催や人事異動の配慮等、従来からの取組に加え、専門資格の取得を奨励する仕組みづくりや、人材育成を視野に入れた効果的・効率的な組織体制の構築など、技術力の継承や向上に必要な制度を検討・実施します。</li> </ul>		

## 取組 3 - (1) 計画的な人材育成

### 【川崎区役所】

<b>№.・課題名</b>	<b>6</b>	<b>更なる区役所サービス向上に向けた人材育成の推進</b>
<b>現状</b>		
川崎区の高齢化率は、21.8%（全市 18.9%（平成 27（2015）年 3 月現在））と 7 区で最も高いとともに、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯といった介護や支援が必要な人も市内で最も多く、今後も増えていくことが予測されています。また、平成 37（2025）年には川崎市における 65 歳以上人口の 12.8%（43,600 人）が認知症になることが推計されています。このような状況において、区役所を訪れる高齢者等に対し、適切に対応し、サービス提供を行うための、区役所職員の知識の習得や意識改革が求められています。		
<b>取組の方向性</b>		
超高齢社会にも対応した区役所サービスの提供を図るため、現在、健康福祉局及び各区役所が職員向け認知症サポーター養成講座を年各 1 回開催していますが、更なる市民サービスの向上を図るため、認知症と思われる方や介護が必要とされる方が区役所に来所された場合に、区役所の全ての部署の職員が適切に対応できるようにするとともに、支援が必要と思われる方については担当部署に適切につなぐことができるよう、区役所サービス向上委員会と連携した研修の実施や、「認知症の人への対応ガイドライン」の職員への周知等の取組強化を図ります。		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症に対する知識の向上を図るための職員研修の実施</li> <li>・社会的弱者等も含む多様な市民の方々への市民本位のサービスを提供するための職員の意識改革の推進</li> </ul>		

### 【幸区役所】

<b>№.・課題名</b>	<b>7</b>	<b>更なる区役所サービス向上に向けた人材育成の推進</b>
<b>現状</b>		
幸区役所では、平成 24（2012）年 3 月に第 3 次区役所人材育成計画を策定し、職員個人の能力向上への取組とあわせ、職員の能力を結集し、組織として「課題に対応できる力」の向上を図る取組を進めてきました。		
多様化する市民ニーズへ柔軟に対応し、市民満足度を高めるためには、これまで以上に市民目線に立った柔軟な発想、チャレンジ精神やコスト意識、スピード感覚を持って課題解決に取り組むことができる人材の育成を進めていく必要があります。		
<b>取組の方向性</b>		
市の人材育成推進プログラムをもとに策定した、区役所人材育成プログラムにより、引き続き各種研修を実施するとともに、多様な主体と協働して課題解決を進めていくために必要となるコーディネート能力を高める研修を実施することにより人材の育成を進めます。		
また、毎年実施している区役所窓口等サービス向上の取組結果の検証をもとに、窓口等サービス向上に向けた研修を実施します。		
あわせて、次年度の新たな区役所職員人材育成プログラムを策定するに当たり、区役所の若手職員による WG を設置し、これまでの内容に捉われない新たな研修を計画します。		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな区役所職員人材育成プログラムに基づく O J T 研修等の実施や応接力向上研修等の実施</li> </ul>		

## 取組 3 - (1) 計画的な人材育成

### 【中原区役所】

No.・課題名	8	更なる区役所サービス向上に向けた人材育成の推進
<b>現状</b>		
<p>区役所では、人材育成・意識改革の取組をより一層推進し、これまで以上に市民目線に立った柔軟な発想や、チャレンジ精神、徹底したコスト感覚、スピード感を持って課題解決に取り組むことを目的として、「平成 27 年度区役所人材育成計画」を策定し、人材育成の推進を行ってきました。</p> <p>今後は、複雑多様化している市民ニーズや少子高齢化への対応、さらには、地域包括ケアシステムを推進していくための体制づくりや専門職の人材育成を行っていく必要があります。</p> <p>また、職員の約 66 パーセントを占め重要な役割を担っているキャリアステージⅢ（30 歳から係長昇任前）職員の意識醸成や士気の高揚が重要な課題となっており、区として重点的に取り組む必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムの推進に当たり、複雑多様化している市民ニーズに対応できる専門職を育てるため、行政課題を理解し、課題解決に向けた多職種連携などに積極的に取り組むことができるよう、人材育成プロジェクトを開催し、より効果的な人材育成の取組を検討するとともに、各職場での O J T を推進します。</li> <li>・キャリアステージⅢ職員の仕事のやりがいや、仕事に対する意識の向上を図るため、外部講師を活用した研修の実施や、市内企業における人材育成の取組内容の見学など、研修内容を工夫することにより、研修受講者を増やす取組を実施します。</li> <li>・これらの研修を企画実施することにより、組織の活性化を促し、もって区役所職員全体のスキルアップを図ります。</li> </ul>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステム推進に関する職員向け研修の実施</li> <li>・キャリアステージⅢ職員向け研修の実施</li> <li>・研修実施内容の見直しに向けた検討</li> </ul>		

### 【高津区役所】

No.・課題名	9	区役所サービスを支える人材の計画的な育成
<b>現状</b>		
<p>高津区役所では、「高津区役所人材育成計画」に基づき、職員の年齢や入庁年数等に応じた研修を実施し、職員の能力や意識の向上を図るとともに、区役所サービス向上に取り組んでいます。地域の課題が複雑化・多様化する中で、市民感覚を持ち、市民と協働して、柔軟な発想で課題の解決に取り組むことのできる職員を育成する必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>「高津区役所人材育成計画」に基づき、社会状況の変化を見据えながら、区役所サービス向上の取組とも連携した人材育成の取組を推進します。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任職員・初任職員研修の実施</li> <li>・接遇研修の実施</li> <li>・コミュニケーション能力向上研修の実施</li> <li>・各種業務研修の実施</li> </ul>		

## 取組3－(1) 計画的な人材育成

### 【宮前区役所】

No.・課題名	10	多様な主体の参加と協働によるまちづくりの推進に向けた人材育成
<b>現状</b>		
<p>多様化、増大化する地域課題に的確に対応し、地域の資源や人材等を活かした区民主体のまちづくりを推進していくためには、行政と区民、地域、関係団体等がこれまで以上に効果的・効率的に連携、協働して取り組んで行く必要があり、区役所が担うべき機能や区職員として求められる役割や能力等も多様化、高度化してきています。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>区職員としての専門性の向上や課題解決力を高めるとともに、多様な主体を横断的、柔軟に連携させ、区民が主体となってまちづくりに取り組める仕組みなどをコーディネートできる能力等の向上に取り組んでいきます。</p> <p>また、各分野にさまざまな部署の若手職員で構成されるワーキンググループを設置し、事業推進や地域の課題解決に向けた検討や取組を推進します。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区職員の専門性向上に関する研修における関係局等との連携</li> <li>・多様な主体をコーディネートできる能力の育成等に関する研修の開催</li> <li>・若手職員で構成されるワーキンググループの設置</li> </ul>		

### 【多摩区役所】

No.・課題名	11	更なる区役所サービス向上に向けた人材育成の推進
<b>現状</b>		
<p>多摩区役所では、これまで区役所人材育成計画に基づき、職員の能力を最大限に発揮させ、市民に便利で快適な区役所サービスを提供できるよう人材育成に取り組んできました。</p> <p>しかしながら、社会状況の変化などにより、区役所が果たすべき役割が変化し、従来からの区役所サービスの提供に加え、地域の課題解決や自助・共助（互助）の促進に向けた地域づくりなども求められています。そのため、職員一人ひとりの意識改革が必要であり、また、より高度な業務遂行能力も求められていることから、さまざまな状況に対応できる職員の育成に取り組んでいく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>従来からの業務研修や接遇研修などを、効果の検証や内容の見直しを行いながら、引き続き実施するとともに、地域の課題解決や自助・共助（互助）の促進に向けた地域づくりを進めることができるよう協働の意識を持ち、コーディネート力のある人材の育成を推進します。また、専門職についても、各種知識・能力の向上が図られるよう関係局と連携しながら研修等を実施します。</p> <p>さらに、より広い視野に立った職員を育成するために区役所の所管業務研修や市の施策に関する研修などにより、区役所全体で地域との協働意識の醸成を図ります。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務研修・接遇研修の実施</li> <li>・関係局と連携した各種専門職に対する研修の実施</li> <li>・区役所の所管業務研修の実施</li> <li>・市の施策に関する研修の実施</li> </ul>		

## 取組3－(1) 計画的な人材育成

### 【会計室】

<b>№・課題名</b>	<b>12</b>	<b>適正な会計事務の執行に向けた人材育成</b>
<b>現状</b>		
<p>適正な会計事務の執行を確保し、市民の信頼に応えていくためには、職員が正しい会計知識を修得し、法令等に基づいた公正で適正な事務執行を行っていく必要があります。</p> <p>また、会計機関として内部牽制機能を発揮し、公正な行政運営を確保していくためには、会計室職員の一人ひとりが職責の重大性を認識し、会計、金融等の専門性を高め、チェック機能の強化に取り組んでいく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修、指導等の充実強化により、職員の会計知識の向上とコンプライアンス意識の醸成に取り組めます。</li> <li>・会計事務に関する各種手引の整備やeラーニングの充実などにより職員が自ら学べる環境の整備を推進します。</li> <li>・会計、金融等に関わる業務に精通し、会計事務において指導的な役割を担える会計室職員の育成に取り組めます。</li> </ul>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種会計事務研修の実施</li> <li>・手引等の整備</li> <li>・研修参加やOJT実施による会計室職員の育成</li> </ul>		

### 【人事委員会事務局】

<b>№・課題名</b>	<b>13</b>	<b>多様で有為な人材の確保</b>
<b>現状</b>		
<p>これまで教養試験問題数の見直し、複数回面接の導入などの試験制度の変更や、面接技法の向上による人物重視の採用を進めるとともに、採用パンフレットの作成や採用説明会の充実など受験者確保の取組を進めてきました。</p> <p>今後も、現行の採用試験制度や受験者確保の取組について効果的な見直しを検討する必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人物重視を基本とした採用試験の実施に向け、引き続き効果的な採用試験制度の検討を進めます。</li> <li>・SNSの活用や技術系職種に特化した説明会の実施など、効果的な受験者確保に向けた取組について検討を進めます。</li> </ul>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験科目の変更等、試験制度の見直しに向けた検討</li> <li>・面接技法講習会の実施</li> <li>・大学卒程度採用試験の行政事務区分における面談試験の実施</li> <li>・Twitterを活用した試験情報、職場情報等の発信の充実</li> <li>・技術系職種業務説明会の実施</li> </ul>		

## 取組 3 - (2) 職員の能力が十分に発揮できる環境づくり

### 【総務局】

No.・課題名			
1	心と身体健康管理の推進		
<b>現状</b>			
<p>これまで健康診断の受診率の向上や産業医面談等のほか、「川崎市職員メンタルヘルス対策推進計画」に基づく予防対策、労働安全衛生マネジメントシステムの確立をめざした労働安全衛生研修の実施や専門アドバイザーを招いての職場環境改善の取組等を実施してきました。</p> <p>しかしながら、平成 26(2014)年度のメンタル不調を原因とした長期療養職員（160 人）は全長期療養職員の 50%以上を占め、また職員全体に占める割合はこの数年横ばいとなっています。</p> <p>今後も職員が健康で安全に仕事に取り組むことができるよう、引き続き心と身体健康管理の推進を効果的に進めていく必要があります。</p>			
<b>取組の方向性</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「川崎市職員メンタルヘルス対策推進計画」に基づき、4つのメンタルヘルスケアの充実を図るとともに、心の健康増進と予防を重視した取組を行います。</li> <li>・職員一人ひとりが自身の健康を見つめ直し、健康で安全に業務が遂行できるよう、身体の健康の保持・増進に向けた取組を推進します。</li> </ul>			
<b>具体的な取組内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康で働きやすい職場環境づくりへの取組</li> <li>・職員のセルフケア能力を高めるための研修や体制の充実に向けた取組の推進</li> <li>・管理監督者のラインケア能力（部下の心の健康に対するマネジメントや相談対応能力）を高めるための研修や体制の充実に向けた取組の推進・再発予防、復職支援システムの実施</li> <li>・健康診断受診率向上に向けた取組</li> <li>・健診事後フォロー及び未受診者への取組</li> <li>・業務に起因する健康障害防止及び健康の保持・増進のための取組</li> <li>・心と身体の一體的な支援に向けた取組</li> </ul>			
指標	現状値 (平成 25 年度)		目標値 (平成 29 年度)
	①長期療養の復職前後の産業医面談の実施割合	①100%	①100%
	②健康診断の受診率	②97.7%	②100%

## 取組 3 - (2) 職員の能力が十分に発揮できる環境づくり

No.・課題名 2 職員個々の状況に応じた働く環境の整備			
<b>現状</b>			
<p>障害のある職員については、採用や異動後の職員の状況を確認し、人的及び物的な環境整備や適正な配置に努めてきました。</p> <p>女性職員については、能力・実績に基づく適材適所の人事配置、研修を通じたキャリア形成支援等、登用の拡大に取り組んできました。</p> <p>再任用職員については、希望や経験・能力を踏まえた効果的な配置による活用等を実施してきました。</p> <p>今後、年金の支給開始年齢の引き上げに伴い再任用職員が増えることや、障害の有無や性別に関わらず、広く職員の活躍が期待されることから、これまでの取組を国や他の自治体の動向も踏まえ、充実していく必要があります。</p>			
<b>取組の方向性</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある職員一人ひとりの状況に配慮した人事配置や職域の拡大等、引き続き働きやすい職場環境を整備します。</li> <li>・女性職員がさらに活躍するように職域の拡大を図るとともに、研修の充実や計画的・継続的な人事管理、管理職による適切な指導・助言等の支援をあわせて行うことで、意欲や能力を持って活躍できる環境を整備します。</li> <li>・再任用職員が意欲を持って仕事に取り組むことができるように、役割・活用方法の検討のほか、研修等の取組を実施します。</li> </ul>			
<b>具体的な取組内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正障害者雇用促進法に基づく「合理的配慮指針」を踏まえた、個々の障害特性に応じた必要な措置の検討及び実施に伴う、職場環境の整備</li> <li>・女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の取組の推進</li> <li>・再任用職員が意欲を持って知識・経験を効果的に活用できる環境の整備</li> </ul>			
指標	管理職に占める女性比率	現状値 (平成 27 年度)	目標値
		16.8% (4 月 1 日時点)	25% (平成 30 年度末)

No.・課題名 3 ワーク・ライフ・バランスの推進			
<b>現状</b>			
<p>これまで「川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画（以下「行動計画」という）」に基づき、全ての職員がそれぞれのライフステージで仕事と生活の調和が取れた働き方を実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めてきました。</p> <p>今後も職員が安心して子育てや介護、地域活動などを行いながら、職場で能力を最大限に発揮できるように、行動計画や子育て等にかかわる各種制度の情報提供等を実施し、職場環境や職員意識をさらに醸成していく必要があります。</p>			
<b>取組の方向性・具体的な取組内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27（2015）年 3 月策定の第 4 期の行動計画に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を着実に推進します。</li> <li>・全職員を対象に理解を深める研修等を実施します。</li> <li>・育児休業等に関する情報共有ができる機会を毎年設けます。</li> </ul>			
指標	職員の年次有給休暇の日数 (率)	現状値 (平成 26 年度)	目標値
		12.7 日 (63.5%)	16 日 (80%) (平成 31 年度末)

## 取組 3 - (3)

### 職員の改善意識・意欲の向上と自発的な職場改善運動の推進

#### 【総務局】

№・課題名	1	職員の改善意識・意欲の向上と職場改善運動の推進
<b>現状</b>		
<p>これまで職員の改善意欲の向上や意識の波及を図る取組として、職員提案制度や業務改善事例発表会（チャレンジ☆かわさき選手権）などの取組を実施してきました。</p> <p>取組による効果が着実に出て一方、効果が一部の部署や職員に留まっているところもあり、より効果的な取組となるように見直しに向けた検討が必要な状況です。</p> <p>今後は、こうした意識や取組が市役所全体に波及し、誰もが当たり前前に改善に取り組むように、意識向上の取組とあわせて、自発的な職場改善運動を一層推進していく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<ul style="list-style-type: none"><li>・全ての職員が市民目線での改善を主体的に実践するように、職場での改善運動の推進に取り組めます。</li><li>・職員の意欲的な行動を奨励し、更なる意識の向上、他部署への改善意識の波及を図るため、改善事例発表会や庁内システム等による情報共有の取組を積極的に推進します。</li><li>・より現場に近い職員が意思決定を行うことで、意思決定の迅速化を図るとともに、職員の意識向上を図ります。</li></ul>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"><li>・業務改善事例発表会や市長表彰等による職場や職員の改善意欲を高める取組の推進</li><li>・体系的な意識改革研修の実施</li><li>・効果的な職員提案制度の検討と関連する取組との整理</li><li>・職場の活性化、業務改善活動の取組推進と職員プロジェクトチームによる取組の検討、実施</li><li>・改革提案に基づく改革・改善の推進</li><li>・川崎市事務決裁規程等の改正による意思決定プロセスの見直し</li></ul>		

№・課題名	2	職員の能力・意欲をさらに向上させる人事評価制度の見直し
<b>現状</b>		
<p>これまで人事評価制度において、評価結果を任用、給与等へ反映する等により職員のやる気と働きがいを引き出してきました。また、市民サービスの向上や事務・事業の改善に関する優秀な提案を行った職員を評価するなどの取組を実施してきました。</p> <p>今後は、職員の能力・意欲をさらに向上させるよう、評価制度の見直しに向けた検討が必要となります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>人事評価制度について、職員のやる気と働きがいを今まで以上に引き出すため、標準職務遂行能力に沿った能力評価への対応に加え、新たな追加加点に関する検討を行うなど、評価制度の見直しを検討します。</p>		
<b>具体的な取組内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"><li>・能力評価の評価項目等を標準職務遂行能力に沿った内容に変更するための検討・調整</li><li>・新たな加点制度等、人事評価制度の見直しについての検討・調整</li><li>・上記変更に伴う人事評価システムの改修等の実施</li><li>・上記検討・調整を経た上での新制度の運用開始</li><li>・評価者研修等の実施（制度改正に関する事項を含む。）</li></ul>		

### 取組 3 - (3)

## 職員の改善意識・意欲の向上と自発的な職場改善運動の推進

### 【監査事務局】

No.・課題名	3	事務執行の改善に向けた取組の強化	
現状			
<p>法律に基づき定期（財務、工事）監査等を実施し、結果について関係職員へ詳細に説明することにより事務処理等の改善を促すよう努めており、今後はさらに他の職員においても、同様の事務が適正に執行されるよう取組を展開させる必要があります。</p> <p>また、公営企業会計の決算審査に当たっては、公認会計士の知見を得て職員の能力向上にも努めるなど財務事務の適正化に向けた取組を進めていますが、今後も、本市の財務事務に関する事務執行及び経営に関する事務が適正で、より効率的に行われるよう監査の質の向上に努める必要があります。</p>			
取組の方向性			
<p>これまでの監査結果を分析し、事例・解説集の作成・改訂を行うとともに研修会を実施するなど、監査結果を広く周知し実務に活かせる取組を進めます。</p> <p>また、事例・解説集作成の過程や研修での講師、関係職員との意見交換等を通じて、職員自身の知識の深度や蓄積を図り、さらに総務省が進める新たな公会計制度への対応を念頭に置き、監査実施に必要な能力や専門性の向上を主眼とした職員育成に努めます。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「監査で指摘した財務処理事例・解説集」の随時改訂</li> <li>・各局室区の会計事務担当職員を対象とした研修の実施</li> <li>・技術監理や検査を担う部署との課題の共有化に向けた意見交換会の実施</li> </ul>			
指標	①研修参加者数 ②意見交換会参加部署数	現状値	目標値 (平成 29 年度)
		①103 人 (平成 26 年度) ② 2 部署 (平成 27 年度 上半期)	①150 人 ② 8 部署

## 取組3－(4) 地域人材の発掘・育成

【市民・こども局】

No.・課題名 1 スポーツ大会を通じたボランティア人材の育成			
<b>現状</b>			
<p>「川崎国際多摩川マラソン」「多摩川リバーサイド駅伝」は、市職員を中心として、さまざまな団体やボランティアにより運営されています。スポーツを「支える人」の重要な要素であるスポーツボランティアは、地域スポーツクラブ等のスポーツ団体において、日常的に運営やスポーツ指導を支えたり、国際競技大会や地域スポーツ大会等の運営を支えるなどしており、スポーツ推進のための一層の活躍が期待されていることから、その育成が必要な状況となっています。</p>			
<b>取組の方向性</b>			
<p>各種スポーツ大会の運営に携わるボランティアのスキル向上に向け、ボランティアリーダーへの事前研修やマニュアル等の整備を実施し、運営者側の質的向上を図ることにより、安全で、安心してスポーツを行うことができる環境をめざすとともに、それぞれの大会が地域主体のものとなるよう、取組を進めます。</p>			
<b>具体的な取組内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>運営課題の抽出と運営課題の解決に向けたマニュアル整備の実施</li> <li>ボランティア等向け研修の実施によるボランティアリーダーの育成</li> </ul>			
指標	ボランティア全体に占めるボランティアリーダーの割合	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成29年度)
		7%	10%

No.・課題名 2 文化イベントを通じた地域人材の育成			
<b>現状</b>			
<p>「川崎・しんゆり芸術祭」「毎日映画コンクール表彰式」「アジア交流音楽祭」などの文化イベントについては、大学、公共施設、市民、各種団体、企業、行政等のさまざまな主体が連携して実施していますが、市から補助金支出や人的支援を行っている状況にあります。</p>			
<b>取組の方向性</b>			
<p>魅力あるまちづくり等を目的としたイベントについては、大学や各種団体、企業等との連携のほか、市民ボランティアなどの協力も得ながら、新たな人材発掘・育成等やイベント独自の財源確保に向けた取組を行うことにより、地域における主体的なイベントとして開催されるよう取り組めます。</p>			
<b>具体的な取組内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における主体的で、魅力的な文化イベントの実施や講座等による地域人材の育成</li> <li>イベントの企画・運営を通じた集客増や企業との連携による財源確保等の取組</li> </ul>			
指標	「川崎・しんゆり芸術祭」「毎日映画コンクール表彰式」「アジア交流音楽祭」の延べ協賛・協力団体数	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成29年度)
		112 団体	122 団体

## 取組 3 - (4) 地域人材の発掘・育成

### 【消防局】

No.・課題名				3	消防団を中核とした地域防災力の充実・強化	
<b>現状</b>						
地域防災力の充実・強化が喫緊の課題となっている一方で、少子高齢化の進展等の社会情勢を取り巻く環境の変化により、地域防災力の中核を担う消防団員の確保が困難になっています。						
<b>取組の方向性</b>						
団員確保への取組や、消防団員を中心として行う自主防災組織への訓練指導など、消防団を中核とした更なる地域防災力の充実・強化に向けた取組を進めます。						
<b>具体的な取組内容</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団協力事業所や各種イベントを通じて消防団への理解を深めるとともに、町内会や自治会、事業所に対する広報の実施とあわせ、新たに、市内の大学等と連携した入団促進活動の実施</li> <li>平成 27 (2015) 年度に創設した「消防団応援事業所制度」を活用し、地域が一体となってさまざまな形で消防団員を応援することによる、団員確保への取組の実施</li> <li>避難所となっている小学校等に配備された「消火ホースキット」の取扱い等について、消防団員を中心とした自主防災組織への訓練指導等の実施</li> <li>関係部局との調整による、消防団員の処遇改善に向けた取組の実施</li> </ul>						
指標	消防団員数の充足率	現状値		目標値		
		(平成 26 年度)		(平成 29 年度)		
		87.8%		89.7%以上		

## 第5章 今後の財政運営の基本的な考え方（素案）

「最幸のまち かわさき」を実現し、将来もそうあり続けるために、厳しい社会経済状況においても、多様化する課題への的確な対応など、「必要な施策・事業の着実な推進」と、財政の健全化による「持続可能な行財政基盤の構築」の両立に向け、次の基本的な考え方に基づく財政運営を進めます。

### 1 効率的・効果的な事業執行の推進

公共施設の整備・管理・運営において、指定管理者制度やPPP・PFIなど民間活力の活用により事業の再構築などを行い、施策・事業の効率化を進めます。また、資産マネジメントによる施設の長寿命化、資産保有の適正化を図るとともに、交通・流通の利便性や先端産業・研究開発機関の集積等の、川崎の優れたポテンシャルを活かした取組を通して、市内経済の活性化を図るなど、税財源の充実につながる取組を進めます。

### 2 財源確保に向けた取組の推進

受益者負担の適正化や負担の公平性の観点から、市税等の債権確保策を強化するとともに、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の設定を行います。また、庁舎等の余剰地・余剰床の貸付や広告事業など市有財産の有効活用に取り組み、財源の確保に努めます。

### 3 将来負担の抑制

市債を適切に活用しながらも、若い世代や子どもたちにとって過度な将来負担とならないように、中長期的にプライマリーバランス<sup>17</sup>の安定的な黒字の確保に努め、市債残高を適正に管理します。

また、減債基金（市債の償還財源を確保し、財政の健全な運営に資するための資金を積み立てることを目的に設置された基金）からの借入金についても、計画的に返済を行います。

### 4 「収支フレーム」に沿った財政運営

持続可能な行財政基盤の構築に向けて、中長期的な収支状況を示した「収支フレーム」に沿った財政運営を行います。

<sup>17</sup> 基礎的財政収支のことで、過去の債務に関わる元利払い以外の歳出と、市債発行などを除いた歳入との収支

## 5 財政運営の「取組目標」

当面の財政運営の取組目標を次のとおり定めるとともに、財政状況を的確に把握するための指標を設定します。

### (1) 取組目標

#### ア 継続的な収支の均衡

平成 31 (2019) 年度には、減債基金からの新規借入れを行うことなく収支均衡が図られるよう財政運営を行い、その後においても、継続的な収支均衡を図ります。

#### イ プライマリーバランスの安定的な黒字の確保

市債を適切に活用しながら、併せて市債残高を適正に管理し、中長期的にプライマリーバランスの安定的な黒字を確保します。

#### ウ 減債基金借入金の計画的な返済

減債基金借入金については、最長で借入後 30 年間で返済を行っても、将来の市債償還に支障を及ぼすことはありませんが、借入はあくまでも臨時的な対応であり、早期の解消が必要であることから、市民サービスの安定的な提供と、財政状況のバランスに配慮しながら、可能な限り早期の返済に努めます。

\* 現在の「収支見通し」においては、財政状況を勘案して、平成 34 (2022) 年度以降 20 億円を仮計上していますが、毎年度の予算編成や決算の中で、可能な限り返済額の増額に努めていきます。

### (2) 財政指標

持続可能な行財政基盤の構築に向けた取組状況や財政状況を的確に把握するための財政指標については、次の項目を基本とし、今後、具体的に設定を行います。

#### ア 収支状況

- ・実質赤字比率
- ・連結実質赤字比率

#### イ 財政構造の弾力性

- ・経常収支比率

#### ウ 将来負担

- ・プライマリーバランス
- ・市民一人あたり市債残高
- ・実質公債費比率
- ・将来負担比率
- ・将来負担返済年数

#### エ 企業会計等の経営健全化

- ・基準外繰出金
- ・資金不足比率

## 6 今後の予算計上（歳出）の考え方

今後の予算計上（歳出）にあたっては、次の考え方を基本的な姿勢として進めることとします。

### （1）計画的に進める大規模な投資的経費（未定分・新規分）

新規事業については、財政状況や事業ボリューム、事業効果等のバランスなどを勘案しながら、実施計画の策定作業や毎年度の予算編成過程などにおいて、事業着手時期などを検討し、計画的に実施します。

### （2）計画的に進める大規模な投資的経費（継続分）

これまで計画的に進めてきた継続的な事業については、事業進捗に応じた所要額を計上します。

### （3）基礎的な投資的経費

公共施設の維持補修や長寿命化の取組のほか、駅周辺のまちづくりなどのための基礎的な投資的経費については、経常的なものとして一定の枠の確保を図るとともに、効率的・効果的な施設整備手法の活用を図ります。

### （4）一部の社会保障関連経費等

社会保障関連経費については、引き続き増加が見込まれますが、自立支援の取組等により、極力増加ペースの低減を図りながら、所要額を計上します。

### （5）公債費

投資的経費の動向等を踏まえ、適切に市債を活用し、その償還に関する所要額を計上するとともに、併せてプライマリーバランスの安定的な黒字の確保に努めるなど、市債残高を適正に管理します。

### （6）管理的経費

庁用経費、施設管理経費などの内部維持管理経費については、所要額を計上するとともに、併せて効率的・効果的な事務事業の執行等による経費の抑制を図るほか、引き続き人件費の抑制に努めます。

### （7）政策的経費（一部の社会保障関連経費等を除く）

行政サービスの実施にあたり政策判断を要する事業については、所期の目的を達成できるよう所要額を計上するとともに、併せて事業執行上の工夫や必要な見直しを進めることで、経費総額の調整を図ります。

<資料> 今後の収支見通し

「今後の収支見通し」は、平成 27 (2015) 年度予算をベースに、「新たな総合計画」や「行財政改革に関する計画」に関する平成 27 (2015) 年 10 月までの検討状況を踏まえ、「川崎市将来人口推計」や国の「中長期の経済財政に関する試算」等を基礎データとして活用し算定しています。

今後、この収支見通しを踏まえて、「新たな総合計画」や「行財政改革に関する計画」、「平成 28 (2016) 年度予算」の検討・調整を進めるとともに、これらの平成 28 (2016) 年度以降の取組を反映し、平成 28 (2016) 年 2 月に、「収支フレーム」として公表します。

○川崎市将来人口推計【2014(H26)年8月】

(単位 人)

	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (H32)	2025 (H37)	2030 (H42)
総数	1,425,500	1,471,400	1,503,500	1,515,700	1,522,000
0～14歳	187,400	190,900	186,400	172,800	158,100
15～64歳	998,500	987,400	994,300	1,002,400	995,300
65歳以上	239,600	293,100	322,800	340,500	368,600

○中長期の経済財政に関する試算【2015(H27)年7月】

(単位 %程度)

		2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)
経済再生 ケース	名目成長率	1.6	2.9	2.9	2.7	3.9	3.5	3.6	3.7	3.7	3.7
	消費者物価	2.9	0.6	1.6	3.1	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
ベースライン ケース	名目成長率	1.6	2.9	2.9	1.5	2.0	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
	消費者物価	2.9	0.6	1.6	2.5	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2

【今後の収支見通し算定の前提条件】

平成 27 (2015) 年度当初予算をベースに、歳入・歳出は次の条件で算定しました。

1 歳入

- ・市税等(市税・地方譲与税・県交付金)は、過去の推移や経済動向等を勘案
- ・地方消費税交付金は、平成 29 (2017) 年 4 月の消費税率 10%への引上げを前提

2 歳出

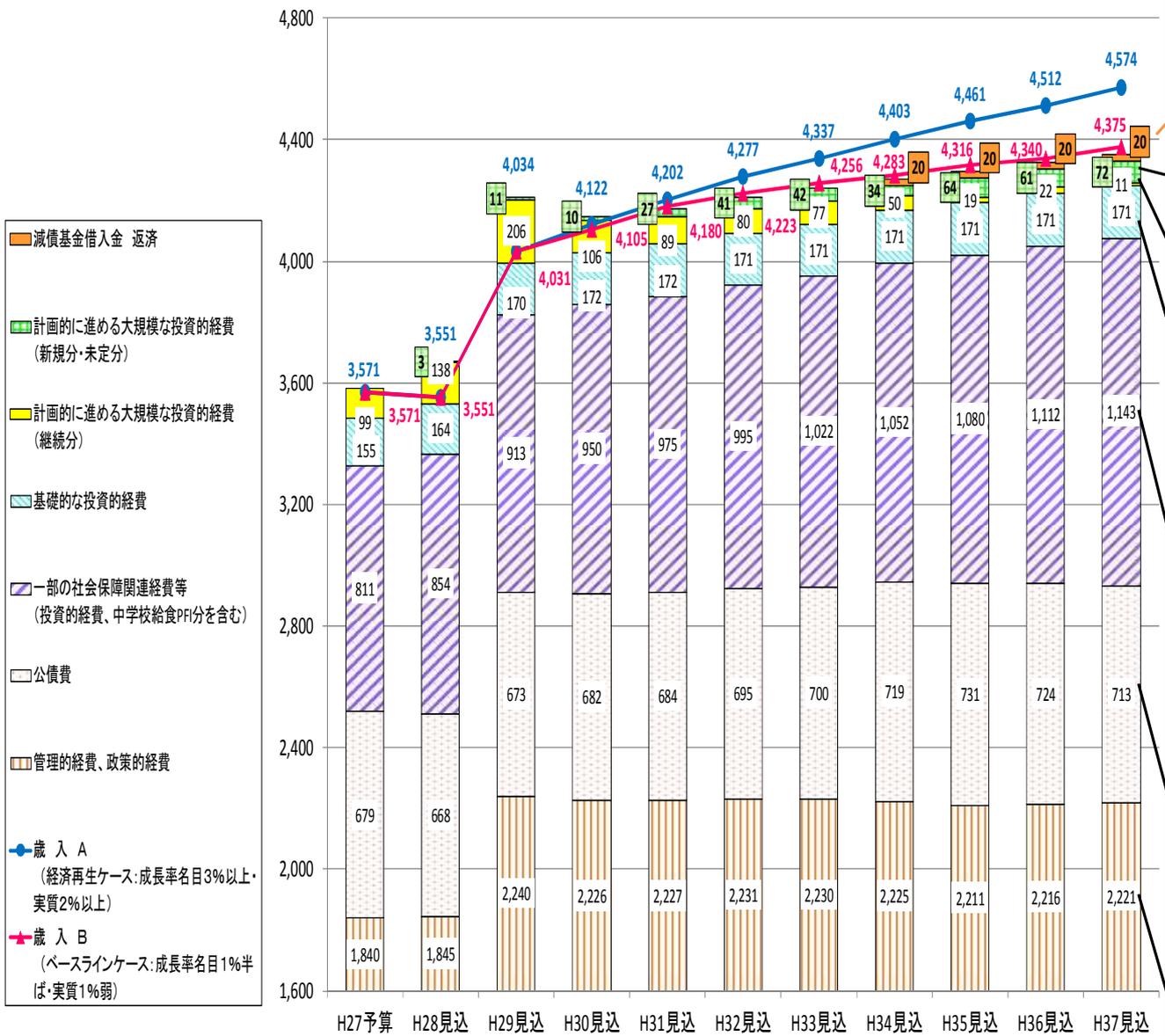
原則として、平成 27 (2015) 年度予算編成の時点で実施が位置づけられている施策・事業の所要額を計上しているが、今後、具体的に検討される予定の事業についても、一定の条件で計上

- ・投資的経費 「計画的に進める大規模な投資的経費」については、事業進捗に応じた所要額や現時点での仮の事業費を計上したほか、公共施設の維持補修など経常的なものについては、原則として平成 27 (2015) 年度予算と同額で計上
- ・公債費 投資的経費の動向を踏まえ、市債償還に関する所要額を計上
- ・管理的経費 原則として平成 27 (2015) 年度予算と同額で計上
- ・政策的経費 これまでの推移や対象人口の推移等を基に計上

\* 歳入・歳出とも、平成 29 (2017) 年 4 月に予定されている県費負担教職員の移譲影響額を反映しています。

(単位 億円)

### 今後の収支見通し (一般財源ベース) <H27.11>



\* ここでは、退職手当債・行政改革推進債を一般財源扱いとしています。

		(単位 億円)														
		H27予算	H28見込	H29見込	H30見込	H31見込	H32見込	H33見込	H34見込	H35見込	H36見込	H37見込				
歳 出		3,584	3,672	4,213	4,146	4,174	4,213	4,242	4,271	4,296	4,326	4,351				
減債基金借入金 返済					財政状況を勘案して、20億円を仮計上 →								20	20	20	20
投資的 経 費	計画的に進める大規模な投資的経費 (新規分・未定分)		3	11	10	27	41	42	34	64	61	72				
	計画的に進める大規模な投資的経費 (継続分)	99	138	206	106	89	80	77	50	19	22	11				
	基礎的な投資的経費	155	164	170	172	172	171	171	171	171	171	171				
	一部の社会保障関連経費等 (投資的経費、中学校給食PFI分を含む)	811	854	913	950	975	995	1,022	1,052	1,080	1,112	1,143				
管理的 政策的 経 費	公債費	679	668	673	682	684	695	700	719	731	724	713				
	管理的経費、政策的経費	1,840	1,845	2,240	2,226	2,227	2,231	2,230	2,225	2,211	2,216	2,221				
歳 入 A (経済再生ケース:成長率名目3%以上・実質2%以上)		3,571	3,551	4,034	4,122	4,202	4,277	4,337	4,403	4,461	4,512	4,574				
収 支 A		▲ 13	▲ 121	▲ 179	▲ 24	28	64	95	132	165	186	223				
歳 入 B (ベースラインケース:成長率名目1%半ば・実質1%弱)		3,571	3,551	4,031	4,105	4,180	4,223	4,256	4,283	4,316	4,340	4,375				
収 支 B		▲ 13	▲ 121	▲ 182	▲ 41	6	10	14	12	20	14	24				

## ◎減債基金借入金の返済について

減債基金借入金については、最長で借入後 30 年間で返済を行っても、将来の市債償還に支障を及ぼすことはありませんが、借入はあくまでも臨時的な対応であり、早期の解消が必要であることから、市民サービスの安定的な提供と、財政状況のバランスに配慮しながら、可能な限り早期の返済に努めます。

(現在の「収支見通し」においては、財政状況を勘案して、平成 34 (2022) 年度以降 20 億円を仮計上しています。)

## 計上の考え方

### ①② 計画的に進める大規模な投資的経費 (未定分・新規分)

新規事業については、財政状況や事業ボリューム、事業効果等のバランスなどを勘案しながら、実施計画の策定作業や毎年度の予算編成過程などにおいて、事業着手時期などを検討し、計画的に実施します。

### ③ 計画的に進める大規模な投資的経費 (継続分)

これまで計画的に進めてきた継続的な事業については、事業進捗に応じた所要額を計上します。

### ④ 基礎的な投資的経費

公共施設の維持補修や長寿命化の取組のほか、駅周辺のまちづくりなどのための基礎的な投資的経費については、経常的なものとして一定の枠の確保を図るとともに、効率的・効果的な施設整備手法の活用を図ります。

### ⑤ 一部の社会保障関連経費等

社会保障関連経費については、引き続き増加が見込まれますが、自立支援の取組等により、極力増加ペースの低減を図りながら、所要額を計上します。

<内訳>

高齢者福祉、障害者福祉、生活保護、保育事業(待機児童対策)、小児医療費助成、中学校給食推進事業(PFI分)

\*投資的経費に分類される保育所整備補助金等を含む

### ⑥ 公債費

投資的経費(①~④)の動向等を踏まえ、適切に市債を活用し、その償還に関する所要額を計上するとともに、併せてプライマリーバランスの安定的な黒字の確保に努めるなど、市債残高を適正に管理します。

### ⑦ 管理的経費、政策的経費

管理的経費について、効率的・効果的な事務事業の執行等による経費の抑制を図るとともに、政策的経費についても、事業執行上の工夫や必要な見直しを進めることで、経費総額の調整を図ります。

<内訳>

職員給与費、施設運管理費、防災・教育・環境・産業振興・スポーツ振興・文化振興等のソフト系事業 など

\*平成 29(2017)年度の県費負担教職員の移譲影響額を反映済

## 改革の取組

### 【歳入】

- ・債権確保策の強化
- ・受益者負担の適正化
- ・資産の有効活用など

### 【投資的経費】

- ・施設の長寿命化
- ・資産保有の最適化
- ・効率的・効果的な施設整備手法の活用など

### 【社会保障関連経費】

- ・自立支援・学習支援
- ・サービスの再構築
- ・社会保障関連施設の民間譲渡など

### 【公債費】

- ・適正な市債残高管理
- ・プライマリーバランスの安定的な黒字の確保

### 【管理的経費、政策的経費】

- ・民間活用
- ・協働・連携
- ・組織体制の最適化
- ・ICTの活用など

## 第6章 推進体制

「3D改革」のもと日常的な業務改善の取組を含め、市民サービスの最前線である現場の職員一人ひとりのアイデアを基本とする、現場主体の行財政改革を推進します。

各局等の行財政改革推進本部は、こうした現場発信の取組のとりまとめ、調整、進行管理を行います。

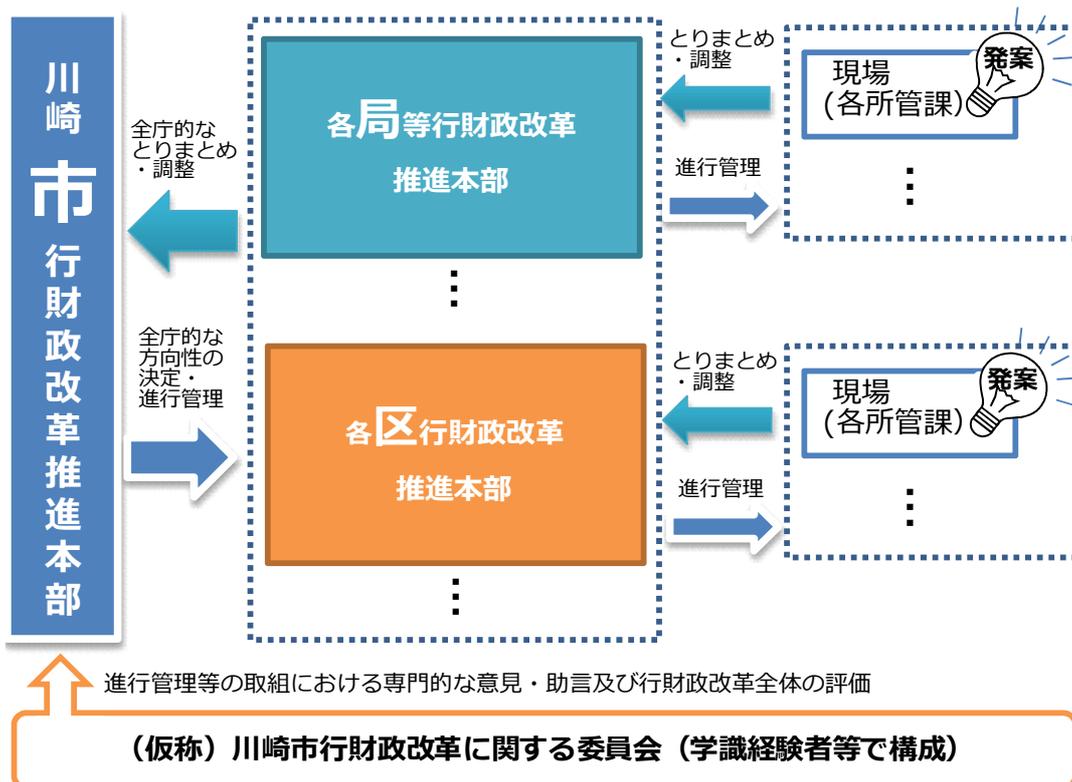
市長を本部長とする川崎市行財政改革推進本部は、行財政改革推進における全庁的な意思決定機関として、全体的な方向性の決定・進行管理を行い、それを各局等の行財政改革推進本部に周知するなど、情報や意識の共有の徹底を図るとともに、全庁を通じた取組のとりまとめ・調整を行います。

学識経験者等で構成される「(仮称)川崎市行財政改革に関する委員会」は、市行財政改革推進本部の進行管理等の取組に対する専門的な意見・助言を行うとともに、行財政改革全体の評価を行う機関として位置付けます。

さらに、改革の取組評価や、取組事項の見直し、新たな課題把握等に当たっては、新たな総合計画における進行管理の仕組みも活用します。

また、改革の推進に当たっては、多様な機会を通じて、市民や議会をはじめとする多くの方々の意見を取り入れていくとともに、毎年度の取組結果については、適切に公表します。

図表 18 行財政改革の推進体制



## 参考資料

### 1 かわさき改革カフェ

計画の策定に向けて、今後の行財政改革の取組について市民の皆様と一緒に考える、カフェ方式での気軽な意見交換の場をつくりました。

今後の行政の役割、区役所のあり方、市民や職員に求められる力について、さまざまな御意見をいただきました。

#### (1) 目的

- ア 市民に行財政改革に関する計画の考え方や取組の方向性をわかりやすくお示しし、取組に対する理解を深めていただくこと
- イ 今後、求められる区役所・市役所の役割や人材などについて、市民の方々と気軽な雰囲気の中で一緒に考え、いただいた御意見を今後の行財政改革の取組の参考とすること

#### (2) 開催日時・場所

	日時	場所	参加者数
南部地区	平成 27 (2015) 年 9 月 19 日 (土) 13:00~16:30	川崎フロンティアビル 第 3・4 会議室	44 名
北部地区	平成 27 (2015) 年 9 月 27 日 (日) 13:00~16:30	専修大学サテライト キャンパス多目的ホール	47 名
中部地区	平成 27 (2015) 年 10 月 11 日 (日) 13:00~16:30	ホテル K S P 701 会議室	48 名

#### (3) 実施概要

##### ア 参加者

(ア) 市民（本市で活動する企業等を含む）

公募による参加者、区民会議、町内会、市内企業等関係者

(イ) 職員

区役所・市役所の若手・中堅職員（概ね 40 歳以下）

##### イ グループワークの内容

参加者をテーマ別に6グループに分け、途中席替を行いながら2回に分けてグループワークを実施

(ア) グループごとのテーマ

グループ	テーマ
1・2	①協働のまちづくりを進めるに当たって行政が担う役割とは？
3・4	②どんな区役所になったらもっと良くなる？
5・6	③まちづくりを進めるに当たって、どんな力を持った市民や職員が必要？

(イ) 進め方

■セッション①：こうなったらいいな！3つのテーマの理想の姿を出し合おう



〈席替〉※各参加者グループ・テーマ変更



■セッション②：理想の姿を実現するためのアイデアを出し合おう





#### (4) いただいた主な御意見

※特に多くいただいた御意見を掲載しています。その他の御意見も含めた全体の御意見につきましては、準備が整い次第、ホームページにアップする予定です。アドレスは次のとおりです。

<http://www.city.kawasaki.jp/160/page/0000069255.html>

(「かわさき改革カフェ」で検索し、御覧いただくことも可能です。)

##### ○市民と行政、多様な世代、立場の人が出会い、話せる場づくり

- ・若い世代や新しく来た人が参加しやすいスポーツ・お祭りなどのイベントの活用
- ・多世代が集まる場として、学校などの公共施設の活用
- ・今回のかわさき改革カフェのような、市職員が地域と気軽に関わることでできる場の設定 などの取組を行政で行ってはどうか。

##### ○市民と行政との間で情報共有を促進するための仕組みづくり

- ・ICTの活用による市や地域の取組の情報発信・情報共有、市民が意見・ニーズを発信できる場づくり
- ・地域での課題の共有促進に向けた個人情報管理の仕組みづくり
- ・「伝える」よりも「伝わる」広報を行うため、誰にとってもわかりやすい言葉での情報発信 などの取組を行政で行ってはどうか。

- 地域のニーズを知り、地域と職員が信頼関係を築くため、職員が地域活動に参加する、現場に行く取組の推進
  - ・職員の町内会・自治会への参加
  - ・町内会・自治会や市民活動団体に依頼して、職員が地域巡りを行うこと
  - ・職員の地域活動を市として奨励すること  
などの取組を行政で行ってはどうか。
- 職員の能力向上を図るため、研修・OJTの実施
  - ・職員のコーディネート力を高めるため、他職場での研修受講など、他職場を経験しやすい文化をつくる取組
  - ・外国の方への対応など、専門的な能力を持った職員が必要であるため、民間人材の活用や専門能力を開発する研修
  - ・市民の声をとりまとめて具体化していく力を向上させるため、NPOでの長期研修 などを行政で行ってはどうか。
- 発想力や専門性を持った職員の育成、地域との繋がりを持続、長期的な視点でまちづくりを考える必要性などから、現状の人事異動サイクルについて長期化する一方、若い職員は様々な業務に触れられる異動を行うなど、人事異動について柔軟に見直してはどうか。
- 区役所の「見える化」の推進
  - ・区役所の「社会科見学」を実施することによる、市民への区役所の役割の理解促進
  - ・職員の顔、名前と業務内容を一致させるため、担当区域ごとの担当者・担当業務の一覧の掲示
  - ・区役所案内を行うコンシェルジュの活用  
などの取組を行政で行ってはどうか。

## 2 働きやすさ・働きがいについての職員アンケート

職員の仕事に対する意識や課題認識を把握し、職員の仕事に対する満足度向上に繋げるため、以下のとおり、職員アンケートを実施いたしました。

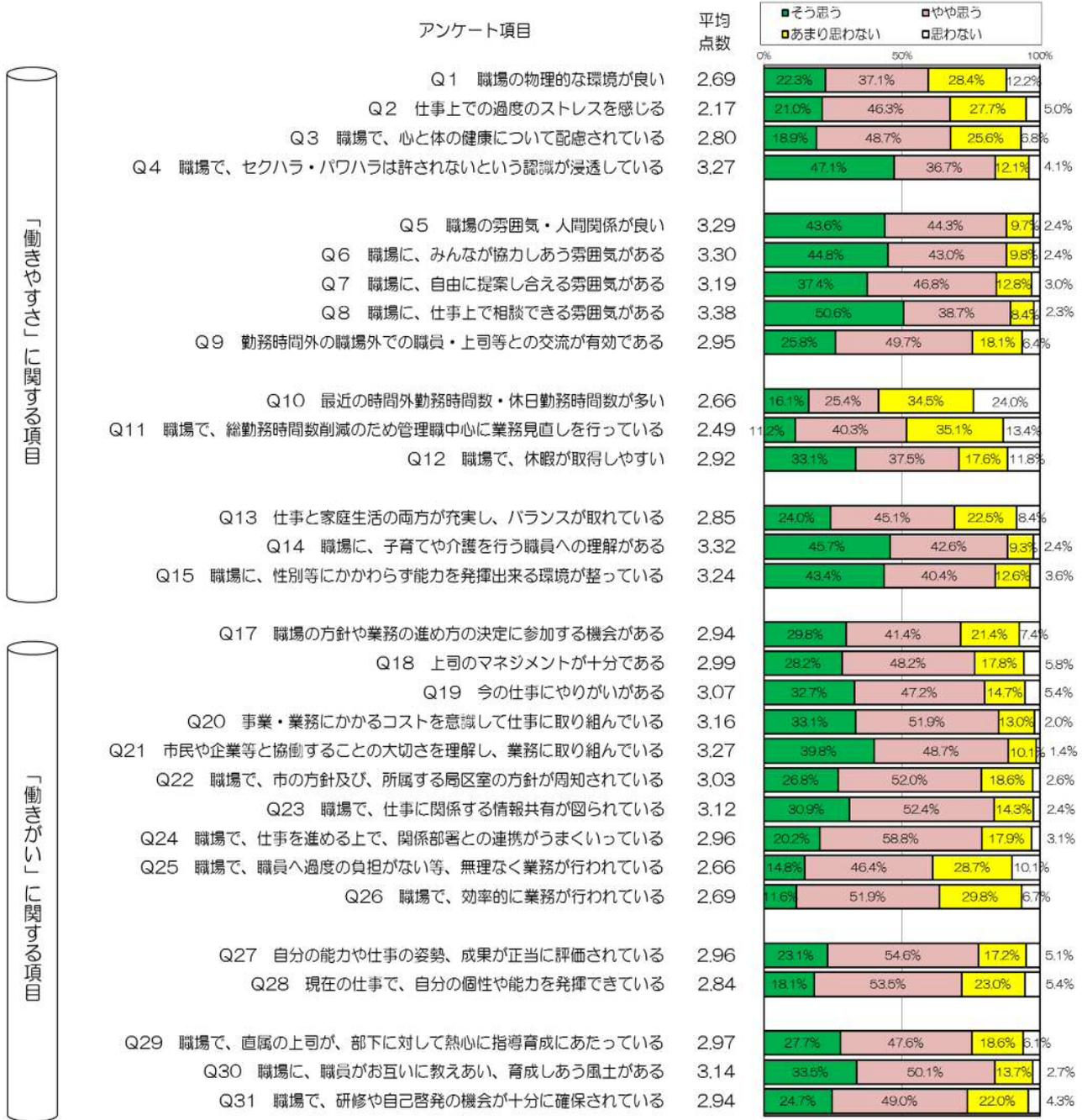
### 【アンケートの概要】

- 期 間 平成 27 年 5 月 21 日（木）～6 月 18 日（木）
- 対 象 常時、本市イントラネットシステムを利用可能な環境下にある職位・職種の全職員
- 項 目 「働きやすさ」・「働きがい」に関する項目を設定。また、それらの項目の中から、各職員が重要と考える項目をそれぞれ 3 項目選択（Q16、32）。
- 評 価 各項目につき、「そう思う」（4 点）「やや思う」（3 点）「あまり思わない」（2 点）「思わない」（1 点）の 4 つの選択肢により回答、総点数を単純平均して満足度を算出。  
※Q 2 と Q10 は満足度が低い場合に「そう思う」を選択する設問であるため、「そう思う」を 1 点とするなどの数値変換をしている。  
※各項目及び評価については、次ページに記載。

### 【アンケートの結果概要】

- 回答率 59.8%（回答者数 5,672 名／対象者数 9,484 名）
- 全項目の平均点 2.98 点
- 各項目の満足度について
  - ・最高点は、「Q 8 職場の、仕事上で相談できる雰囲気」（3.38 点）。  
なお、Q 8 を始めとして、「人間関係」に関する項目（Q 5～Q 9）は概ね 3 点を上回っている。
  - ・最低点は、「Q 2 仕事上での過度のストレス」（2.17 点）。  
「Q11 総勤務時間数削減のため管理職が中心となった業務見直し」（2.49 点）とともに、中間点 2.50 点を下回っている。
- 各職員が重要と考える項目について
  - ・「働きやすさ」では、「Q 5 職場の雰囲気・人間関係」の割合が最も高い。
  - ・「働きがい」では、「Q19 今の仕事のやりがい」の割合が最も高い。

## 【アンケート結果】



Q16 「働きやすさ」に関する項目（Q1～Q15）のうち、職員が重要だと考える項目 上位3項目  
※15項目中、3項目を回答

- Q5 職場の雰囲気・人間関係 62.1%
- Q6 職場のみんなが協力しあう雰囲気 43.8%
- Q8 職場の、仕事上で相談できる雰囲気 32.2%

Q32 「働きがい」に関する項目（Q17～Q31）のうち、職員が重要だと考える項目 上位3項目  
※15項目中、3項目を回答

- Q19 今の仕事のやりがい 60.6%
- Q27 自分の能力や仕事の姿勢、成果への正当な評価 40.0%
- Q30 職員がお互いに教えあい、育成しあう風土 34.2%

## 【働きやすさ・働きがいに関する職員アンケートの分析結果】

### ①全体の平均点が特に低い項目

- Q2「仕事上での過度のストレスを感じる」（全体平均点 2.17 点）
  - ・係長級が 2.06 点と特に低得点（管理職 2.13 点、主任・職員 2.23 点）
  - ・40代が 2.08 点、50代以上が 2.07 点と比較的低得点。  
（10～20代は 2.37 点、30代は 2.24 点）
  - ・係長級でこの設問に対し「そう思う」を選んだ職員（383 名）について、他、最も得点が低い設問は、Q25「職場で、仕事上職員に過度の負担がかからない等、無理なく業務が行われている」（2.09 点）。これは、40代以上の職員についても同様の結果（2.15 点）となっています。
  - ・また、上記係長級は、「働きやすさ」について重要だと考える項目」の第2位に、Q2を挙げています（1位は「Q5 職場の雰囲気・人間関係が良い」）。なお、職員全体では第5位となっています。

- Q11「職場で、総勤務時間数削減のため管理職が中心となった業務見直しを行っている」（全体平均点 2.49 点）
  - ・管理職のみでは 2.88 点である一方、管理職以外では 2.42 点。
  - ・また、管理職以外でこの設問に対し「思わない」を選択した職員（790 名）について、関連する設問であるQ18「上司のマネジメントが十分である」の点数も、2.10 点にとどまっています。
  - ・30代は 2.36 点、40代は 2.42 点と比較的低得点。  
（10～20代は 2.60 点、50代以上は 2.66 点）

### ②職位・年代間で点数の差が特に大きい項目（概ね全体平均点 3 点以下の項目）

- Q17「職場の方針や業務の進め方の決定に参加する機会がある」（全体平均点 2.94 点）
  - ・管理職のみでは 3.77 点である一方、主任・職員では 2.60 点。職位の性質上、管理職が高得点となる項目ですが、1 点以上の差が出ています。
  - ・40代は 2.97 点、50代以上は 3.37 点と比較的高得点。  
（30代以下は 2.67 点）
- Q18「上司のマネジメントが十分である」（全体平均点 2.99 点）
  - ・管理職のみでは 3.32 点である一方、管理職以外では 2.93 点。
  - ・30代は 2.88 点、40代は 2.94 点と比較的低得点。  
（10～20代は 3.06 点、50代以上は 3.13 点）

○Q22「職場で、市の方針及び、所属する局区室の方針が周知されている」(全体平均点 3.03 点)

- ・管理職のみでは 3.39 点である一方、主任・職員では 2.90 点。
- ・40代は 3.05 点、50代以上は 3.21 点と比較的高得点。  
(30代以下は 2.91 点)

○Q26「職場で、効率的に業務が行われている」(全体平均点 2.69 点)

- ・管理職のみでは 2.96 点である一方、管理職以外では 2.63 点。
- ・また、管理職以外でこの設問に対し「思わない」を選択した職員(387名)について、最も得点が低い設問は、Q25「職場で、仕事上職員に過度の負担がかからない等、無理なく業務が行われている」(1.50 点)であり、効率的に業務が行われていないことが、職員に負荷がかかる大きな要因の1つとなっていると考えられます。
- ・30代が 2.57 点、40代が 2.65 点と比較的低得点。  
(10~20代は 2.70 点、50代以上は 2.83 点)

### ③その他

- 「人間関係」に関する項目中、Q5～Q8は職位、年代に関わらず高得点。
- 性別、所属別(区役所/区役所以外)では、各設問の得点について特筆すべき差は見られませんでした。また、「各職員が重要と考える項目」についても、職位・年代・性別・所属別で特筆すべき差は見られませんでした。
- 職位別、年代別の結果については、次ページを御参照ください。

●職位別の平均点

	全設問平均	Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	Q6	Q7
管理職	3.22	2.87	2.13	3.04	3.68	3.50	3.54	3.44
管理職以外	2.93	2.66	2.18	2.75	3.19	3.25	3.26	3.14
うち係長級	2.97	2.65	2.06	2.73	3.32	3.28	3.32	3.22
うち主任・職員	2.91	2.67	2.23	2.76	3.14	3.25	3.24	3.11

	Q8	Q9	Q10	Q11	Q12	Q13	Q14	Q15
管理職	3.50	3.14	2.44	2.88	3.19	2.94	3.60	3.54
管理職以外	3.35	2.91	2.71	2.42	2.87	2.83	3.26	3.18
うち係長級	3.33	2.94	2.62	2.40	2.91	2.78	3.28	3.24
うち主任・職員	3.37	2.90	2.75	2.43	2.85	2.85	3.26	3.16

	Q17	Q18	Q19	Q20	Q21	Q22	Q23	Q24
管理職	3.77	3.32	3.33	3.42	3.51	3.39	3.45	3.21
管理職以外	2.78	2.93	3.02	3.11	3.22	2.97	3.06	2.91
うち係長級	3.19	2.99	3.06	3.24	3.28	3.11	3.13	3.00
うち主任・職員	2.60	2.90	3.01	3.06	3.20	2.90	3.02	2.88

	Q25	Q26	Q27	Q28	Q29	Q30	Q31
管理職	2.90	2.96	3.14	3.02	3.20	3.37	3.20
管理職以外	2.61	2.63	2.92	2.81	2.93	3.10	2.89
うち係長級	2.64	2.70	2.91	2.85	2.89	3.14	2.92
うち主任・職員	2.60	2.61	2.93	2.79	2.95	3.09	2.88

●年代別の平均点

	全設問平均	Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	Q6	Q7
10～20代	3.00	2.79	2.37	2.90	3.17	3.33	3.31	3.12
30代	2.92	2.63	2.24	2.75	3.16	3.28	3.25	3.15
40代	2.94	2.64	2.08	2.73	3.25	3.25	3.25	3.18
50～60代	3.07	2.77	2.07	2.85	3.47	3.34	3.43	3.28

	Q8	Q9	Q10	Q11	Q12	Q13	Q14	Q15
10～20代	3.46	3.03	2.74	2.60	2.87	3.00	3.33	3.26
30代	3.43	2.94	2.71	2.36	2.88	2.84	3.27	3.21
40代	3.33	2.92	2.64	2.42	2.91	2.77	3.27	3.20
50～60代	3.33	2.96	2.58	2.66	3.00	2.83	3.42	3.31

	Q17	Q18	Q19	Q20	Q21	Q22	Q23	Q24
10～20代	2.64	3.06	3.07	2.94	3.20	2.91	3.14	2.95
30代	2.68	2.88	3.03	3.10	3.19	2.91	3.01	2.87
40代	2.97	2.94	3.02	3.22	3.29	3.05	3.09	2.95
50～60代	3.37	3.13	3.18	3.29	3.37	3.22	3.27	3.08

	Q25	Q26	Q27	Q28	Q29	Q30	Q31
10～20代	2.72	2.70	3.07	2.84	3.15	3.19	3.02
30代	2.58	2.57	2.97	2.83	2.89	3.10	2.85
40代	2.59	2.65	2.92	2.81	2.88	3.09	2.89
50～60代	2.78	2.83	2.93	2.90	3.05	3.23	3.05

### 3 「日々の生活に身近な行政サービスについての満足度」に関する市民アンケート

#### (1) 目的

市民満足度の高い市政運営に向けた行財政改革の推進に当たり、「日々の生活に身近な行政サービスについての満足度」に関する本市の現状を調査するとともに、他都市の状況も調査し、これとの比較を行うことにより、今後の取組の参考とする。

#### (2) アンケートの方法

	郵送アンケート	WEBアンケート
調査対象	川崎市在住の満20歳以上の男女個人	政令指定都市在住の満20歳以上70歳未満(※)の男女個人(川崎市を含む) ※WEBの性質上、一定年齢以上の標本数の獲得が難しいため
調査数	3,000人	20政令指定都市(各700人程度)
調査方法	郵送法	WEB法
実施期間	平成27年8月10日(月)～平成27年9月1日(火)	
有効回収数(人)	1,235人	調査数と同数(700人程度)
有効回収率	41.2%	—
調査結果の用途	現状を示す基準値	他都市との比較等による参考値

#### (3) アンケートの内容

##### 【郵送版】

川崎市では、日々の生活に身近な行政サービスとして様々なものを提供しています。あなたは、こうした日頃受けている行政サービスについて、どのように感じていますか。

※市が提供する日々の生活に身近な行政サービスとは…

保育などの子育てサービス、小・中学校などでの教育、高齢者などへの福祉サービス、ごみの収集、区役所などの窓口サービス、市民館・図書館などの施設サービス など

##### 【WEB版】

お住まいの市では、日々の生活に身近な行政サービスとして様々なものを提供しています。あなたは、こうした日頃受けている行政サービスについて、どのように感じていますか。

※市が提供する日々の生活に身近な行政サービスとは…

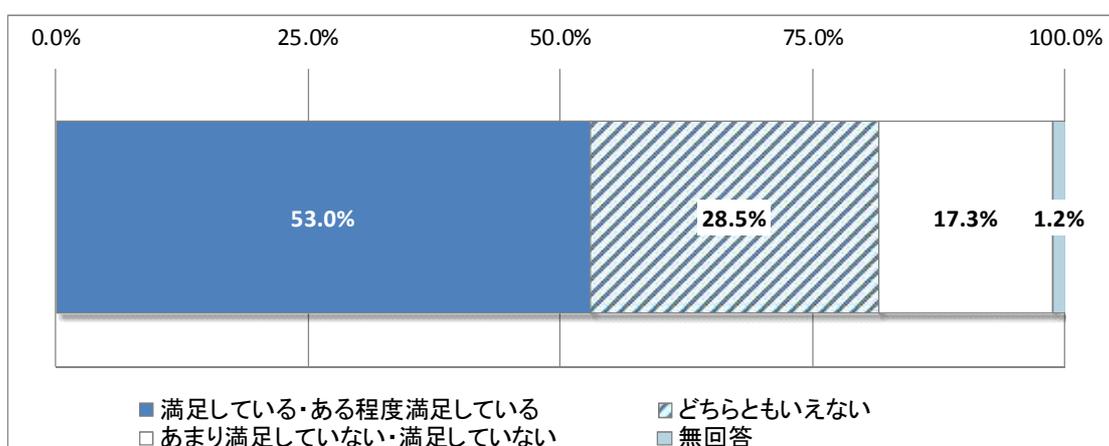
保育などの子育てサービス、小・中学校などでの教育、高齢者などへの福祉サービス、ごみの収集、区役所などの窓口サービス、市民館・図書館などの施設サービス など

【回答肢】

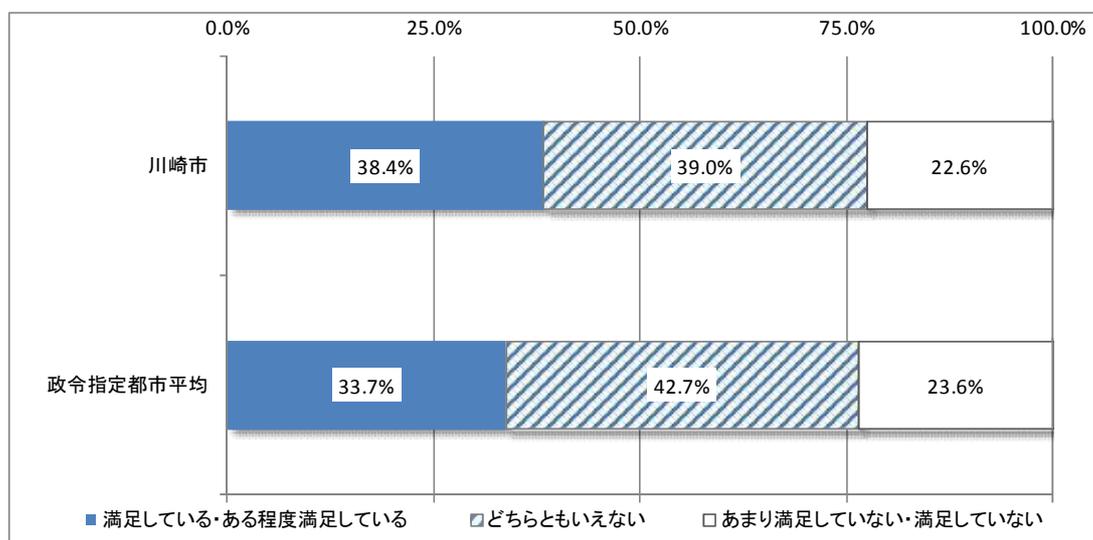
- 1 満足している
- 2 ある程度満足している
- 3 どちらともいえない
- 4 あまり満足していない
- 5 満足していない

(4) アンケートの結果

【郵送版】(基準値)



【WEB版】(参考値)





**意見書**※コピー等によりご利用ください。

<b>題名</b>	行財政改革に関する計画素案		
<b>氏名</b> (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
<b>電話番号</b>		<b>FAX番号</b>	
<b>住所</b> (又は所在地)			
<b>意見の提出日</b>	平成 年 月 日	<b>枚数</b>	枚(本紙を含む)

**「行財政改革に関する計画素案」に対する意見**

--	--	--	--

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- ・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

**提出先**

<b>部署名</b>	総務局行財政改革室		
<b>電話番号</b>	044-200-2050	<b>FAX番号</b>	044-200-0622
<b>住所</b>	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地		



行財政改革に関する計画素案

平成 27 (2015) 年 11 月

川崎市

---

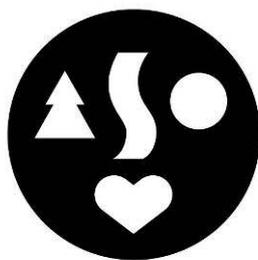
川崎市総務局行財政改革室

電 話 : 044-200-2050

F A X : 044-200-0622

E-mail : 16gyosys@city.kawasaki.jp

---



KAWASAKI CITY

---

川崎市